

第九十四回国会 参議院 地方行政委員会 會議録 第八号

昭和五十六年四月二十八日(火曜日)
午前十時三十一分開会

委員の異動

四月十七日

川原新次郎君

補欠選任
石破 二郎君

四月二十日

小山 一平君

補欠選任
松本 英一君

四月二十二日

松本 英一君

補欠選任
小山 一平君

四月二十三日

神谷信之助君

補欠選任
神谷信之助君

四月二十三日

小笠原貞子君

補欠選任
神谷信之助君

出席者は左のとおり。

委員長

亀長 友義君

理事

金井 元彦君

熊谷 弘君

委員

志茂 裕君

伊藤 郁男君

委員

岩上 二郎君

加藤 武徳君

委員

後藤 正夫君

名尾 良孝君

委員

原 文兵衛君

福田 宏一君

委員

小谷 守君

委員

小山 一平君

委員

佐藤 三吾君

国務大臣

自治大臣
安孫子藤吉君

和泉 照雄君
大川 清幸君
神谷信之助君
美濃部亮吉君

政府委員

警察庁刑事局長
谷口 守正君

中平 和水君

警察庁刑事局長
池田 速雄君

矢野浩一郎君

警察庁交通局長
金子 憲五君

砂子田 隆君

自治大臣官房審議官
宮尾 盤君

土屋 佳照君

自治省行政局長
石原 信雄君

近藤 隆之君

自治省財政局長
高池 忠和君

山田 晋作君

自治省税務局長
鈴木 昭雄君

鈴木 昭雄君

自治省消防局長
徳波 稔君

徳波 稔君

常任委員会専門員

安達 五郎君

総務局

平野 侃三君

総務局

平野 侃三君

総務局

平野 侃三君

総務局

平野 侃三君

外務省アジア局長
小倉 和夫君

外務省北米局長
丹波 実君

外務省条約局長
野村 一成君

文部省初等中等
中島 章夫君

教育部高等学校
長谷川善一君

文部省体育局長
杉戸 大作君

文部省保健局長
土坂 泰敏君

厚生省環境衛生
森谷 進伍君

局水道環境部環
大久保一男君

境整備課長
神戸 勉君

運輸大臣官房地
二谷 頼男君

域計画課長
鹿島 尚武君

運輸省自動車局
平林 忠正君

業務部長
松下 勝二君

運輸省自動車局
幸前 成隆君

整備部保安課長
中田 亨君

海上保安庁水路
中田 亨君

部海象課長
中田 亨君

建設省計画局民
中田 亨君

間宅地指導室長
中田 亨君

建設省都市局都
中田 亨君

市再開発課長
中田 亨君

建設省都市局街
中田 亨君

路課長
中田 亨君

建設省都市局下
中田 亨君

水道部下水道企
中田 亨君

画課長
中田 亨君

建設省住宅局住
中田 亨君

環境整備室長
中田 亨君

に關する件

○委員(亀長友義君) 次は、地方行政の改革に

關する調査のうち、地方行政、消防行政、警察

行政等の基本施策に關する件を議題といたしま

す。

これより、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○委員(亀長友義君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員

長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

○委員(亀長友義君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員

長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

○佐藤三吾君 時間がしばらくたつたようですから、若干早口の質問にしたいと思います、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、大臣にお尋ねしたいと思うんですが、地方自治法の改正が、自治省が提起をしましてもう二カ月近くになります。御承知のとおり、国会もきょうを境に連休後はもうまさに会期末と、こういう情勢にございます。しかし、この改正の趣旨は、地方制度調査会の中で議論をして、ぜひ行政改革の前提としてこの際明確にすべきだということが自治省が決定した一番大きな内容になっていると思うのでありますが、とりわけ委任事務の監査権の行使の問題であるとか、また、むやみやたらに国が法令改正、新基準をつくっていくことに對して、地方六団体から強い要望であるチェックの、協議の規定であるとか、これらについては、私は、いまこそ政府が当然これにこたえていくべき内容だと思ふんです。そういう意味で、この改正案が、新聞等の情報では、これはもうよくあみになるのじゃないかと、こういうふうなうわさもしきりに流れております。

先般、本会議でこの問題について志苦議員の、大臣の政治的生命をかけてやるのかやらのぬのかという質問に對しては大臣は答えないまま降壇すると、こういうことでございました。ここでひとつはつきりこの問題についてどういふ見解なのか、今国会ではもう断念するのか、それとも政治生命をかけてやるのか、まずその点を大臣から聞きたいと思ひます。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 地方自治法の改正のその後における経過は、御承知だと思いますが、非常に難航いたしております。

機関委任事務等については各省相当意見を持っております。また、意見提出権の問題につきましても、やはり政府といたしまして、関係する筋は、この点についての相当意見を持つておるわけでございます。その他の諸点につきましても、政府部内において調整が難航しておるというのが現状で

ございます。

ぜひ出すべきだと思ひますけれども、その調整ができるかでき得ないか、最後の段階に入っているわけでございますが、この点は若干の時間の御猶予を願わなければならぬ、こう考えております。

○佐藤三吾君 私十五日に決算の締めくくりで総理にこの問題をただしたんですが、総理のお考え方を聞いていますと、まだ地方制度調査会の感覚なんですね。地方制度調査会から答申があつたので部内で検討しますと、こういう感覚なんです。いままたあなたが、部内の調整で手間取つておるといふことで若干の猶予と言いますが、若干の猶予といふことは、この国会でもう出さぬといふことですか。断念するわけですか。若干の猶予をする期間ももうないんじゃないですかという前提でどうするんだというのを問うておるわけですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 大変難航しております。

○佐藤三吾君 答弁になってないじゃないですか。難航しておることは、事實は知つておるんです。だからどうするのとか聞いておるわけですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 近いうちにその結論を出さなければならぬと考えております。

○佐藤三吾君 どういう結論を出すのか、大臣の腹を聞いておるわけだから、きちつとしてください。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 私としては、これは提案をいたしたいと考えておりますけれども、全般の調整ができなければ事実提案はむずかしいわけでございます。その辺の話し合いを最後の段階として詰めていきたい、こう思つております。

○佐藤三吾君 私は、そうじゃないかなという感じがしておるのです。それはなぜかというところ、あなたのこの問題に対する決意がやっぱり内閣全体の中に通つてないですよ、正直言つて。もし、これがまた今国会で断念をするというふうなことになるますと、これは行政改革、第二臨調がどんな答申をしてもこれはへにもなりませんよ。言うな

らばなわ張りでしょうが、理屈はどこにあるんですか、通らない。そのようなことを解決できないがためにこんな補助金が膨張したり、行政が膨張してきておるわけでしょう。このことが解決できぬで、第二臨調がどうしたか行政改革がどうなると言つてみたつて、私は意味がないと思ふんです。それを一番主管する自治大臣がそういう弱腰でこの問題に對処するといふことは私は納得できない。その点、大臣はこの処理に當つて、ひとつも決意をもつて——何のために二年間も第十七次地方制度調査会で議論してきたのか。その十七次地方制度調査会、私も行つてみましたが、一番の議題がこれだったんですよ。それを簡単に、もう内部の調整、言うならなわ張りが解けないから、なわ張りが打ち破れぬからできません。こんなばかんなことがあります。この点ひとつ大臣の決意のある態度を私は強く望んでおきたいと思ひます。

もう一つあります。中曾根長官が国と地方との問題を臨調の中で盛んに言つておる。その中で彼が言つておるのを見ると、これは新聞情報ですけれども、国家公務員は七十五万人ふえた、こういふことを言つておる。私は調べてみた。ところが、調べてみると国家公務員は四十六年からこの十年間に八千八百十名ふえておる。約一万人ふえておる。それだけじゃなくて、代行的な機関である特殊法人は五万二千二百六十六名ふえておる、この十年間に。地方公務員はどうかと見ると、これは七十五万七千九百七十九名ふえておる。しかもその六割は、あなたが言つておるように、いわゆる警察であるとか消防であるとか、もしくは福祉関係であるとか、教員であるとか、こういう国の法令もしくは新基準によつてふえざるを得ない職員です。まあそれも百遍言へば本當のように聞こえるという——ヒットラーじやありませんが、こんなことが、だれが調べてもわかることを平気で言うておる行政庁長官に對して、大臣としてどういふ見解を持つておるのか。

この問題についてあなたの発言が一つも閣議の中で出てない、おかしいじゃないかというふうなことで、どういふ見解ですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) この地方の定員の問題については、これは行政庁長官も知つておるはずで、私も何回か会ひましてよく話をしておるわけでございます。したがういふ認識に立つて今後問題が展開していくだろうと、こういうふうにして思つておるところです。

○佐藤三吾君 知つておつて言うというののはおかしいじゃないですか。いま中曾根さんが盛んに言ひよるの、この間もテレビ討論の中で言つておるの、国家公務員は七十五万人ふえた、そこが問題だと、こう言つておるわけでしょう。知つておつて言うをどう言ふべきじゃない、事實はこうだといふことをきちつとさせないんですか。いかがですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) お話の点は、恐らくテレビの放送の問題じゃないかと思ふんですが……

○佐藤三吾君 それだけじゃありませんよ。○国務大臣(安孫子藤吉君) そのほかの問題につきましても、それは長官としてはよく承知をしておるわけですが、その実態というものは、しかし、その場の発言がどうであつたかといふことについては、テレビの討論なんかにおいても、時間の関係もあつたでしようし、いろんなことであつたのであつて——しかし実際、総体の数としてはふえていることは事實です。だから、その内容というものの問題になるわけですが、そこまで敷衍して説明するのじゃないかといふことでございまして、この点は十分承知をしておるはずで、またこの間、たとえば税調におきましてこの問題が議論がありました。私からは、その際にはつきりその点は内容を分析して税調の諸君には申し

上げておるわけでございます。機会をつかまえて常におの点は自治省の立場、地方定員の問題については実態をはつきりしておるつもりでございます。

○佐藤三吾君 この問題はまた交付税の中で議論しますけれども、しかし大臣、さっきの地方自治法の改正の問題にしろこの問題にしろ、確かにあなたどこかでこうはさぼる言っているかもしれないけれども、国民の中に聞かせるのは、中曾根長官のうそのラッパの方がよけい聞かせるんですよ。ですからそこら辺をひとつ私は、あなた自治大臣という立場に立つなら、そういったことについてはもつとさちつと折り目は折り目として正していいと思います。よろしいですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) そういうことで私もやっていますつもりです。

○佐藤三吾君 次に、北海道の江別の問題についてちよつと聞いておきたいと思いますが、これは先般の委員会で私がこの問題を取り上げて、自治省の方も労使の問題として対処していただいたんですが、一応現地の報告を聞きますと、合意が成立して再建のスタートは切ったようです。問題は、現地でせつかくでさ上がつておったのが準用再建をめぐって決裂をして、そして今度は合意がでさ上がつたわけですが、私は、やっぱり病院再建というのは、何といても患者さんを抱えておるし、労使の合意が基本に買っていない限り再建はできないという立場を堅持しておりますが、この点について今後どういうふうに進導、対処されるのか、見解を伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(金子憲五君) ただいまお話がございましたように、三月十日で私も江別病院の再建計画の承認をいたしました。その後話し合いを続けまして、三月二十六日に職員組合と市当局との間で準用再建計画の中の労働条件に係る件については合意を目標に今後協議するということになり、今後におきましても、前回申し上げましたとおり、

病院の再建の効果的な実施のためにも、市当局が関係者と十分話し合いをし協力をして、円滑な再建ができるようにしてもらいたい、そのような方向で指導してまいりたい、そのように考えております。

○佐藤三吾君 問題は、計画案が、どつちかといへば決裂状態の中で一方的に出された内容ですから、当然そういうことになりまうと計画変更その他もまた労使の過程の中で出てくるかもしれない。そういった問題点についても含めていまま言った態度で対処するという理解でよろしいですか。

○政府委員(金子憲五君) そのような方向で臨んでまいりたいというふうに考えております。

○佐藤三吾君 次に、長崎県交通の問題についてお尋ねします。

この二月に私も県交通の実態を、現地に調査に入つたわけですが、いま長崎県交通は、御存じのとおり、四十八年以來の自主再建が労使協議の中で進められて、県議会での答弁、報告を見ると、予期以上の成果を上げた、こういう執行部側の答弁も出されておるようです。しかし、昨年から燃料費が上がつたとか人件費が上がつたとか、こういうような問題等から県議会の中で特別決議がなされて、それを受けて自主再建から準用再建と、こういう方向に作業が進められておるといふ実態の中で現地に私も入つたわけでございますが、内容を見ると、私は非常に奇異に感じた点も一つあるんです。

どういふ点かという、一つは、やっぱり国鉄と同じように、不採算路線と称するものを二千七百キロほど削減、廃止する。それから事業所、営業所の統合、縮小、売却を行う。職員の整理、賃金の抑制、合理化を行う。こういう大筋言つて三つぐらいが柱になつた内容なんです。中身を吟味すると、五十五年度の累積赤字の見込みが十五億九千七百万、こういう内容なんです。ですから、それをどう解消して再建するのかというのではないんです、この個々の中身は、そうではなくて、六十二年までに、いま現在五十五年度の見込みが

十五億九千七百万の赤字であるから、このままずっといけば六十二年には百億八千五百万の赤字になる見込みだと、したがって百億一千万で再建計画と、こういう内容になつてゐるわけですね。

これはほかの都市の再建計画とは全然中身が違ふ。言うならば、常識で考えても、そういうこれからの、いま現在十五億あるなら、それをどう解消するか、そのためにこの事業運営をどう強化していくかとか、こういう方向じゃないんです。このままでいくとどうなるから、したがって、住民の不便はもう百も承知で削減する、合理化をする、こういうふうな立て方になつておる。これはいま労使で交渉事項になつておりますから、かなりこら辺の問題が出てくるのじゃないかと思ふ。

この県交通というのは、年間に輸送人員が約四千八十万という、まさに事実上県民の生活路線となつておる。国鉄は御存じのとおりローカル線廃止。県交通はまた二千七百キロ削減、廃止。こういうことになりまうと、長崎県民にとっては大変な足の痛手を受ける内容なんです。

私は、こういった問題については、もつと公共性というか、公共交通の役割、こういうものをやっぱり自覚をしていかなければいかぬと思ふんです。そういう意味合いが、もうまるで責任放棄というふうなかつこうになつて、準用再建計画を立てられようとしておる感じを受けました。こら辺に対して一体どういふ見解を持ち、そして自治省として指導に当たろうとしておるのか。

それから、準用再建に仮になつた場合に、どういふ財政援助というのを具体的に考えておるか。恐らくこら辺については、自治省にもうすでに相談が来ておると思ふんです。六月議会の一つの焦点になろうとしておるわけですから、こら辺についてまずお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(金子憲五君) 公営企業の再建につきましては、一つは過去に生じた不良債務をどの

ように解消していくかという問題がございますけれども、それより基本的な問題は、赤字を出す構造を変えようということがあろうかと思ひます。長崎県交通の場合に、年々十数億ずつの赤字を出していくような構造になつておりました、ただいま御指摘がありました再建計画と申しますか、今後の再建をするに当たつての見通し、従来のような形で行つた場合には百億を超えるような赤字が発生すると、そういった赤字を発生させないようにするためにはどのような方法をとっていくかというのが再建内容の一つの眼目になつております。そのようなことで不良債務の解消のためには現在あります不良債務を計画的に減らしていく。そのためには一部の繰り入れをする。あるいは職員数を減らす。そのための退職手当について一般会計からの繰り入れ措置を講ずるということが一つと、あと、今後赤字を発生させないようにするために、たとえば路線の再編整理でありますとか、貸し切り部門の縮小でありますとか、あるいは仕事委託、あるいはワンマン化といったような合理化措置を講ずるといふようなことがもう一つの柱になつておるわけでございます。

それから、次の御質問、長崎県交通の公共性の点から、生活路線については維持をしていくべきではなからうかということでございますが、生活上必要な路線につきましても、これはできる限り維持をしていくべきであるというふうな考えでおります。ただ、長崎県交通の場合に、赤字が急激に出てまいりました最大の原因は、ここ数年石油ショックの後におきまして乗客数が異常に減つてきたということがあろうかと思ひます。長崎県交通の特徴といたしまして、観光路線を非常に持つておる。観光客への依存度が高かつたということがあろうかと思ひます。したがって、乗客数が減つたところにつきましても、それに対応して路線の縮小再編をやらざるを得ない。これに伴ひまして営業所等につきましても廃止統合をやらざるを得ないということがあろうかと思ひます。当然路線の再編整理あるいは運行回数の減少

等によりまして住民の方々の利便を損う点も全くないわけではないと思いますけれども、そういう点は最小にとどめつつやはり再建を通じて長崎県交通事業の維持を図るというのが長崎県の再建方針であるというふうな承知をしております。

それから次に、自治省としての指導方針、特に財政援助の方法でございますが、まだ再建計画につきまして正式に協議を受けておりませんので最終的に申し上げるわけにはまいりませんが、いままでの交通事業の再建についての財政援助の方法、あるいは病院につきまして準用再建をやっているところがございますけれども、これらの財政援助の内容等を見比べながら今後対処してまいりたいというふうに考えております。

なお、長崎県といたしましては、一般会計から交通事業への繰り出しといたしましては、不良債務の解消のための繰り入れ及び勤労退職に伴う退職手当、その一部について繰り入れ措置をするということを聞いております。私ども、財政援助措置を講ずる場合にもこういった点に着目してやるといふことにならざるを得ないというふうに考えております。

○佐藤三吾君 具体的な相談がないので、自治省としての対応はこれから協議だということを知りますが、しかし、県議会の中で、自主再建で予期以上の成果を上げておるといふ県当局の答弁が出ておるぐらいに行っておるのが、何で急に準用再建に変わってきたのか。これはやっぱり準用再建に変わるといふことは、自治省の方が、具体的に準用再建になるといふことですと、こういうことを言わなければ出てこないんじゃないかと思うのですから、その中身はおおよそそのめどというものを私は持つておるのであるかと思うんです。正式にこういうふうなことはまだなっていないと思ひますけれども、少なくとも、申し入れが出た段階ではそういうお話がやられておると思うので、そこら辺が明らかにできるならひとつこの際明らかにしてほしいということが一つ。

それからもう一つは、内容を見ますと百十億と

いう予想される赤字を前提に置いて県の繰り入れを二十五億繰り入れる、こういうことを基本に置いていますが、八〇％は企業内努力、こういう構想になつておるわけですね、この内容を見ると私は、あなたがしゃつたように、確かに観光面が石油ショック以後下がってきたので、油の値上げと同時に、観光に頼つておったので、重点を置いておったこの県交通のあり方を是正するということについてはわからないでもない。しかし、いま出されておる内容を見ると、二千七百キロというのはほとんど生活路線ですよ。あなたは、ここは何とかして守らなきゃならぬと置くけれども、やっぱりそこに廃止、縮減の焦点を置いておる。

そういうあり方が県の公共交通という立場からいって妥当なものなのかどうか私は非常に疑問があると思う。しかし、いま企業内努力というところになると、どうしてもそこにはいかなきゃならぬというのが県交通当局の答弁なんですね。そこら辺は、私はやっぱりこの際国もしくは県という立場で少なくとも――あの長崎県というのは御承知のとおり山あり谷あり非常に不便なところですよ、言うならば、そこら辺にせつかく伸びておる。また、それが地方のいわゆる住民の定着化のひとつの原因にもなつておる。そこまで根こそぎやつてしまつたら、これは私は過疎を一層促進して、地方に田園都市とかいろいろ言つてみたって、事実上それができない。足を取り上げてしまふことになると思う。そういう意味があるから私はこの際この問題についてお聞きしておるわけであつて、そこら辺はやはりもつと県交通の役割り、公共性、そうして今後の地方自治の展望等を踏まえてきちつとした指導に当たるべきであると思ひます。すがいかですか。

○政府委員(金子憲五君) 長崎県内のバス交通でございますが、全国的に見まして、比較的バス交通に対しての依存度は高いというふうに見えております。ただ、長崎県内におきましては、その他の民営のバス事業も非常に多く行われておりまして、路線等についても競合するものが多いとい

うふうに見えております。もちろん長崎県交通だけが運行しているところもございまして、そういうところとかが不採算路線であるということでは直ちに廃止をされるということになりますと、やはり住民生活に対しての影響も少なくないものがあるというところは当然であらうかと思ひますが、やはり全体として乗客の状況、そういった実態を見ながら路線の再編整理は長崎県交通の再建のためにもやらざるを得ないことではなからうかというふうに思ひます。ただ、どうしても維持をしないければならぬ、しかし、乗客数が異常に少ないというところにつきましては、そういった条件に当てはまるものにつきましては、生活路線維持のための補助制度等もございまして、そういったようなものを受けて、維持せざるを得ないものについては維持をする。全体として必要度が低いものについては、場合によつては廃止するものがあるかもしれませんが、全体の中でそういう点については対処をしましなされるを得ないのではなからうかというふうに考えております。

それから財政援助につきまして、全体で百億以上の赤字に対して二十五億の一般会計からの繰入金金は少な過ぎるのではなからうかということでございますが、百億からの赤字は、先ほど申し上げましたように、手をこまねいておると三七、八年の間にそれだけの赤字が累積をしましうという数字でございまして、当然、企業の構造と申しますが、体質を改善していくのはその企業の負担においてやるべきでございまして、また、そうでなければ体質というものは改善するものではございせん。自己の努力でできるだけの体質改善措置を講じてもらう。ただ、いままでできた赤字、あるいは過員を抱えていることによりまして退職手当の負担が非常に重くなるというものにつきましては、その相当部分については一般会計で負担をするという長崎県当局の考えであるというふうな承知をしております。各数字の関係についてはそのようなことでございまして、一般会計からの繰出金、決して少ない額ではないというふうには私

ども承知をしております。

○佐藤三吾君 私、これはひとつ指導に当たつて留意してほしいと思うのは、長崎県議会の議論を聞いてみましても、たとえば百条委員会の調査という、こういうものをこの問題で設置しておるわけですよ。普通あれは汚職とか、問題が起つたときに設置されるものを、この県交通の問題で百条委員会を設置して、そして、あなたも御存じだと思ひけれどもあの結論の三つの点を見ると、もう赤字になるなら民営に移しちゃえと、こういうのが基本になつておる。いわゆる県の公共性というのはいふの特別委員会の報告を見るとかけらもない。文句言うなら移しちゃえと、こういう方向なんですね。国鉄のローカル線の廃止の問題、これも大変問題なんですけれども、しかしこれは、国鉄の線路は通さぬけれども、そのかわりバスを通しまして足は確保しますという前提がついておる。ところが今度の場合は、このバスそのものをなくしちゃえと、こういうのが一つの県議会の動きでもある。それに押されたのが私は今度の自主再建から準用再建に変わった県の態度だと思ひますよ。そういう内容を含んでいることが一つと、県の方は、しかしその中でもはくらの調査の中の答弁では、県の公共性なり、それから、だからこそ民間ではどうにもならぬ問題ですと、この生活路線については、私どもはそれを守つていかなければならぬという立場は言つておりました。ですから組合とも十分協議して、協議ができぬまま自治省に出すようなことはしませんと、こういう約束もしておりました。しかし、いま言つたように、一方では議会でそういう動きがあつて、百条委員会をつくつて、そしてその結論が三つの項目にまとめられてやられておる。そういう中でこの問題が動いておるといふ事実をきちんと認識した上で対処していかなければならぬと私は思ひますよ。

ですからそういう意味合いで、この問題について、これは大臣に聞いておきたいと思ひますが、今後六月議会に向かつて重要な問題が出てくると

思います、いま金子審議官から答弁がありましたが、やはりこのようなことがあっても生活路線はきちっと守るんだという立場、同時に、企業内努力の中で、これから六十二年に向けての努力ですから、やはり私はできないこともない問題だと思ふんです。問題は、不良債務を早く果しなくは国の措置でたな上げ措置をとって、そうして再建できる態勢をつくってやる、こういう方向でいくのかどうか。同時にまた、これらの問題については、せっかく現地では労使協議のもとに進められておる状態にございますから、それを言えなれば促進するとか、一方的に打ち切つてやるようなことのないように、そういう立場で指導に当たっていくのかどうか、この点について大臣の見解を聞いておきたいと思ふます。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 生活路線の保持とか公共性の問題については、現地において十分論議されておるものと私は考えております。そういうことが一つの公営企業の使命でもございまして、これは十分認識して、その間において再建をどうしてやっていくかということで論議が尽くされておるものだと思います。それがまとまりましたならば、こちらといたしましては、その再建に対してできる限りの努力をしてみたいと、こういうふうな思っておるところです。

○佐藤三吾君 ぜびひとつそこら辺は、そういう立場を堅持をしてやっていただきたいと思ふます。

それから次に、五十六年度予算が決まったわけでありまして、都市交通の全体の今後五十六年度五十七年度を展望してどう指導、助成をしていくのか、こういう問題について、もうそれぞれ各省ごとに議論が尽くされておると思ふますが、何と言つても年間輸送が人員にして四十億、そうして旅客輸送の中ではバスが二五%、地下鉄が四八・九%、路面電車が二三・八%と持っておるこの都市交通全体に対して、どういうふうに指導、助成をしていくか、運輸、建設、自治の各省の考え方をまず聞いておきたいと思ふます。

○説明員(土坂泰敏君) 運輸省の都市交通関係予算でございますが、鉄道の関係とバスの関係がございまして、

鉄道の関係は、輸送需要の増大ということに対応するための輸送力の整備ということでございます。国鉄の改良、地下鉄、ニュータウン鉄道の建設、その他民鉄線の整備、こういったものに対する補助を行つておるわけでございます。

それからバスにつきましては、サービスの改善、これによって利用の促進を図るといふ見地から、バスの乗り継ぎターミナル、都市の基幹バス、バス・ローテーション・システム、新住宅地バス、こういったものの運行に対する補助を行つておるところでございます。

これらの五十六年度の予算は、全体で千二百七億円になっておりまして、対前年度二・一八%ということでございます。都市交通、制約の多い都市におきます交通は、今後とも公共交通を中心にして整備をしていかなければいかぬというのが基本的な考え方でございます。財政事情の厳しいところでございまして、その充実にさらに努めてまいりたいと、こう思つておるところでございます。

○説明員(松下勝二君) お答え申し上げます。建設省におきましては、都市の基盤の整備を図り、都市交通の安全と円滑を確保するために、都市内の道路の整備を初め各種の施策を講じております。特に、都市におきます公共交通機関の重要性にかんがみまして、都市計画街路事業等におきまして、駅前広場等の整備あるいは連続立体交差事業、これは鉄道の高架化でございますが、バス路線に係る道路の整備等を進めておりますほか、さらに、道路交通の一端としての都市モノレールあるいは新交通システム、こういったものの建設も行つております。広範な公共交通機関の整備の推進に努めておるところでございます。

個々の事業もいろいろございまして、連続立体交差事業につきましては、五十六年度七百三十五億、都市モノレール及び新交通システム等につき

ましては百三十九億、駅前広場百二十三億、その他あるわけでございます。

以上でございます。

○政府委員(金子重五君) 自治省といたしましては、ただいま運輸省、建設省の方から御説明がございましたように、他省庁所管の補助等を合わせまして、都市におきましての公共交通の維持、促進を図るといふのが一つの柱でございます。私どものサイドといたしましては、従来から行つてまいりました公営交通の企業の再建を行う、このための利子補給あるいは再建事業の経営基盤の強化を図るための車両更新の補助というものを引き続いてやつてまいることになっております。

なお、地下鉄につきまして、さらに建設が施行されておりますけれども、これにつきまして必要な資金を確保するとともに、特例債についての利子の補給を行う。これを通じて全体としての施設の整備とそれから経営基盤の強化を図つてまいりたいというふうに考えております。

なお、特に大都市におきましては経営状況が非常に悪くなつておりますが、今後の大都市交通の整備を図るためにも、大都市交通のあり方、これにつきまして五十六年度において研究を行つてまいりたいというふうに考えております。

(委員長退席、理事金井元彦君着席)

○佐藤三吾君 一応各省から聞きましたが、ここは大臣にひとつお聞きしておきたいと思ふんですが、今度国鉄再建法が通りまして、これから具体的な段階に入つていく。内容は、御承知のとおりに自治体にしわ寄せする部分が非常に大きい。ローカル線廃止の問題にしましても、それから第三セクターの問題にしましても、さらにまた今度は新幹線のあれが出てまいりましたですね、自民党の方から、こういったことに対して、自治省、自治大臣としてどういうふうに対処しようとしておるのか。私は、ああいう再建法をやつてみても、結果的に国民が犠牲になるけれども再建はできないと思ふんですよ、あの法律では。たとえば東海道線一つとつてみても約一千億を超える赤字で

しょう。ローカル線全部東にして見たところで七、八百億の赤字なんです。これ新幹線が、上越新幹線と東北新幹線が走り出すと年間約四千億の赤字と言われている。こういう問題が何ら解決せぬで、こういう地方自治体にしわ寄せをするような形でやられてくるということに対して、一体大臣はどういうふうな見解を持っておるのか。

同時に、私はやっぱり日本のいまの立地の条件から言つてみて、石油備蓄その他いろいろやっておりますが、しかし、やはり基本は省エネをどう徹底するか。資源のない日本として、そういう観点に立つなら、こんなに道路にあふれるようなマイカーの情勢というのは、公害問題だけじゃなくて、日本の将来を展望してもいいことじゃない。展望はないと思ふんです。そうすれば、やっぱりバスであるとか国鉄であるとか公共機関というものをどううまく活用していくか、こういったことが私は基本でなきゃならぬと思ふんです。そういう省エネの時代展望というものを含めて、今後の交通行政のあり方の方の問題について、自治大臣としてどういう立場をとっておるのか、できればひとつきちんとしたところを開かせていただきたいと思ふんです。

○国務大臣(安孫子藤吉君) その点は私も大体同感でございます。今後のエネルギーの問題を考えると、やはり大量輸送機関、これにやっぱり重点を置いていくべきであらうと、これがきわめて重要な課題だと思つております。それを促進するためにどういう方策を用いるべきかということについては、今後至急に検討をすべき問題だと私は認識をいたしております。

○佐藤三吾君 ですから、たとえばマイカーを消化するためには道路建設が要りますね。この莫大な経費、敷地買収とかいろいろありますね。こういうことを考えてみると、私はやっぱり、まあいまいくも意見が一致しましたけれども、むしろこの大量輸送を基本に置いておる交通部門を充実強化していく施策というのが基本でなきゃならぬと思ふんですよ。そういう中にもかかわらず、

国鉄再建法とか、都市交通に対する国の施策というのを見ると、たとえば不採算路線は廃止であるとか、いわゆる交通環境の悪化に伴う問題についてはどうにもしようがないから、その部分については今度はむしろ削減していくと、こういう逆な方向にいま施策が行っているような私は感じがしてならぬのですね。そこに今日の交通問題があるような気がしてなりません。ここら辺を打開していく方策というのが全然出ていない。たとえばローカル運動を徹底させるとか、車両についての総量規制をきつとさせるとか、専用レーンをさらに強化するとかね。専用レーンの問題については強化すると言えども、この三年間千六百キロ以上全然ふえていませんね。これはどこですか、建設省ですか、運輸省ですか。全然ふえていない。こういった問題がやられてない。環境改善のためにこの際ひとつ総量規制も含めて特別立法でもやると、こういうような方向も出ていない。

ここら辺については一体どういう措置を——せっかく大臣がそこまで言うんだから、やるならそれに伴った具体的な措置はどういう考えを持っているのか、この辺についても聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 先ほどお尋ねがありました、ローカル線の問題にいたしましたが、国鉄の赤字の問題から考えますればこれはわずかな部分でございまして、これについてひとつ手をつけようということもわからぬわけではありませんが、実際から申しますと、ローカル線に乗りたくないという事実もあるわけですね。ほとんど利用されていない、マイカーの普及によりまして、それからまた、回数問題もあるでしょう。そういうことで乗らぬという事実もある。この辺を一体どういうふうに考えるべきかということも、これは大衆の生活態度の問題でもありますし、近代社会における大衆の生活態度の問題でもありますから、一つの政策だけで解決することのできない、そうした非常にむずかしい問題を私は抱えていると思ひます。したがって、いまお話しのごさいましたと

おりに、大量輸送手段によるべきだという場合に、一体どういう施策が適切であるかということについては、なかなかむずかしい問題があるだろうと思ひます。

要するに、国民がそうしたことを認識をいたしまして、そうした大量輸送機関を利用するという感覚になればよほど問題は楽になると思ひますけれども、必ずしもそういう状態ではない。また、地方におきましても、新幹線、あるいは高速自動車道、これをどうしても自分たちの地域の発展のために欲しいと、こういうことですね。そうすると、これに対して要望にこたえていく必要がある。そこにエネルギーの問題と関連をいたしますれば、あるいは財源の問題と関係いたしますれば、なかなか調整するの困難な面もあるわけがございます。要するに、総合交通行政というものが確立をするということがこの際必要であるし、また、それを推進するための一つの運動展開も私は必要だろうと思ひます。単なる政策だけでこれは解決する問題じゃなくて、国民の意識の改造という問題だって私はあるだろうと思ひます。そうしたことを総合的に推進することによってこの問題を打開する必要があるだろうと考えております。

抽象的でありますがお答えをいたします。○佐藤三吾君 私、そういう意味では同感ですがね。それならそれとして、やっぱり主管大臣として、いま地方自治を預かっている者として、もつとやっぱり積極的に対応策を出して、そして内閣全体をリードしていく姿勢が必要じゃないか。これだけのいわゆる交通混乱の中で、総合交通体制というのがまだできていない、ここにも私は問題があると思ひます。だから、そこら辺はひとつぜひそういう立場を堅持しながら早急に手を打っていただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

その、いま、五十四年度の決算を見て一番深刻なのは、一つは、地方におけるローカル線の問題もありますけれども、大都市の都市交通というのが非常に深刻な状況にございます。そのために大都市公営交通問題研究会というのが今回つくられることになったと思ひますけれども、この具体的な構成、討議課題、期間、運営をどういうふうによりやうとしておられるのか。私が聞きますところによりやうと、二年間ぐらいの日程でやるということのようでありまして。

〔理事金井元彦君退席、委員長着席〕しかし、いま大臣からも答弁いただきましたように、私は、事は緊急を要する問題でもあると思ひます。そういう問題から見ると、仮に二年間でやった場合に、たとえばいま一方で臨時行政調査会がやっておりますように、この七月の五十七年度予算編成の前までは中間答申をしても、緊急対策、こういうものを講ずべきであると私は思ひますのでありますけれども、ここらについては一体どういう見解なんですか。

○政府委員(金子憲五君) 大都市公営交通問題研究会でございましてけれども、その目的といたしましては、大都市における公共交通のあり方と公営交通事業の役割、それから、大都市における公営交通事業の維持整備あるいは経営基盤の強化策、それから大都市公共交通における運輸調整のあり方、こういったようなものを問題としてまいりたいというふうに考えております。

なお、御検討を願う構成メンバーとしては、各省の行政を経験された方、あるいは大学において交通関係、交通経済あるいは交通工学等を専門としておられる学識経験者の方、これらの方々で構成をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、期間につきましては、本年五月ごろから始めまして、できれば来年の三月まで、場合によっては若干延びることがあるかもしれませんが、五十八年度の子算要求には間に合わせようというふうに考えております。

五十七年度については吹っ飛ばすというような感じがするんですがね。私は、やっぱり大都市問題というのはその余裕のある状態じゃないと思ひます。ですから、緊急に処理すべき事項としては中間答申をまとめて、今年の七月なら七月に臨調がやろうとしているように、そういう手当てをすべきじゃないか。こういう点は一体どうなのか。

また、さつき聞きますと、いわゆる各省庁のOBと学識経験者ということだけれども、当事者の意見はどういうふうになかろうとしておられるのか。この点はいかがですか。

○政府委員(金子憲五君) ただいま申し上げました、研究会におきましての研究テーマが、各省庁の所管にわたりましたので複雑な内容になっております。また、それがゆえに、いままでこういった問題につきまして各省庁なかなか手をつけることができなかったということがあろうかと思ひますが、いまから五十七年度の子算要求までに間に合わせる、あるいは中間的な答申を得ても部分的に手をつけるというのには余りにも課題が大き過ぎるのではなからうかというふうに考えております。

なお、もう一つの問題にいたしまして、現在私も抱えております大都市交通事業に対しての各種の財政制度、これが五十七年度まで継続されるということになっております。したがって、五十八年度の子算要求を目標してやるといふのが、そういった制度との絡みから言ってもタイムリな方がいいのではなからうか。それからもう一つは、大都市の公営交通事業、現在経営の健全化のためにいろいろ努力をしておりますけれども、まだ端緒にいたばかりでございまして。五十六年度子算で関係の各省庁、いろいろ新規の子算について実現をしてもいいかもしれませんが、こういったものの実行状況も見ながらやる必要もあると、こういったようなことで、五十八年度の子算要求を一応のめどといたしまして、それまでに結論を出すという方がより適当なのではなからうかというふうに考えておる次第でございまして。

なお、メンバーにつきまして、学識経験者だけということにさせていただきますけれども、もちろん現場において直接交通事業の衝に当たっており交通事業を営営する地方公共団体、あるいはそれに従事する職員の方々の意見を十分に反映させることはもちろん必要なことだと思います。そういった方々の意見が当研究会に反映されるように、その運営につきましては十分考え、そのように取り計らってまいりたいというふうに考えております。

○佐藤三吾君　まあ大都市について、お聞きしますと、五十六年度で端緒にいたしたような状況で、五十七年度はさしたたて云々と、したがって五十八年をめぐるとお話のようでございますが、私はやっぱりそんな悠長なものじゃないというふうに思います。ですから、これらについては、これは大都市こそが、たとえば交通関係の一つとしてみては緊急に解決しなけりやならぬものがないかと感じます。そこら辺の問題を含めて、これはもう一遍ひとつ審議の中で、五十七年度に間に合わせなけりやならぬものが当然出てくると思うので、そういう問題については中間答申でやると、こういう方向もあわせてひとつ検討をしておいてもらいたいと思うんです。よろしいですか。——そういうことを要請しておきたいと思ひます。

そこで、二、三細かい問題でちょっと各省に聞いでおきたいと思いますが、再建バス更新補助の中で、石破大臣は、私の質問に対して、大都市が含まれていないのは私にも不合理と思うと、早急に五十六年度からこれらについては検討をしてみたい、こういう答弁を先般の委員会ではいただいております。これが今回含まれていないのは一体どういうことなのか。同時に、五十七年度についてはどういう考えなのか。これが第一点。

それから、地下鉄改良工事が今度八千四百万計上された。これは形だけできたというような感じがしてならぬわけです。地下鉄に八千四百万、一体何に使うのかと建設省に聞いてみたところが、

にやにや笑って答弁ができない、こういう始末です。から、これでは私はどうもならない。さらに大阪、東京、名古屋、こういうところについても、改良工事の条件ができておるところがございいますから、こういったところについてどういうふうに考えておられるのか。

それから、基幹バス補助が計上されたことについては評価するわけですが、五十七年度に向けてどういうふうな考え方を持っておられるのか。

それから、バス路線総合整備モデル事業、これは五十六年度どうなっておられるのか。

それから、路面電車が最近見直しをされてきておりますけれども、事実上これらに対する整備であるとか更新であるとか、こういった問題については、財政的な措置というのが非常におくれているような感じがしてならぬ。ここら辺に対して、企業債を含めてどういう措置をとらうとしておられるのか。

こういった点について、各省の関係者からひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(金子憲五君)　バス事業と路面電車の件についてお答え申し上げます。

バスの車両更新につきましては、さきに石破大臣から検討をするという旨の答弁がございましたが、その後検討をいたしました。バス事業につきましては、車両の更新の負担は本来その事業の負担として、したがって、その事業の収入をもって賄うというのが筋でございます。四十八年以降、バス事業につきましては車両更新のための補助を出してまいりましたのは、再建促進をするという意味のほかに、再建団体につきましても車両更新の補助をすることによってその経営基盤の健全化を図るというような趣旨があったわけでございます。五十三年度以降、大都市を除きまして中小都市だけに限りましたのは、特に中小都市におきましてはこの車両更新補助の効果が著しい。大都市におきましては他にいろいろ問題があるために、大都市を一応除外せざるを得なかったということでございます。この辺の経緯につきまして

は前回申し上げましたけれども、その後いろいろ検討いたしましたけれども、こういった考え方を五十六年度においてはやはり踏襲せざるを得ないのではなからうか。今後におきまして、五十七年まで現在の中小都市に対しての補助制度は続きまされども、大都市におきましての車両更新等の問題につきましては、研究会の答申の結果を見て全体としてどのような財政制度で臨んだらいいか、それを考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、路面電車につきましては、ただいま御指摘がございましたように、若干の都市におきまして業績が回復をできているところもございいます。ただ、いずれも非常に努力をして、たとえば維持修繕等の経費につきましては、可能な限り削減と申しますか、最小限度にとどめて運営をする、あるいは運転士等につきましてもその経費を最小限度にとどめるといったような努力をやっております。全体として申しますと、路面電車はバスに比べても非常に赤字を発生する要素が強いということ、一般的には路面電車は必ずしも推奨できませんけれども、その土地土地におきましては路面電車がきわめて有効に働いて得るところもあるということがございいますので、個々の団体の事情を聞きながら、たとえば軌道の維持修繕あるいは車両の更新等につきましても所要の措置を講じてまいりたいと、このように考えております。

○説明員(大久保一男君)　基幹バスについてお答えいたします。

先生御承知のように、基幹バスは高水準のバス輸送サービスを提供することによりまして、都市における公共輸送機関としてのバスの利用を促進し、都市内交通の混雑緩和等都市交通の円滑化を推進するということが、また、省エネルギー、低公害型の効率的な交通体系を形成していくことを目的としたものであります。昭和五十六年度予算におきまして初めて認められたわけでございますが、その内容としては、名古屋市内におきまして一路線をモデルとして整備するための助成

措置をいたしまして一億三千八百万円が計上されております。具体的には、名古屋市内のバス路線のうちで都市交通体系の骨格を形成するようなバス路線につきまして、バス専用レーンを設置いたしまして、低床、広ドア、冷房付きの車両と、屋根つき、あんどんポール付きの停留所施設の整備に要する費用の二分の一を補助するということになっております。

今後の方針でございますが、五十六年度に名古屋市で行われるモデル事業の効果等を十分検討をしながら対処してまいりたいというふうに考えております。

○説明員(森谷進伍君)　地下鉄の改良補助についてお答え申し上げます。

五十六年度より、ただいま御指摘ございましたように、地下鉄の改良工事のうちで輸送力増強を目的として行います大規模な改良工事について新線建設の場合に準じた補助を行うこととしたわけでございます。そのための所要額として八千四百万円を計上しております。この対象としております工事は、具体的に申し上げますと、大阪市営地下鉄の一号線でございます。これにつきましては五十五年度から六十六年度までの間に改良工事が行われるわけでございます。五十六年度で計上しておりますのは、この改良工事費のうち五十五年度に行われる三十三億を対象としたものでございます。

○説明員(松下勝二君)　バス路線の総合整備モデル事業につきましてお答え申し上げます。

建設省といたしましては、従来から、バスのすれ違い困難区間とかあるいは渋滞区間を中心として道路の整備を鋭意進めておるところでございますが、昭和五十五年年度からこれに加えてバス路線の再編成あるいはバス専用レーンの設置等従来交通管理の面から行われてきた諸施策と十分調整をとりながら、バス路線に係ります道路網の整備を総合的に行うバス路線総合整備モデル事業を重点的に推進しておるわけでございます。この事業の実施に当たりましては、当面、一部

のモデル都市を選定いたしました。それぞれ道路管理者あるいは交通警察、陸運局、バス事業者等により協議会を設置いたしました。十分な調整をとりながら整備方針を定め、これによって推進しておるわけでございます。

都市計画の街路事業につきましては、バスの円滑な運行に必要な現道の拡幅とかバス停車所あるいは駅前広場といったような乗り継ぎ施設の整備もあわせて行っておるところでございます。

昭和五十六年度におきましては、対象都市を五十五年度の八都市から新たに四都市を加えて十二都市としたしておりますが、事業費は百八十一億、これは五十五年度と比べますと約三割増しになっておりますが、そういったことで事業を実施する予定にいたしております。

なお、今後につきましては、これらの結果を踏まえてなお積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

○佐藤三吾君 いま一応聞きましたが、時間がございませんでこれ以上この問題の追及はできませんが、大臣、これは一つは、石破大臣と私とやりとりをやったときに、都市バスの更新補助の問題については、まあ事務局はこう言っておるけれども、しかし、お話を聞けばもっともだと。したがって私としては、五十六年度においては十分検討していきたいと、こういう答弁があった。いま聞いていますと、五十六年度はもうオシヤカになつて、五十七年度についても、きょうの金子審議官の答弁では、大体まだ芽も出てないような答弁をいたしましたね。一体大臣というものは、そんなに軽いのですかね。大臣というものは、一遍にやたらと責任ある措置をとるのが大臣の国会に対する責務じゃないですか。この問題について、いま幾つかございましてけれども、大臣としてどういう対処をしようとするのか、もう一度そこを聞いておきたいということが一つ。

りようは、これは正すべきだ。そしてむしろ、正すということは何かと言え、先ほどの地方自治法の改正案にありませんが、むしろ地方のやつておることについては地方に任せる。そういった権限と財政を含めて地方に移譲していくという姿勢をやはり基本に置いたこの補助金の整理というあり方が必要じゃないかと思つておるわけです。ただ、この補助金の中身を見ますと、いわゆる予算補助というのが都市交通にはかなり多いですね。したがって、こちら辺がやはり一つの対象になると思ふんですけれども、こういった問題について、私はもっとやっぱり都市交通の意義、あり方、こういったものを含めて自治大臣として積極的な姿勢が必要じゃないかと、こういうふうに見解を承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(安孫子藤吉君) 一つは石破さんの答弁のことでございますが、これは十分検討をいたしまして、この答弁になつていふと思ふんです。それで、それは十分検討したけれども、なかなか全般の事情からそういうわけにもいかなかったというところは、いま責任者から答弁があったとおりでございます。これは誠意を尽くしたものであらうと私は思つております。

それで、来年度一体どうするんだと、こういうお尋ねでございますが、私は、来年度のことを考えますとなかなかこの問題はむずかしいのじゃないかと、こう思つております。私も十分検討はいたしておりますが、これは今後の検討を踏まえて措置をするつもりでございますけれども、そういう予断を申し上げることはなほだ困難でございます。まして過当じやないと思ひますけれども、こうした補助金については来年度というものはそう簡単なものじやないということだけは、私の感じといたしまして申し上げておくわけでござい

ます。それから、補助金について、相当地方に任したらいよいよないかというようなお尋ねの点だつたと思ひますが、補助金にも御承知のとおりいろ

んな種類がございまして、やはり全部任しているやつだつてある程度あります。しかしながら、やっぱり国において全体的な立場からこれを促進しなくちゃならぬというような性格のものについては、やはり任し切れないものだつてあるわけでございます。この辺はよく御承知のことだと思ひます。その振り分けをいたしまして措置をするということが大変大切じゃないか。

そして、一言つけ加えますならば、補助金は整理したけれども地方といたしましてどうしても支出を少なくしなかつたという問題だつてあるわけでございます。そういったしますと、それが今度は地方の歳出増につながっていく。中央では切つたけれども地方はそうもいかぬというふうな事情だつてないわけではございません。そういったしますと、国は切つたけれども地方がそれを肩がわりをするというふうな事態だつてあり得ると私は思ふんです。その辺を十分に精査をいたしまして処置をしないと、大変地方としては困る事態になるのじやないかという点を留意をいたしておるところでございます。

○佐藤三吾君 時間があればもつとこの問題で議論をしたいのですが、時間がございませんで、まあ大変厳しい状況にあることはわかりませんが、しかし、やはり同時に都市交通の重要性というものが十分理解しておることですから、そういう点でひとつ対処してほしいということだけ申し上げておきたいと思ひます。

そこで、最後になりますが、時間がございませんで、きょうは、財政問題とかというのについてはこれは交付税の審議の中ではないと思ひますので、一つだけ聞いておきたいと思ふのは、二十四日に下水道整備五カ年計画が通りましてですね、法案が、この問題で私は質問をしたわけですが、なかなか時間がなくてそれができなかったんです。それで、この下水道整備緊急措置法というものの中身を見ますと、大変地方自治体にとつて問題がある。どういふ点かといいますと、第一に、計画は非常にずさんである、それでその

しわ寄せが全部自治体に来ておる。こういう内容なんです。

現在、普及率は人口の三〇％で、七六年から始めて、第四次の整備計画を見ますと、これはことしまでですが、八五年までに普及率を九〇％を設定しておるわけです。ところが、七九年にこれを九〇年に延長しておる。そして、今度のこの実態を見ますと、四次の場合、七兆一千億の金を投資をして、そして計画では二・八％から四・〇％にするんだと。すなわち一七・二％推進するんだと、こういう計画だつたんです。ところがふたをあげてみますと、金の方は確かに九七％の六兆八千六百七十三億使つておるわけですね。ところが、実際はどうなのかというところ、四〇％が二九・六％に落ち込んでおる、結果から言いますと。伸びの面を見ると、一七・二％が六・八％しか伸びていない。それを五年間でさらに推進するというのが今度の計画なんです。この計画の内容を見ますと、五年間で四六％達成するという計画になつておる。いままでこの五年間でそういう実施率であつたのかかわらず、果たしてこれができるのかと、こういう疑問を持たなきやならぬ。そのため

に十一兆八千億という金を投資をする計画になつておりますけれども、きわめてここにずさんな面が一つある。それから、流域下水道をその中心に据えてやつておるわけですが、その流域下水道の実態を見ますと、これはもう皆さん御存じのとおり、大変金がかかる。公共下水道と比べますと、単独公共下水道の場合に一人当たり二十四万が流域の場合は四十七万かかる、こういうことは数字で明らかになつておるわけです。しかも、年数が十五年から二十年という長期にわたるのが実態で、現に大阪の寝屋川の場合には十六年かかってまだできていない。こういう実態になつておる。その間に起債の利子が雪だるまにふえて、完成してないのに料金を取れない。そこで大変な問題を各面に起こしておるわけです。自治省が調査した昨年の利用状況を見ましても、公共下水道は、単独公共

下水道の場合七三・八%、単独と流域併用の場合六九・二%というのに対して、それだけ金をかけ時間をかけた流域下水道の場合には三四・二%しか利用率がない。こういうふうな数字も出ております。こういうところに国の方は盛んに高率補助で誘導政策をやっておられるのがこの計画の基本でないかと思うので、こちら辺について一体どういう考え方を持っておられるのか。自治体の側から見てこれでもいいのか。こういう点が一つです。

それからもう一つは、寝屋川の下水道の汚池処理場を見ますと、計画面では一日最大二十三・六トン処理と、こういう計画になっておる。そして七九年三月の時点では、三六%、トン数で言いますと八・五トンが計画なんです。ところが、同時点で流入の状況を見ますと、もう計画をオーバーして十・五トンの汚水が流入しておる。したがって、計画では、完成した時は五十九万人が計画でありますけれども、しかしいまの見通しでいきますと、六割、三十五万人が精いっぱいという汚池の処理場の現状なんです。こういった点からまた計画の変更をいまだ迫られておるわけです。

また、大阪の川俣処理場を見ますと、七九年三月末で計画の二・三倍の汚水が流れ込んで、計画は完成しても四四%しか処理ができない、こういった問題が指摘されております。こういうような計画と、それと、計画がずさんであるために一方では流入が計画よりもぐっと下がったり、一方ではオーバーしたり、こういう現象が起こっているわけです。それらが全部いわゆる住民の方にはね返ってきておる。

はね返った例を見ますと、たとえば富山県の福光町、愛知県の三好町、名古屋市、豊田市、滋賀県の湖東町、愛東町ですか、こういったところで事例が出ておりますが、こちら辺では、もう流域下水道について離脱現象が起こっている。しかし、一遍計画したならなかなか離脱してくれない。負担金は取られる、離脱はしたい。そこで、その結果富山県の福光町などは、やむを得ず流域下水道の負担金を納めながら別の処理場をつくるという

ような、こういう申請もしておる。こういうような事例に対して、一体自治省としてどう対処しようとしておられるのか。

同時に、きょうは建設省も来ておると思います。こういった計画をこれ以上進めていくのかどうか。そういった問題についてお聞きしておきたいというふうに思います。

○政府委員(金子憲五君) 下水道の整備を促進をする、それから普及率を高めていくというのは、現在、一つの大きな課題であるというふうに思っております。したがって、私どももいたしましては、下水道の建設整備に必要な資金上の手当てその他について、できる限りの努力をしておるわけですが、一方におきまして、普及率が高まるにつれて地方公共団体の財政負担が大きくなりつつあることも事実であります。したがって、できるだけその負担を過大なものにならないように、一つには適正な計画をつくってもらうこと、もう一つにおきましては、その計画の実行、建設整備におきまして十分な配慮を払ってバランスのとれた建設整備をしていってもらうこと、そういったようなことが必要であるというふうに考えております。

私どもの方といたしましては、資金上の手当て及びでき上がった後におきましての維持管理、あるいは経理あるいは経費負担区分の適正化等を通じて、できるだけ地方団体におきまして下水道事業の運営が効率的に行われるように努めていきたいというふうに考えておりますが、なお、建設整備の方につきましては、そういったようなことを強く希望しておる次第でございます。

○佐藤三吾君 建設省は、
○説明員(幸前成隆君) 先生からいろいろの点について御指摘いただきましたが、先生御指摘のよう、第四次下水道整備五カ年計画は私も昭和五十一年度からやってまいりました、先生御指摘のよう、普及率四〇%を目標にしておりますけれども、五十五年度末三〇%の見込みでございます。これにはいろいろの原因がございます。

私どももいたしましては、その原因を五次の五カ年計画におきまして踏まえまして、計画的、効率的に事業の執行に当たってまいりたいと考えております。

それから、先生御指摘の五次五カ年計画でございますが、私どももいたしましては、昭和六十年度までに総投資額十一兆八千億円をもちまして普及率四四%に高めたいと、こういう計画で考えております。

それから、流域下水道につきましてはいろいろの御批判いただきました。私ども、下水道の整備に当たりましては、基本的には生活環境の整備、それから広域的な観点に立ちましての公共用水域の水質保全という目的を効果的に達成するために、それぞれの地域におきまして自然条件あるいは土地利用、水利利用等の社会的条件、それから下水の放流先の状況、それから下水道の整備に関する費用等を総合的に勘案いたしまして、整備方式、施設配置等を定めておるところでございます。流域下水道を実施いたしますに当たりましては、このようなことを総合的に検討をいたしまして、その結果、個々の単独公共下水道を整備いたしますよりも、流域を一体として広域的に下水道整備を行う方が効果的であると判断されます場合実施しておるところでございます。流域下水道であるからむだが多いということ、私どもとしてはないと考えておるところでございます。

ただ、流域下水道はこれに接続いたします公共下水道と一体として機能するものでございまして、その整備に当たりましては、今後とも公共下水道の整備との整合を図りつつ建設を図ってまいりたいと考えております。

○佐藤三吾君 私は事例をいろいろ持っておるわけですが、こういうふうなね。自治体がこの問題で大体困っておるわけです。これは大臣にもひとつきょう答弁をもらおうと思っておったのですが、時間がございませんが、いまの答弁は納得できません。これは次の機会に追及したいと思っております。きょうはこれで質問を終わります。

○和泉照雄君 私は、先般四月九日の午前十三時十分、鹿児島県の下飯島の西南西三十七海里の地点で、貨物船日昇丸が米原潜のジョージ・ワシントン号に衝突をして浸水、沈没した、この事故が発生したわけでございますが、この海域は、御承知のとおり鹿児島県下では有数の好漁場でございます。特に飯島の九漁協にとつては絶好の漁場でございます。この漁場を米原潜が活発に運航しているということが今回の事故、あるいはまた昨年の火災事故によって明らかになったわけでございまして、したがって、今後は再発防止ということとを図ることは当然でございますけれども、事故の絶滅を図り得ない、また事故が起こるおそれもあるという観点から、そのときの措置として、放射線が起った場合のように対処していくのか。第二点目は、人命救助について今回いろいろと意見の相違があったようでございますが、この食い違いをどのように解決をするのか。第三点目は、補償の問題。こういう問題について若干質問をいたしたいと思っております。

そこで、外務省にまずお尋ねをいたしますが、日昇丸と原潜はどうして衝突をしたのか。この予想せざる事故についてどのように考えておられるのか。また、今後の再発防止に対してどのように取り組むつもりか、お答え願いたいと思っております。

○説明員(丹波実君) お答え申し上げます。今回の米原潜事故につきましては、御承知のとおり、政府といたしましては、日本国民ともどもきわめて遺憾なことである、こういうふうに考えております。

先生が御指摘になられますところのいろいろな疑問点、たとえば、そもそも原潜がなぜあいつとどこにいたのか、何をしていたのか、それから、どうしてあいつのような衝突事故が起こったのか、一体衝突後の米側の救助活動が十分なものであったのか、たまたまのかという点につきましては、私たちが政府といたしましては非常に大きな疑問を持って、アメリカ側に対して、このような点を徹底的に解明してもらいたいということを

総理以下あらゆるレベルでアメリカ側に申し入れをしていただくことは御承知のとおりだと思います。

先般、十八日に、レーガン大統領自身が鈴木総理に親書を寄せられまして、双方にとって必要なことを満たす十分な進展が首脳会談前にもあることを自分としては期待しております、こういう趣旨のことを言っておくわけですが、先生御指摘の再発防止、そういう問題についても、まずわれわれとしては、この米側の原因究明というものの結果を見て、その結果、われわれとしてはアメリカ側にこれこれしかじかのことは申し入れるべきだという判断ができる場合には、先生の御指摘のような問題についてはアメリカにきちっと申し入れをしたい、こういうふうに考えております。

○和泉照雄君 昨年の八月の二十一日、沖縄沖でソ連の原子力潜水艦の火災事故があったのは御承知のとおりでございますが、鹿児島県はこの放射能漏れについて、海域を通してありますので、非常に心配をしまして、科学技術庁に対して放射能の測定を依頼をしております。依頼をしたのがちょうど昨年の八月の二十五日で、中間報告が科技庁の方からありましたのが八月の二十九日、電話でありました。そして、正式に日本分析センターから書類報告がありましたのが昨年の十二月八日。このように三カ月半もかかってやって正式な文書が来たというふうなことで、こういうことでは近海漁業を営んでおる漁民の方々は、非常に検査結果がおくれている、その間にもしも状況の変化があったときにはどうすればいいんだと、こういうふうなことで、このおくれでおるといふことに対して非常に非難があるのも事実であります。

現在の測定の体制は、海上保安庁、科学技術庁、日本分析センターと、こういういわゆる連係プレーによっておるようでございますけれども、この測定の見直しをする時期が来ているのではないか、こういうふうに思いますが、もう少し簡略にする必要があるのではないか。この点について、○説明員（穂波稔君） 御説明申し上げます。まず、先生御承知のように、原子力軍艦に伴う

放射能監視体制と申しますのは、三十九年八月二十八日の閣議での大臣発言として、関係各省庁が分担してこれを行い、科学技術庁が取りまとめを行うと、こういうことになっております。それで、現在わが国に米国原子力軍艦が入港する港は、横須賀、沖繩、佐世保と、この三港でございます。この三港につきましては、先生いまおっしゃいましたような、関係各省庁の分担した放射能監視体制がとられておる次第でございます。したがって、この三港港湾付近につきましては、万一の場合であっても迅速な放射能調査体制はでき上がっており、それ以外の港については、先生御指摘の、昨年八月のソビエト原潜の件でございますが、確かに鹿児島県の方に御報告がございました。これは、これは事務手続上の問題でございます。まして、まことに申しわけなく思っております。本件日昇丸とジョージ・ワシントン号につきましては、海上保安庁と協力いたしまして、迅速な放射線レベルの測定を行って、四月十三日付で原子力安全局としての見解を公表しております。すなわち、放射能調査を行ったが特に異状は認められず、いずれも自然放射能のレベルであったと、こういった結論でございますが、こういった結論は、鹿児島県知事からの御要望に基づきまして、直ちに鹿児島県の方にお送りいたしまして、皆様方の不安を静めるといふ方向に動いております。

ただ、いま申し上げましたのは、放射線レベルというところで私は申し上げました。あと、詳細な放射能につきましましては、種々の測定器を用いて精密な測定が必要なのでございます。この点におきまして、先生さっき御指摘の、日本分析センターというところに海水の試料等を送りまして、ある程度の時間をかけた測定、その結果を科技庁長官が委託します専門家に評価、これを受けることになっておりますので、多少時間がかかります。ジョージ・ワシントン号の件につきましては、この五月の連休前にそういった専門家の

方々に詳細な分析データを見ていただきまして評価を受け、出ました場合には直ちに鹿児島県の方にもお送りするということになっております。

○和泉照雄君 いまお答えのように、日本分析センターは千葉県にございます。今回の場合も、串木野からその海水をとりましたものを密封をして、そしてポリ容器に入れて空輸をして、放射線の測定を行っている、こういうのが実態のようであります。

こうしたたびたび原潜事故が沖縄、九州海域で発生をした経緯から推しても、対馬海峡を中心に相当数の米ソの潜水艦が運航していることが国民の目の前に明らかになったわけでございますが、今後とも事故が再発する可能性も十分考えられると思っております。したがって、放射能測定並びに分析の体制の強化拡充策がとられてしかるべきだと、このように思いますが、科学技術庁及び海上保安庁はどう考えているのか、所見を伺いたいと思っております。

たとえて言いますと、科学技術庁としては、原潜の公海での運航の頻度の多い対馬海峡に近い九州方面に日本分析センターの機能を持ったものを分駐をさせるなり、また海上保安庁は、海上保安庁の放射能調査船を増加するなり、特に三大海峡中心の漁場の放射能測定のためにそういうようなものを増加するなりというふうなことを考えがたいかどうか。

○説明員（穂波稔君） 御説明申し上げます。

まず先生の御指摘の点の、たとえば日本分析センターの支所のようなものを九州に設置したらどうかという御意見でございます。これは先ほど申し上げました放射線レベルの測定と放射能の精密な測定、どういふふうな放射能核種が含まれていて、どういふふうな人体に影響があるかといった二つの段階に分けてお考えいただきたいと思っております。

放射線レベルの測定と申しますと、これは大ざっぱと言っては語弊がありますが、ある程度の誤差はあっても、どのぐらいの影響があるかというのを迅速にまず把握する調査でございます。こ

れにつきましては、先般起こりましたソビエト原潜の事故にかんがみまして、海上保安庁も主要部署に測定器を配置する等の手当てをなされた聞いております。また、ジョージ・ワシントン号の件につきましても、私どもの係官が可搬型の測定器を串木野の保安部に持ち込みまして、海上保安庁に依頼して採取しました試料を迅速測定いたしました、四月十三日の一種の安全宣言にしたわけでございます。したがって、私どもは、迅速な測定につきましてはある程度の体制はもうすでに整っておりますと考えておるわけでございます。

ただ、先生御指摘のように、分析センターのようなものを九州に置いたらどうかという意見でございますが、これは、たとえば千葉の分析センターにおきます精密な測定と申しますのは、一検体、一試料当たり約一週間かかります。これは海水を種々前処理をいたしまして、それから測定器にかけます。この測定器の測定と申しますのは、大体二十二時間、まる一日測定にかけないといけない。それから、かけましても、本当にそれが放射線レベルであるかというためには、バックグラウンド、つまり何も無いものをもう一遍測定器ではかりまして、測定器が汚れてないかということを確認しなければいけない。こういったように、一試料当たりの測定に要します日にちが約一週間かかるわけでございます。たとえば串木野から千葉に送りまして輸送の日数でございますが、わずか一日で着いております。千葉の分析センターにはこの測定器が六台ございます。これは日本一の大きな分析センターです。この六台の測定器をフルに活用しまして十四試料を分析いたしまして、今週初めに結果が出てきたわけでございます。したがって、私どもは、いまの輸送に要する日数がクリティカルパスであるとは思っておりません。

で、このところ、とりあえず千葉の分析センターでこういった精密測定をやる体制で十分ではないかと思っております。○説明員（二谷順男君） 海上保安庁におきましては、調査の体制は大体次のようなことで行っ

います。
まず、定例的な調査としては、日本近海における海水及び海底土の放射能レベルの調査を行っています。
それから二番目に、原子力軍艦寄港地の寄港時及び非寄港時の放射能レベルの調査を行っています。

それから三番目に、東海村の核燃料再処理施設周辺の海域の放射能、バックグラウンドのレベル、それから四番目に低レベル放射性固体廃棄物の試験的廃棄候補地——北緯三十度東経百四十七度を候補地としていますが、そこにおける事前からのバックグラウンド調査という意味で、海水、海底土を定期的にまず実施しております。こういうことを行うためには、海上保安庁の測量船あるいは巡視船等を用いて試料をまず採取します。これは水とかどろとかということですが、そうして、それを本庁の水路部に送付して測定を行い、その結果を科学技術庁に報告するとともに公表をしております。

特に、いま先生御指摘のありました三大海峡の調査についてですが、いままで行ってきたことは、ほかに、こういう場所に必要なに応じて科学技術庁とも連絡をとりながら所要の調査を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○和泉照雄君 次は、外務省にお尋ねをしますが、日昇丸と衝突した原潜はボラリス型のジョージ・ワシントン号であったということはいま御承知のとおりでございますが、このワシントン号が就役したのは一九五九年の十二月三十日、要するにいまから二十一年ぐらゐ前の原子炉を使用しているということをお聞きしておりますが、去る十八日、通産省資源エネルギー庁への報告で明らかになったように、日本原子力発電敦賀原発での放射能漏れは、直持原子炉からの漏れではないが、ことしの一月に二回も冷却水の漏れがあったことが四月一日の内部告発で明らかになっております。また、運転開始以来十一年間に二十八回も運転停止の事故を起こしております。物理学の小野東大名教授

授は、敦賀原発は古い原発であちこちばらが出始めた可能性があると、このように指摘をされておりました。全原発の総点検を提唱しておられるところでもあります。こういう事実から推測をして、原潜のジョージ・ワシントン号も相当に古いので、放射能漏れを起こす可能性が十分に考えられると思ひますが、この辺の事情をどのように把握をしておられるのか。

○説明員(丹波実君) お答えいたします。

ジョージ・ワシントン号が就航いたしましたのは、ジェーン年鑑によりまして、先生御指摘のとおり一九五九年でございますが、搭載されておる原子炉の型式がどのようなものであるかという点については私は承知しておりません。この点につきましては、事故発生の際にわが方にあるときには、アメリカ側はあわせてその原子炉あるいはその搭載武器に損傷はないということを通報をしてきておるわけですが、われわれといたしましては、念のため、十三日に在京の米大使館に放射能漏れの問題について確認を求めましたところ、米側からは、米海軍は、本件原潜から衝突事故により放射能が排出されたということは一切ないということを確認する旨回答をしてくれております。

○和泉照雄君 放射能についての質問は以上で終わりますが、体制をしっかりとて、そういう不測の事故に対してひとつ万全なことを期していただきたい。

次は、人命救助について質問をいたします。

公海上での通常船舶の衝突の場合は、公海条約の十二条の条文には、自船の船舶、乗組員、旅客に重大な危険を及ぼさない限度において、生命の危険にさらされている者を発見したときは救助すべきであると義務づけておるわけでございますが、特に軍艦については明記はないわけでございますけれども、先般の衆議院においては、軍艦についても通常船舶と同じく公海条約の適用を受けるといふ、このような答弁があったようにござい

ます。戦時中と平時における公海条約十二条

の解釈はどのように変わってくるのか、外務省の答弁を求めます。

○説明員(野村一成君) お答え申し上げます。

公海条約十二条の趣旨につきましては、先生ただいま御説明があったとおりでございます。いわゆる戦時と平時とということでは、条文がどういふふうになるかということではございしますが、これは公海条約十二条だけに限るわけではございませぬ、公海条約その全体につきまして、その作成過程と申しますか、いわゆる平時におきます公海の制度を定めるものとして作成されたということがございします。

たとえば、この条約の基礎になりました草案をつくつたのは国際連合の国際法委員会ということでございますが、そのレポート、報告書におきまして、これは英語でございしますが、
「The draft regulates the law of the sea in time of peace only」と、平和のときだけの問題を規定すると、そういうふうにかかれてございまして、したがって、先ほど先生からいわれる戦時における点はどうかという御質問でございしましたが、そういう戦時における解釈いかんという問題は、この条約からは起こってこないのではないかと、そういうふうにかえております。

○和泉照雄君 一部の報道によりまして、アメリカの国防総省の関心の意見として、「戦時なら別だが、平時ではどんな重要な任務を帯びていよう」と人命救助を無視して事故現場を離れることは許されない」と、このように伝えておりますが、人道的にはそのとおりであると思ひます。当然の見解と思われるわけではございますが、この中で、「戦時なら別だが」と、こういうふうにかかれて言われたのか。たとえば原潜の運航に当たってどういふ場合に戦時の運航と定義づけるのか。ここらあたりの見解をお答え願ひたいと思ひます。

○説明員(野村一成君) 「戦時」という言葉は、アメリカの方でどういふふうに使ったかと、私はその点について特にどういふ申し上げる立場には

ないわけではございますが、ただいま国際連合のもとは戦争というものは違法化されておりました、したがって、国際連合憲章第二条でございしますが、あらゆる武力の行使が禁止されておるといふ状況におきましては、必ずしも戦時というものがそのまゝいまの国際社会におきまして当てはまるという状況ではないと私は考えております。

○和泉照雄君 そうしますと、今度の場合は平時の場合でございしますから、アメリカの原潜のつた処置というのは、これはもう人道として許されないと、こういうふうにかえていいですか。

○説明員(野村一成君) 公海条約十二条にはつきり書いてございしますように、どの国も、自国船舶の船長に對しまして、こういった衝突事故の場合には、特定の場合作を除きまして、相手船舶の乗組員を援助する措置をとるといふふうな要求すべきだといふふうにかかれてございします。それにのつて措置がとられるべきであるといふふうにかえております。

○和泉照雄君 また戻りまして、「戦時なら別だが」といふことでございしますけれども、全面戦争になつた場合は別ですが、大低局地戦で、一方の当事者とは平時な状態、一方とは戦時の状態、こういうふうなことが起こるんですよ。そういうときに、戦時ならば人命を救助する必要がないといふ、そういうふうなことになるんですよ、どうも解釈としてはこの公海条約の第十二条というものが生かされないと思ひますが、いかがですか。

○説明員(野村一成君) いわゆる戦時といふことで、具体的にどういふ事態を想定するかによつて違つてくると思ひますので、必ずしもそういういわゆる戦時といふことだけで全体的にとらえていふことを申し述べるとは適当じゃないと思ひます。ございしますが、いわゆる戦時の場合には、戦時国際法といふのがございまして、この規定で申しますと、このような場合に、海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関するジュネーブ条約、いわゆるジュネーブ第二条約と呼んでおるのでございしますが、その十二条で、やはり

同様、人命救助を行わなければならない、という規定がございます。

○和泉照雄君 平和時に、この公海条約の規定があるにもかかわらず、あえてこの条約違反とわかるような行動に出た場合——今回の場合、私はそうだと思いますが、どう処理をされるのか。罰則規定があるのかどうか。また、今度の米原潜については、米国内法ではどういう処置をされるとおなたたちは解釈をしておられるのか。

○説明員(丹波実君) 先ほどから先生が提起しておられる救助活動の問題につきましては、私、冒頭でお答え申し上げた中にもあるわけでございますが、政府としても、事故後の救助活動をめぐる状況は非常に不可思議だと、こういうふうに考えておりまして、われわれがアメリカに究明を求めているいろいろなことの核心的問題の一つであると、こういうふうに考えて、私たちは迅速にそこが解明され、かつ日本国民に納得のできるようなそういう回答が返ってくることを待っておりますのでございます。

ただいまの法的な点につきましては、私の承知いたしますところ、米海軍の規則の中に、まさに公海条約第十二条の趣旨が盛り込まれておる。したがって、もしそういう規定に反するような行動があったとすれば、それは米海軍の関係規則の違反と、こういう事態で解釈されるであろうと、こういうふうに考えます。

○和泉照雄君 公海条約は、文字どおり公海上における海難事故に関する取り決めでございますけれども、たとえば領海内で全く同じような海難事故が起こって、人命救助をしないで原潜が立ち去ったと想定をした場合ですね、このときは当事者に対してどういう処置が課せられるかと思ひになるか。日本国内法で相手の軍艦を処罰できるのかどうか。

○説明員(丹波実君) 日本の領域内で米軍がいろいろな事故その他を起こしまして刑事責任の問題が発生します場合には、これは安保条約のもとにございます地位協定の規定がずばり適用される

わけでございます。地位協定の第十七条におきましては、いろいろなケースに分けて、日本の裁判官権限が及ぶ場合、米側の裁判官権限が及ぶ場合、いろいろな区分けがござります。そういう法体系で処理されることになっております。

○委員長(亀長友義君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後の本会議散会時まで休憩いたします。

午後零時二十四分休憩

午後二時二十八分開会

○委員長(亀長友義君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、地方行政の改革に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○和泉照雄君 覚せい剤の問題について質問いたします。

近年、大きな社会問題となっております覚せい剤のことでございますが、昨年の十二月には私の地元鹿児島でも、鹿児島工業港に入港した韓国の石材運搬船から覚せい剤が約一キロ、末端価格で推定約三億円が押収されるという事件がありました。覚せい剤が全国的にかなりの量が流れていることを証明する事件であったと思いますが、同時に、この事件では覚せい剤が押収されたにもかかわらず乗組員の中には犯人らしい者がいないというところで、韓国の運搬船をそのまま出港をさせ、結局犯人については三カ月後に全国指名手配、また、覚せい剤の受取人については不明のままという、せっかくの捜査も現在のところ入り口で終わってしまつて、覚せい剤の捜査、取り締まりのむずかしさを如実にあらわしたと思うのでございます。五十五年の警察白書でも、「第二章 白い粉との戦い」ということで、覚せい剤の汚染がますますい勢いで浸透していることが報告をされておりますが、まず初めに、覚せい剤汚染の実態、同時にその特徴について、また、急増の原因につ

いて、どのように把握されているのか、警察庁にお答え願いたいと思ひます。

○政府委員(谷口守正君) 覚せい剤乱用の状況でございますけれども、先生御指摘のとおり、昭和四十五年以降急増をしまして、今日まで年々増加の一途をたどっているということでござります。

昨年一年間に覚せい剤事犯で警察に検挙された者でございますけれども、一万九千九百二十一人でございます。覚せい剤の押収量は約百五十二キログラムというふうな状況になっております。これを前年と比べてみますと、人員で八・九%、それから押収量で二七・七%の増加ということでござります。本年に入りまして三月までの検挙状況を見ましても、検挙人員で昨年同期比で五・五%を上回るなど、依然として増加傾向が続いているということでござります。

また、この覚せい剤の薬理作用等によりまして、突発的な殺人、放火、強盗、交通事故なども後を絶たないというふうな状況にあるわけでござります。

それでは、覚せい剤がこのように蔓延している背景でございますけれども、いろいろなことが挙げられるかと思ひます。

まず第一に、薬物乱用の世界的な流行、あるいは最近におきます享樂的な風潮を反映いたしまして、覚せい剤を安易に試みようという傾向があること。

それから第二には、わが国の覚せい剤密輸、密売組織というものがほぼ完全に暴力団によって支配されている。そこで、その暴力団が資金源獲得のために次から次へと需要者を拡大しているというところ。

それから第三には、これらの末端の乱用者が、自分たちの覚せい剤購入代金を捻出するためにさらに新しい需要者をつくり出すという、いわば増殖運動というものが繰り返されているというふうなことが挙げられるかと、こう思うわけでござります。

最近のこの乱用の特徴でございますけれども、少年だとか主婦、こういった一般国民層にまで広がっております。特に少年の方につきましては、昨年の場合、全検挙者の一〇・二%、ついに二けたになってしまったということでございます。その増加率におきましても、一昨年に比べて実に二二・一%ということでございます。成人の七・六%をはるかにしのいでいるということでござります。本年に入りましてこの傾向は残念ながら続いているということ、今後の動向がきわめて憂慮されているというふうなことでござります。

また、再犯者が増加しているということでござります。昨年の場合、全検挙者中に占めます再犯者というのが三九・七%でござります。その率は年々増加しているということでござります。

このことは覚せい剤の乱用の常習者が増加しているということでございます。中毒者の増加がうかがわれるということでござります。その結果、先ほども申し上げたけれども、薬理作用によりまして事件、事故が後を絶たないことをあわせ考えますと、これまた憂慮される問題ではないかと、こう思うわけでござります。

以上でございます。

○和泉照雄君 ただいまの御答弁のとおり、覚せい剤がほとんど海外から密輸をされて、しかもそれに暴力団が介入をして、末端の密売人から普通の市民層に、特に中、高校生、あるいは主婦の中に浸透しているゆゆしい問題をいま指摘があったわけでございますが、覚せい剤の取り締まりの状況も、捜査上も非常に困難があらうかと思ひます。その状況について簡単に。

○政府委員(谷口守正君) 先生御指摘のとおり、わが国の覚せい剤事犯につきましては、覚せい剤そのものは韓国だとか台湾などの海外からの密輸入によるものでございまして、それが密売人の手によりまして全国各地に散在します乱用者へ届けられるという国際性、広域性を有しておるということでござります。

また、先ほど御説明申し上げましたように、暴力団が密輸、密売組織を支配しているという組織性があるということでございます。しかも、こういった密輸、密売の方法が年々悪質、巧妙化しているということもございまして、その検挙に当たりましては、いままでは以上の努力が必要である、ということだと思っております。

そういうことでございますけれども、密輸の場合でも、従来の携帯して持ち込む方法のほかに、たとえば家具等の別送便に覚えいれを巧妙に隠すというような例もありますし、外国郵便、あるいは輸入貨物を利用する方法もふえております。また、密売にいたしましては、警察無線を傍受しながら密売する、あるいは留守番電話やボケットベルを利用して隠密裏に密売する。また、テレビカメラとか、二重、三重のとびらを設けた施設で密売するというようなケースが多いわけでございます。しかも、広域性が強い事犯でございますまして、数都道府県にまたがった捜査が必要だということもございまして、検挙人員も多数に上るということも、多大の捜査上の努力が必要であるということもございまして。

また、当然のことでございますけれども、覚えいれの鑑定でございます。それから、使用事実についての尿の鑑定でございますけれども、これ、実に年間七万件を超える膨大な数に上っておりますし、しかも、これらを迅速に処理しなきゃならぬということで、捜査上あるいは鑑定上、いろいろな問題点があるということもございまして。

○和泉照雄君 覚えいれの対策として考えられることは、まず密輸対策、密輸の段階における対策が第一点。それから暴力団の対策。それから一般市民への啓蒙運動の対策と、こういうふうに分かれると思っております。

そこで、まず海外からの密輸入についてでございますけれども、いまおっしゃったとおり、白書でも韓国からの密輸入が多いということになっておりますが、そのほか、過去にも台湾とか、ほかにもあったようですが、大体どの国から

年間どれぐらいの量が密輸入されておるのか。末端価格で幾らになるのか。どれぐらいの金額になるのか。お答えを願いたいと思っております。

○政府委員(谷口守正君) わが国に密輸入されている覚えいれ、特に韓国、香港、台湾などからだと思われるわけでございますけれども、押収された覚えいれにつきまして、その供給地が判明した分についてだけ申し上げますと、昭和五十四年、おとしの場合には、韓国からのものが約五十八キログラム、それから香港からのものが約十三キログラム、それから台湾からのものが約一キログラム、それからの状況になっております。それから去年、五十五年でございますけれども、韓国からのものが約五十七キログラム、それから台湾からのものが約十五キログラムなどでございます。当然のことながら、この押収されている量というのはまさに氷山の一角ということで、相当多量な覚えいれが日本に入ってきているというように推定されるわけでございます。

それから、その価格の点でございますけれども、これは品質だとかあるいはその取引数量、あるいは譲り渡し人と譲り受け人との関係、いろいろなことがありましてばらつきはあるわけでございますけれども、海外から出るときには一グラム当たり大体千六百円から五千円でございますけれども、これが末端価格、乱用者の手に渡るときには、もう一グラム当たり約五万円から三十万円というような状況でございます。

○和泉照雄君 聞くところによりますと、覚えいれの生成段階においてはかなり悪臭が発生するので、国内ではこの生成はむずかしいと。ですから当然密輸入に頼るわけでありまして、製造元を押えれば根を断つことができると、こういうように簡単に考えられるわけでございますが、韓国でも覚えいれの規制法というものはあると思うのでございますけれども、その辺の事情はどうなっておりますのか。また、なぜこのように韓国からの密輸入が多いのか。韓国での取り締まりは不十分であるのか。韓国では余り覚えいれというものを

を使っていないのか、そこあたりも含めて。

○政府委員(谷口守正君) 韓国で覚えいれを規制する法律といたしましては、向精神性医薬品管理法というものがあつてございまして、この法律は覚えいれを含みます向精神剤全般について規制されたものでございまして、違反態様といたしましては、わが国の覚えいれ取締法と同じように、密輸、密造、譲渡、譲り受け、所持、使用などの禁止が規定されているということもございまして。それから、罰則の面では、わが国の場合最高無期懲役でございますけれども、最高死刑ということもございまして、大変厳しい規制がなされておるわけでございます。

先ほど御説明申し上げましたように、わが国に密輸入される覚えいれは、押収量で見るとは韓国からのものが多くございまして、これは何と云っても韓国と日本とが地理的に近接しているということ、人や物の往来が非常に多いということ、なにかと云うわけでございます。そういうような意味におきまして、韓国の取り締まり関係当局とは従来から情報交換を行っておりまして、韓国当局もわが国の状況について十分認識をし、相互に協力をしながら取り締まりを強化しておるということでございまして。それで、日本に連絡をいただいた場合でも、昨年来韓国におきまして覚えいれ製造所を数箇所摘発するなど、覚えいれ取り締まりを非常に強化してやっていたというところを聞いておるわけでございます。

○和泉照雄君 覚えいれが日本でこれほど大きな害を及ぼしておる、しかも、近いところの韓国から密輸入されておるということになりますと、これは韓国同士で国際的に取り締まりの体制というものを確立する必要があるのではないか。日本よりは厳しい法の規制があるようでありまして、韓国では厳しくないかというところが考えられるわけでございますが、諸外国への覚えいれ対策、取り締まり捜査協力、これはどのようなようになって

るのかお伺いしたいと思います。

○政府委員(谷口守正君) 先ほど来から御説明申し上げておりますように、わが国で乱用されている覚えいれというのは海外から供給されておるということもございまして、この種事犯の取り締まりというのはやはりどうしても国際協力というものが必要であらうかと思つてございまして。そういう意味におきまして、警察といたしましては、国際刑事警察機構——ICPOを通じてまして情報交換をする、あるいは韓国、東南アジア諸国へ捜査官を派遣しまして関係国取り締まり機関とのいろいろな情報交換、さらには薬物犯罪関係の各種の国際会議が開催されておるわけでございますけれども、これにも積極的に参加するということもやっております。また、国際協力事業団との協力によりまして、毎年麻薬犯罪取り締まりセミナーを開催するなど国際協力の積極化に努めておるということもございまして。

なお、薬物の乱用は世界的な傾向でございますけれども、やはりその主流というのはヘロイン、コカインなど含め麻薬の乱用でございます。日本の場合には麻薬よりも覚えいれ剤の乱用ということで、世界的に見ますと特殊なケースだということは一応言われると思つてございまして。

そういう面では、覚えいれ剤の乱用防止のための海外協力につきましては、今後ともわが国から積極的に関係国との間で推し進めていく必要があるかと思つてございまして。

○和泉照雄君 外務省の方は来ておられますか。いま警察庁の方の御答弁を聞いておりますと、それなりに相当努力をしておられるようでございますけれども、お隣の国であるし、そして密輸源が韓国であるということになりますと、やはり国際的なそういう国同士の交渉が必要ではないかと、こういうふうにお考えでございますが、外務省としてはこういうような協力関係をどのよう

に要請しておられるのか。それから、第二点目は、薬物乱用対策推進本部にお伺いしますが、この本部の構成を見ますと、

外務省の国際連合社会課がメンバーに入っており、この観点から参加をしておられるのか。私は、直接韓国を担当する北東アジア課も構成メンバーに入られて現状を認識してもらって協力要請の役を果たすことが大事じゃないかと思うのですが、その辺の見解もあわせて御答弁願います。

○説明員(小倉和夫) お答え申し上げます。

先生のおっしゃいましたまず第一点についてでございますが、外務省といたしましては、国際的な麻薬ないし覚せい剤の取り締まりあるいはその密輸入の防止の問題といったことにつきましては、二つの側面があるのではないかとこのように考えております。一つは、いま先生もおっしゃいましたように、特定の国、特に韓国あるいは一部の東南アジアの国、そういった国と日本側の関係の直接的な御担当の政府の部局との二国間の交流、二国間の話し合い、そういったものが一つ考えられるかと思っております。もう一つは、たとえば国際連合の経済社会理事会におきます麻薬委員会といったものがございまして、そういったいわゆる多国間の場における議論あるいは措置、話し合いと、そういった面と二つあるかと思っております。

御指摘の韓国につきましては、先ほど警察の方からもお答え申し上げましたとおり、取り締まりという観点からは国際刑事警察機構を通じて情報交換もやっておりますし、また、全国都道府県の警察職員の方も韓国へ出張されたり、あるいは麻薬セミナーというものを開かれていろいろ話し合っております。それから、税関関係の方は、また別途、韓国の財務部の方と情報交換その他もやっております。韓国側のカウスターパートと申しますか、担当する部局と毎年定例に意見交換をしております。また多国間の場におきましては、韓国は現在までのところメンバーでございせんが、最近、国際連合の経済社会理事会の麻薬委員会の構成国になりたいという動きがございまして、私も外務省としましては、

これはぜひとも支持したいと、先生のおっしゃいました趣旨から申しまして支持したいと思っております。ただ、そういった、いわば専門的な立場からの二国間の話し合いを越えまして、外交ルートに直接この問題を持ち上げて話をするかどうかということにつきましては、先生のいまの御指摘の問題意識を持ちながら、同時に、いままでのこうした既存の各御担当の部局と韓国側の担当の部局との話し合いの様子を政府内でもう一遍検討をいたしまして、各省庁の方から外務省に対していろいろ御要望がありました節には積極的に考えてみたいというふうに思っております。

それから、第二点につきましては、国連局の社会課がこのメンバーになっておりますのは、従来私も外務省が外務省の立場からこの問題にかかわってきたのは、どちらかと申しますと、先ほど申し上げました多国間の場における議論、そういう場における議論というものをどのように利用していくか、日本なりの立場からそういった国際機関を利用していかかという立場から参画しておりましたので、国連局の社会課が出ております。

先生御指摘の、北東アジア課が参画すべきかどうかにつきましては、これは薬物乱用対策推進本部の、何と申しますか、本部そのものの総理府の御見解いかんによるわけでございまして、外務省としましては、もし政府部内におきまして、特に地域的な面から地域的なところを担当しているものも参加した方が望ましいということであれば、検討をいたしたいと思っております。

○和泉照雄君 次は、覚せい剤が暴力団の大きな資金源になっているという問題でございまして、白書によりまして、暴力団の年間収入が約一兆円、その半分近い四千六百億円が覚せい剤によるかせぎである、このように推定されておりますが、その推定の根拠はどこにあるのか。

また、覚せい剤が暴力団の大きな資金源になった背景について、どういふような背景があるのか。過去にもヘロインの乱用で検挙された暴力団が、新たな資金源を求めて覚せい剤に注目していった

ように、警察庁とはイタチごつこのような関係にあると思うのでございまして、暴力団を撲滅するということになりますと、やはりこの覚せい剤の対策というものをしっかりと樹立されることが大事じゃないかと思うんですが、そこあたりの御見解もあわせてお伺いします。

○政府委員(中平和水君) 御案内のように、暴力団の組織を支え、あるいは動かしているのは、これは組織の威力を背景にして彼らが獲得する金であるわけでございまして。したがって、私も、暴力団にどれぐらいの金があるかという方法で入っているかということをつかむことが、これが暴力団対策の基本になるわけでございまして。

そういう意味で、これは非常にむずかしい問題でございまして、昭和五十三年に、私どもの科学警察研究所と部外の方の御協力を得て、私どものいろんな取り締まりの実態から見た大胆な推計もあるわけでございまして、そういうものを踏まえて一応推計した総額が、当時の額で、暴力団に一切入っている額が一兆円、その中の一番の筆頭で四千六百億ということになっておるわけでございまして。

その数字は、これはただいま申し上げましたように、非常につかみかたのものをかなり推計でやっておりますから、まあ御参考までということに御理解をいただきたいわけでございまして、簡単に申し上げてみますと、昭和五十三年当時に、いわゆる覚せい剤取り締まりによる検挙人員が一万七千七百四十人ございまして、そのうち暴力団員は九千二百三十四人ということになっておりまして、押収した総量は九十九・六キログラムになっております。それで、覚せい剤の押収量は、過去の私どもの捜査の経験から申し上げますと、大体流通量の五〇程度しか押収されていないのではないかと。つまり、大体つかまえた現場で出るのはほんの氷山の一角でございまして、彼らがすでに処分をしたりしているのがたくさんあるわけでございまして、大体五〇程度だろうと、これは捜査の経験でございまして。したがって、それから

ら逆算をしてみますと大体千九百九十二キログラムの覚せい剤が暴力団の組織を通じて流れているであろうと、こういう大胆な推計をしているわけでございまして。

それから一方、この覚せい剤取り締まりによる検挙人員は一万七千七百四十人でございまして、大体検挙人員の約十倍程度は覚せい剤が実際に施用されていると、こういうふうに見ておるわけでございまして。そうなりますと、十七万七千四百人程度が覚せい剤の一応の施用者じゃないか。それから、これらの人が大体一日〇・〇三グラム使用いたしますと、これで約千九百四十三キログラムになるわけでございまして、押収量の五〇から推計した千九百九十二キログラムとそれからただいま申し上げましたような検挙人員からこれを割り出していった数字の千九百四十三キログラム、大体数は合うわけでございまして。それを、たゞいま保安部長の方から申し上げましたように、グラム当たりの末端の価格は五十三年当時で大体四万から六十万ぐらいでございまして。ばらつきがございまして、これは平均値で大体二十五万円程度と、こういうふうな推計をしたわけでございまして。

それから仕入れ価格は、当時の検挙の実績から申し上げますと、大体グラム六千円から一万円ぐらいが仕入れ価格になっているわけでございまして。これを先ほど推計いたしました約千九百九十二キログラムからこの平均の、要するに末端価格マイナス仕入れ価格を引いた額で掛けますと、大体四千八百二十億六千四百万円という数字が出てまいります。現実には、暴力団が警察に押収されてその分はもうけになっていないわけでございまして、押収した分を金銭に換算をいたしまして差引きしますと、大体四千六百億と、こういうことになるわけでございまして、まあ大体この辺の数字が私どもが暴力団対策を立てていく上の一つの基本的な、暴力団が獲得している覚せい剤による収益であると、こういうふうな考えでおります。

○和泉照雄君

もう時間が参りましたので、最後

にまとめさせていただきます。

文部省来ておられますか。——先ほど御答弁があったとおり、青少年の方にも汚染をされておるといふことで文部省もこの撲滅運動には相当ウエートをかけてやっておられると思いますが、本年度はさらにどういふような対策を講じておられるのか、それが第一点。

それから今度は運輸省にお尋ねをいたしますが、近ごろトラック、タクシー等の運転手の覚せい剤の汚染が多くて、検査された人がこの二、三年間約七百人を下らないというぐらゐの汚染度でございますが、過重労働という点にも通じて、こゝういふ覚せい剤を打って疲労感を消滅させようといふことで使用しておるようでありますが、こゝういふような過重運転を防止するといふことについて、運輸省はどういふような見解を持っておるのかという点が一点。

それから、北海道の釧路では、ハイヤー協会が警察庁の指導で定期検診を行って覚せい剤の防止に努力をしておると、こゝういふよい事例があるわけでございますが、運輸省もこれぐらゐのことを積極的のタイアップしてやっていかれた方がいいんじゃないかと思うのですが、その辺の見解。

それから自治省にお伺いをいたしますが、ある市では職員が覚せい剤を密売をして逮捕されておる、こゝういふような新聞記事もありまして、その他の職員にもこれが波及をしているというゆゆしいことも報道されておりますし、また、消防署員も覚せい剤の汚染をされておるといふことも報道されておりますが、国民の範となるべき公務員がこゝういふことでは、本当に国民のひんしゆくを買ふのは当然であらうかと思ひますけれども、地方自治体の職員の綱紀粛正はどのように考えておられるのか。また、自治体のこゝういふような覚せい剤の啓蒙運動についてはどのようにお考えになつておられるのか。

最後に、国家公安委員長である大臣に、この日本国民の、特に青少年の健康をむしばんでいく覚せい剤撲滅対策について、最近はお私の方の鹿兒島

県の国分市というところに、山口組が入り込んで、射殺事件等も起こつたところでございますが、主婦の層にもこの覚せい剤の汚染が相当に広まつておるといふゆゆしいこともありますので、この対策についての御決意を聞いて私の質問を終わります。

○説明員(中島章夫君) お答えをいたします。

文部省といたしましては、この薬物を乱用します中、高校生が見られるといふのは、青少年を育成します上でまことに憂慮すべきことである、こゝういふふうで考えておりました、学校教育におきましては、理科、それから保健体育、それからホームルーム、こゝういふようなところで薬物乱用によります心身の健康破壊に関する指導を行っているといふことでございます。こゝういふような教科とか、あるいは特別活動とか、あるいは道徳、こゝういふ学校の正規のプログラム以外の生徒指導という面での指導を充実していくといふことが非常に大事なことでありまして、こゝういふことが非常な大事なことである、私どもは考えておりました、そのようなことから教師、生徒指導の担当の指導者に対して講習を毎年各県でやつております、その、全国三ブロック、それから全国一つの会議といふようなところで徹底して指導をしていくところでございます。

特に、昭和三十四年には生徒の問題行動に関する基礎資料といふことで、盗みとか性非行とか暴走族とか飲酒、喫煙とかといふこととあわせて薬物乱用に関する入念な解説と指導の指針を盛り込みました資料をつくりまして各中学校、高等学校にそれぞれ五部当てぐらゐ配付をして、こゝういふものを通じて徹底的に指導をする、こゝういふ体制をしいていくわけでございます。

先ほどお話がございました薬物乱用対策推進本部といふのが、このところ毎年その本部で決定しました乱用対策についての通知がございまして、こゝういふものをこゝにして毎年注意喚起を新たにしているといふところでございますが、五十六年度につきましても先般この推進本部から新しききわめて強力な方針が出されております。こゝう

いふものをこゝにいたしまして一層指導を充実をしてみたい、こゝういふふうで考えているところでございます。

○説明員(神戸勉君) お答えをいたします。

まず第一点に、過重労働に原因があるのじやないかという先生のお話でございますが、運輸省といたしましては、運送事業者に対して事故防止の観点から、労働者の過労による乗務というのを防止するため、労働者の法令等とも整合を図りつつ運送事業者の勤務時間及び乗務時間、交代運送者の配置等につきまして運行管理者の研修、事業所監査等を通じて指導を行っているところでございまして、特に、五十四年十二月に、「自動車運送者の労働時間等の改善基準について」といふ労働省通達が出たわけでございまして、その遵守につきましても、過労運転の防止を図るようあわせて指導の徹底を図つてきたところでございます。今後とも運送事業者に対する監査等を通じてその遵守状況を把握するとともに、その結果を活用して、運送事業者に対して運送者の過労防止の徹底に努めてまいりたいと思つておる次第でございまして、

また、第二点の釧路のハイヤー協会の例でございますが、自動車運送事業における運送者の健康管理につきましても、労働法令に基づきまして健康診断等によって行われていくところでございまして、日常の健康状態につきましても、輸送の安全確保を図るため、運行管理による点呼等において実際に確認を行っているところでございます。

覚せい剤常用者の発見につきましても、その発見に努めるために、運行管理の面から指導をしていくところでございまして、先生いま御指摘の釧路のハイヤー協会の事例に見られますように、覚せい剤使用防止を図るため、労使双方が一体となつて体制づくりに取り組んでいることは非常に望ましいことと考えております。

運輸省といたしましては、今後覚せい剤の使用防止につきましても、関係機関と連携を図りつつ事業者の指導に努めるとともに、その指導に際しまして、いま御指摘ございました釧路の例を一事例

といたしまして活用してまいりたいと思つております。

以上でございます。

○政府委員(宮尾盛君) ただいま御指摘のありましたように、一部の地方団体等におきまして市の職員等が覚せい剤を密売あるいは使用するといふような事例が見受けられておりますことは御指摘のとおりでございます。公務員は全体の奉仕者といひまして率先して法律を守つていかなければならない立場にございまして、こゝういふ公務員がみずから法律を犯しまして住民の信頼を裏切るといふような行為を行つておることはまことに遺憾でございますし、断じて許されないと考えてこゝういふに考えておるわけでございまして、

こゝういふ不祥事件といふものを防止するためには、何よりもまず個人個人が自覚をしてもらふ、こゝういふことが第一でございますけれども、それと同時に、地方公共団体の自治当局におきましても、職員の資質の向上あるいは服務規律の確保といった点につきましてもさらに努力をし、厳正な服務規律を保持をする、こゝういふことが必要であるといふふうで考えております。

こゝういふ意味におきまして、自治省におきましても今後ともさらに適切な指導をしてまいりたいと考えております。

○政府委員(砂子田隆君) 覚せい剤等の薬物の乱用が全国的に大変増加をいたしております、先ほど警察からお話がございましたように、一般の市民層や青少年層へも浸透しておるといふことは大変深刻な社会問題であるといふふうに理解をしております、大変遺憾なことだと思つております。

こゝういふような現状を打開するために、政府におきましても、閣議の決定によりまして薬物乱用対策推進本部を設置いたしております、そこで乱用防止の対策を積極的に進めていくところではございますが、それとともに都道府県に對しまして、薬物の乱用対策推進の地方本部を設けておりました、住民に対する啓蒙あるいは各種団体の

指導者に対する啓蒙指導の推進を図るよう要請をしていくところでもございます。

自治省といたしまして、薬物の乱用対策本部の一員といたしまして、乱用対策の推進に協力いたしますとともに、問題が非常に地域的でもございますし、しかも先ほど申し上げましたように、深刻な社会問題となつておるわけでもありますから、そういう事態にかんがみまして、公共団体に対して積極的に乱用対策を進めるように指導してまいりたいというふうに考えております。

○説明員(山田晋作君) 総理府の方で薬物乱用対策推進本部の庶務を行つておるわけでございませうけれども、その見地から一言だけお答え申し上げます。

去る四月二十四日に薬物乱用対策推進本部の方では「昭和五十六年度薬物乱用防止対策実施要綱」をつくりました。これは十一省庁の方々にお集まりいただいたいろいろな協議の結果、要綱をつくられたわけでございますけれども、その中ではいろいろと、先ほど御指摘のございましたような点、一般のキャンペーンを含めた社会啓蒙の問題とか、国民に対する啓蒙の問題とか、取り締まりの強化とか、それから乱用者の防止だとかいったような問題を盛り込んでおるわけでございます。

その推進に当たりましては、当然それぞれの省庁の御協力が必要でございますけれども、先ほど御指摘のございましたような韓国からの密輸入が非常に多いというふうな問題がございますので、その点に關しましては外務省の担当部課の方に御協力をお願いしたいと思ひますし、またタクシーだとかいったような運輸関係の方の事犯が多いということでありましたら、その面にも御協力をお願いしていきたいと思ひつております。

先ほどから御指摘いただきましたような趣旨を念頭に置きながらこれからそれぞれの対策等協議してまいりたいと思ひます。

○國務大臣(安孫子藤吉君) 私は、この問題は、大変重要な問題だと思つております。

取り締まり当局といたしまして、昭和五十五年はその關係で五百六十名余の人員を増加いたしましたし、五十六年度におきましても約三百名のこの方面に対する人員を増加をいたしまして徹底的にこれを摘発するという体制をとつておるわけでございます。

しかし、問題は非常に広範でありまして、結局吸う者がおるわけですね、使用者が。その辺をどう取り組んでいくかということについては、いま総理府でも本部を設けまして各關係省庁において一体となつてこの問題に取り組んでおるわけでございませうが、これはなかなか放置できない問題である。結論から申しますと、やはり地方の責任者が本気になつてこの問題に取り組んでいくということが何よりも私は大切じやないか、こう思つておるわけでございます。

私はアメリカに行きましてある町を訪れまして、その市長さんに、あなたの取り組む最も重要な施策は何かと聞いたところが、麻薬取り締まりだ、こういう認識でございました。マレーシアの厚生大臣に「二年前に会いましたところが、自分の施策の第一は麻薬の撲滅だ、こういうふうなこと、それだけの気魄が中央においても必要でありますし、また、末端においてもそういう気魄が必要だろ」と思ひます。

私といたしまして、事の重要性を認識しておりますので、総理府が中心の問題ではございませうけれども、警察当局並びに自治省といたしまして、これに最大の努力をしてまいりたいと思ひつております。

○伊藤都男君 私は、災害に強い都市づくり、このことにつきまして質問をしていきたいと思ひます。

最初に、大臣にお伺いしたいと思ひますが、特に、東京を初めとする大都市ですね、これがもう災害にきわめて弱い構造になつておる、御承知のところだと思ひます。高速道路で一台の自動車事故をしますともう二、三時間渋滞してしまふ。場合によつては半日もおかしなやつてしまふとい

うこの事例を見ましても、大きな災害がやつてきたときに、大都市の機能というものは大混乱に陥つてしまふということが想像にたかたない。東京都は関東大震災程度の規模の地震が来たときの被害想定を出しておるのですけれども、これを見ましても、特に火災がこわいわけですね、死者あるいは負傷者を含めて約十万人の死傷者が出るだろう、あるいは罹災者が三百五十万程度に上るだろうと、こういうことを具体的に指摘をしておるわけですが、このような災害に弱い大都市を強い都市にしていかなきゃならぬと思ふんですが、その点に關する大臣の基本的な考え方をまずお伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(安孫子藤吉君) 災害に對しまして、特にこれから必ずいつかは来るであろうところの震災なんかを考へますと、二例をとりますと、東京の体質などというものは、まことに寒心にたえない面が私もあると思つております。それだけに、いろいろな施策を現在講じておるところでございますが、基本的に、いまの都市改造その他、これに對するようなものにつくり上げていくというふうなことは、實際問題としてなかなかむずかしい問題じやないかと私は思つております。したがいていまして、局所的な治療法を講ぜざるを得ないのがいまの事態じやなからうかと、こういうふうにして思つておるわけでございます。

基本的に申しますと、戦災で本當に焼け野原になつた東京、これを再建するときに、そこまでの配慮をして、そして災害、震災に強い都市をつくるというふうな基本的な方向があつてスタートすればまた別だつたかもしれませうけれども、當時の事情はなかなかそういうわけにもいかなかつたように思つておるわけでございます。したがいていまして、いまこれを基本的につくり変えていくというところはなかなか問題でありますので、やはり対症的にそうしたものに對する個別的なことを強化をいたしましてこれに對するということが現実的な施策じやなからうかと私は思つておるところでございます。

一例を東京にとつて申し上げました。

○伊藤都男君 やはり東京などを災害に強い都市にしていくのには、大変なこれは時間と努力と費用が必要と思ふんですね。だから、いま大臣が言われましたように、個別的なものだけでは、なかなか災害に強い都市、これは百年河清を待つがごときものだと思ふんですね。だから、どんな障害があつても総合的に進める、こういう基本的な姿勢が私は必要だと思ひますし、そのために、たとえば防災型の都市づくりに関する具体的なマスタープランというものをまずつくつて、それに基づいて積み上げ方式をしていく、着実に将来を見通しながら進めていくという、そういう観点が必要だと思ひます。まあ部分的にはそのことを考へながら施策が進められておると思ふんですけども、現在の災害に強い都市づくり、具体的にはたとえばどんなことが進められておるのか、その点わかりましたらお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(近藤隆之君) 最近、地震の問題が非常に大きな問題として取りざたされておるわけでございませうが、この地震等による被害を最小限に食い止めるためには、消防施設をいかに強化してもそれだけでは不十分でございます。基本的には、ただいま先生のおっしゃる通りに、やはり災害に強い町づくりということになるわけでございませう。私も、それを推進するに当たりましては、消防庁としてももちろん努力いたしますけれども、国が行つておりますあらゆる行政が、防災ということを前提に置いてそれぞれの行政を推進していただくということが何より必要だと思ひつております。

特に、町づくりということになりますと、都市計画などというものがその一つの基本となるわけでございませうが、都市計画などの場合におきましては、これはそれぞれ都道府県ごとに審議会というふうなものや設けられまして、そこで自分たちの町のあり方の絵面をかくわけでございませうけれども、たとえばその委員の方々にも防災に關心

の深いような方々を選んでもらう、防災という面にも配慮したところの都市計画をつくってもらうというように必要であらうかと思ひます。

○伊藤都男君 では、具体的にお伺いをしておきますけれども、都市計画法第八條、第九條によりまして、用途地域とか特別地区とか分けて、住居専用とか工業専用とか、あるいは建築面積を制限をしたり高さを制限をしたりと、こういうことで進められておるわけですが、実際にはこのような大都会においては工場と住宅が混在をしている、あるいは自分の家の隣に危険物を扱っている工場があると、こういうようなところがあることも無数にできておるわけですから、これは一たん災害があれば大変な被害をもたらす原因にもなると思ひます。したがって、この計画法によって単に新設の建築物に対する規制だけではなくて、各地域、各地区内を細かくチェックして、現にある建物、特に危険なもの、その地域にそぐわないもの、そういうものについては移転その他の措置を強力に進めるべきではないかと、こういうように考えるわけですが、その点の御見解をお伺ひしたいと思ひます。——これは建設省だと思ひます。

○説明員(中田亨君) お答え申し上げます。

ただいま先生のお話にもございましたように、都市計画法で用途地域その他の地域地区を定めまして、その地域地区に従ひました環境ができるように建築行政で指導、建築物の規制誘導等を行っているわけでございます。

たとえば、具体的に申し上げますと、大規模な災害の発生するおそれのあるような工場が集積するところには、工業の利便を増進するといふことで工業専用地域を定め、住宅等の建築を禁止する等の措置を講じております。また、住居の環境を保持するよう必要なあるところにつきましては、住居地域を定めて工場等の建築を禁止する等の措置を講じているわけでございます。

しかし、この場合にも、住居地域等の指定の以前からそこに存在しておりましたような工場等につきましては、いわば既得権と申しますか、これまでそこにあったというその立場を保護するということから、大規模な増改築等を行わない範囲であるならば存続することができるといふ仕組みになっております。したがって、これら既存の、いわゆる不適格建築物と、こう申しておりますが、既存不適格建築物について直ちに強制的に移転させるというようなことはなかなか困難であるかというふうに思ひます。

ただ、特にそのものが公益上著しく支障があるというような場合につきましては、市町村の議会の同意を得ました場合に限りまして移転等を命ずるといふような措置も講ずることができるようになつておるわけではございませんけれども、実際問題といたしましては、一方向的に移転を命ずるといふようなことはなかなか実際上むずかしいという面がございます。そこで、この問題につきましては、たとえば再開発的な事業の一環といたしまして処理するといったような方法で何か総合的に対処していくことが必要なんではないかというふうな考へております。

いずれにいたしましても、住居系の用途地域内等で住宅と工場が混在していることでそのために住環境が劣つておる、あるいは防災上も危険がある

というような地区につきましては、先ほどもちよつと申し上げたことでございますけれども、工場移転用地の問題、あるいは工場移転用地をどう利用するかといった問題、さらにはその移転の費用をだれが一体負担するのかといった問題、また、中には危険工場でございましていよいよゆるめ地域密着型と申しますか、その場所でないとなかなか業務もやつていけないというような中小工場等もございまして、こういったものをどうするかといったいろいろ困難な問題があるわけではございませんけれども、地方公共団体の総合的な計画に基づきまして、たとえば都市開発資金という制度がございまして、この資金で国が資金を貸し付けまして、公共団体が工場跡地を買収するというようなことも道が開かれております。こういった既存の規制、誘導に關しまして諸制度をフルに活用いたしまして、できる限り対処してまいりたいというふうな考へておるわけでございます。

○伊藤都男君 それではお伺いするんですが、いま都市再開発に關するいろいろな法律がございまして、都市再開発法、大都市地域特別措置法、住宅地区改良法といういろいろな法律が現に施行をされておるわけですが、余り実績が上がっていないのではないかと。

たとえば、これは建設省の資料にあるわけですが、四十四年に都市再開発法が施行されて以来五十五年まで、昨年までに着手された市街地再開発事業区域は百七十三地区です。しかし、このうち五十四年度までに完成したものはわずか四十九地区、面積は三十八ヘクタールにすぎない。これは建設省の資料に載つておるわけですが、こういう実態があるわけですね。

制度としては整備をされておるけれども、どうしてこのように事業が停滞しているのか。その原因がおわかりでしたらお教えをいただきたい。○説明員(平林忠正君) いま、諸種の再開発事業のうちで都市再開発事業に基づく市街地再開発事業の進捗状況についてお尋ねがあったわけでは

います。数字の点でちよつと申し上げさせていただきますが、現在までに完了をいたしましたものは、六十地区、七十・三ヘクタールということに相なつております。

それにつきましても、市街地再開発事業の進展に当たつての問題点といたしましては、やはりまず第一には地区内の権利者の生活環境あるいは商売を営んでいく上でのそういうような条件が変わるというようないふこと、あるいは建築物が共同化されるので、その点に対する抵抗感といったようなものが存在するといふことが一つの理由として挙げられようかと思ひます。それから、さらに関係の権利者も非常に多いございまして、その権利関係がいろいろふくそうしております。特に再開発を行なうためにはならないような地域におきましてはその状況が著しいといったようなことが挙げられようかと思ひます。

さらに事業の円滑なる遂行を期するために、事前調整にできるだけの時間をかけまして、一たん事業が着手された後はなるべく速やかに事業を完了させるといったようなことも必要でございまして、そのほか、既存の建築物をすべて取り除きまして、そこに新たな建築物を建築をしていくというものが都市再開発法に基づく再開発事業でございまして、公共施設の整備も伴うし事業費も多額に上るといったようないろいろなファクターがございまして、先生御指摘のような状況に相なつておるというところでございまして。

○伊藤都男君 まあ私の数字がちよつと古かつたかも知れませんが、六十地区が完成したとしても三分の一ちよつと強と、こういう現状ですね。だから非常にいまお話のようなさまざまな障害があると思ひます。

しかし、何としても都市再開発、これはもう積極的に進めていっていただきたいと思ひますし、これからはどういふ方針で臨もうとしておるか、お伺ひをしておきます。○説明員(平林忠正君) 昨年の第九十一国会に

おきまして都市再開発法の改正をお願いをしたわけでございますが、その内容といたしまして、まず第一に都市の再開発に関する方針というものを、一定の都市につきましては都市計画の内容としてそれを定めるようにすることに相なったわけでございます。もちろん再開発を必要とする地域につきましては定めていくわけでありまして、まずこれによって都市の再開発に関するマスタープランというものをつくっていくという改正がお認めをいただいたわけでございます。したがって、まず第一にこの都市再開発に関する方針をひとつ自治体にお定めをいただきたいと、それを推進をしたいというふうに考えている点が一つでございます。

それから、同じ都市再開発法の改正の中におきまして、いろいろと再開発事業が進めやすくなるような改正をしていただきました。たとえば、施行主体というものを拡大をお願いいたしましたし、また、あるいは民間の活力というものが都市再開発を進める中で生かしていけるような手だてについても改正されたわけでございますので、これらの法改正の成果というものを十分活用して進めていきたいというふうに考えております。

さらに、予算措置につきましても、比較的権利の持ち分の少ない権利者に対する取り扱いについて、できるだけこれを優遇をしていくといったような方向で予算措置の充実にかねてから努めてきているところでもありますので、これらの制度を活用して進めてまいりたいと思っております。

さらに、都市再開発事業につきましては、そういうような法律改正によって種々の再開発事業の推進についてのいろいろな手だてが講じられたわけでございますが、そのほかいろいろの再開発に、関する手法がございます。それらの手法、たとえば防災に關して言えば防災不燃化促進といったような補助事業もございます。それらの事業というものをひとつ総合的に、たとえば都市再開発方針の中等におきまして取り入れられるものは取り入れ、総合的な見地からひとつ街づくりを進めてい

きたいと、かように考えておる次第でございます。○伊藤郁男君 法改正の成果を期待すると、こういうことでございますので……

次に、最近都市における中小河川のはんらんと、原因は、もう御承知のように、上流地域におけるゴルフ場とかあるいは団地をつくったりと、そういうことによって木が切り倒される、そこで中小河川がはんらんをします、こういうことですけれども、いま進んでいる無秩序な宅地の造成、ゴルフ場の開発、こういうものに対する積極的な規制というものを私は進める必要があると思うんですが、建設省としてはどんな対策を進めておられるのか、お伺いしておきたいと思っております。

○説明員(鹿島尚武君) 都市計画法におきましては、主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行います土地の区画形質の変更を開発行為といふこととらえまして、一定のものを都道府県知事等の許可に係らしめるといふようなことにいたしているわけでございまして、御指摘の宅地造成、ゴルフ場の開発、これはいずれも、この許可の対象となされているものでございまして。

そこで、これらの開発行為を行うとする者は、あらかじめ開発行為に關係がある河川管理者の同意を得る等の必要があるということにされておりますし、また、開発許可権者でございます都道府県知事等は、許可に当たりまして、開発区域及びその周辺の地域に漏水等による被害が生じないよう排水施設が配置されることについて技術的な審査を行うこととされておるわけでございます。

具体的には、これらの手続の運用の中で都市の中小河川のはんらんを防止をする見地から必要な河川改修あるいは防災調節池の設置等の措置が講じられてまいっているところでございます。

一方、宅地開発等に關連して必要となります河川の整備に要する費用の点につきましては、従来から、通常の河川整備事業に加えて、住宅宅地関連公共施設整備促進事業というものを創設を

いたしておるわけでございまして、その補助制度を活用して整備を進めておるところでございます。

○伊藤郁男君 それでは、もう時間がありませんので国土庁にお伺いをしますが、地震の問題と関連をいたしまして、避難場所確保法、こういう法律を検討をする。あるいは今国会に提出をしたい、こういうような考え方のもとで避難場所確保法、これを検討をいたしたんだと、こういうふうに聞くわけですが、この確保法がなぜ今国会に提出をされなかったのか、その原因についてお伺いをします。

○説明員(平野侃三君) 国土庁では、先生御指摘のように、避難地の確保及び防災基地の整備等に関する法律案——仮称でございますが、につきまして、今国会提出を検討してきたわけでございまして、実はこの法案の中に、避難地を指定いたしました際に、民有地がございまして、その民有地に対して行為規制を行うという内容が入っております。この検討をいたしております過程で地方公共団体及び関係省庁と協議をいたしましたわけでございまして、私権制限を行う内容等に関しまして法律上及び実態上検討すべき点が多々出てまいったわけでございまして、今後とも検討をいたしますのに相当の日時を要するというところで、本法案の今国会提出につきましては断念せざるを得ない状況になっております。

なお、国土庁といたしましては、これらの点につきまして今後さらに慎重に検討をいたしまして、本年度、昭和五十六年度の子算で、避難地及び防災基地の整備基準等に関する調査を行うことにいたしておりますが、この調査を活用いたしまして避難地及び防災施設の配置及び整備のあり方につきまして詰めてまいることとしたしております。

また、関係の地方公共団体及び関係省庁とも密接に連絡をとりまして、必要な避難地の確保及び防災施設の整備の推進方策につきまして確立を図ってまいるように努力したいと思っております。

○伊藤郁男君 東京都で関東大震災と同様な規模の地震が起こった場合に、焼けてなくなってしまう木造家屋は四十七万戸程度に上るだろうと、こう言われているわけですね。まあ専門家の中には、たとえばこのような関東大震災クラスの大きな大火になったような場合に、その火から避難をするためには、少なくとも十ヘクタール程度の面積を持つ公園が必要なんだと、こう言われているわけですね。いま東京都では、たしか百三十四カ所程度の避難場所を確保しておるわけですが、これがもうとても狭いところばかりで、本当に大地震が見舞ったときには、恐らくそれは避難場所にはならぬだろう。むしろ生き残った人がようやくたどり着くためにある避難場所——避難場所というのですかね、それは、そういう場所には足りないと思っております。その避難ができる大きな公園というのか、そういうものも今後積極的に考えていかなければならぬと思ひますし、そのために私は避難場所確保法というのを非常に期待をしたわけでございまして、いまの御答弁のように断念せざるを得ないと。まことに残念でございます。

そこで、現在東京などが指定をしている避難場所の現状、これで一体いのかどうか。これについて御見解がありましたらお伺いしておきたいと思ひます。

○説明員(平野侃三君) 東京都の区部でございますが、先生御指摘のように、百三十四カ所の広域避難場所が指定されております。面積ごとにいろいろな集計がございまして、十ヘクタール以下はそのうち二十カ所ございまして、また先生御指摘の、それだけでは問題でないかという点に關しましては、ことにわれわれも問題意識を持っておりますのは、三キロ以上避難しなければ避難場所にとどろつかないという区域が区部の中に四千ヘクタール程度ございまして、ただいまの市街地の現状から申しますと、そういうオーブンスペースがたまたまそこになんかということもございまして、そのような指定状況になっておるわけでござ

いますが、今後の課題といたしましては、それらのいわゆる避難困難地域と申しておりますけれども、そういう地域の解消を早急に図っていくというのが非常に大きな課題ではないかというふうに考えております。

○伊藤都男君 私は、ほんの少しの点だけを指摘をしてきたわけですが、いままでも指摘をした問題以外にも、大東京を初めといたしまして大都市はさまざまな問題を抱えていると思います。特に、経済、政治、文化の中心である東京、これはもう本当に大変な状況にある、こういうように思います。

そこで、もう二点だけお伺いしておきたいわけですが、たとえば東京が大震災に遭遇したような場合に、政府の機能、これを維持することすらできなくなる危険性も実はあるわけではございません。そこで、危険を分散する意味から、あるいは、東京がこんなにも肥大化した、これ以上もう肥大化させない、そういう意味からも、首都の機能というものを分散する必要があるのではないかと、還都論みたいなものもかつては言われてきたわけでありましたけれども、この問題について政府はどのように考えておられるのか。あるいは、何か具体的な検討を進めておられるとするならば、その内容についてお伺いしておきたいと思っております。

○説明員(安達五郎君) 御説明いたします。先ほども先生御指摘のとおり、災害対策といった見地におきましても、あるいはそういった機能の危険分散といった観点からいたしまして、さらにまた、首都の抱えます過密を解消するという観点から考えましても、首都東京を抜本的に計画的に改造していくという観点から考えますと、いずれにいたしましてもその首都機能の移転、再配置という問題につきましても避けて通れない検討課題である、こういうふうにご考えておられるわけでございます。

それで、この首都機能の移転、再配置につきましては、昭和四十八年から首都圏整備委員会、当時の首都圏整備委員会が調査を行っております。

けれども、実は昨年から国土庁におきましても首都改造計画策定調査というものを実施しております。これは、二十一世紀を展望いたしまして首都を抜本的に改造するというものを検討しておるわけでございますけれども、これは必ずしも首都機能ばかりではございませんが、首都機能の移転、再配置、そういった問題につきましても非常に重要な検討課題であるということで調査を進めておるわけでございます。

それで、現在の調査につきましては、首都機能の配置のあり方につきまして、先ほど先生もおっしゃいましたように、首都機能全体を一括して遷都するというふうな考え方もございますし、それから、すでに欧米諸国におきましても例がございますけれども、東京以外に首都機能の一部を移転する、あるいは東京の周辺に機能の一部を移転するといったような展都、あるいは分都、こういった形態もあるわけではございまして、そういったいろいろのモデルを現在比較検討しておる状況でございます。今後さらにそれを具体的に調査検討を進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○伊藤都男君 まあ検討中ということですから、直ちに首都の機能が分散をできるような状況にないことは、これはもうわかっているわけではございますが、この首都の機能分散を直ちに進めることのできないにいたしまして、たとえば国にとつて、あるいは地方自治体にとつても大変重要な書類、資料等があるわけではございます。地方自治体にとりましては、特に戸籍簿とかそのほかのものに全部なくなってしまうという事態も考えまされば、国、地方ともにその重要な資料というものは、分散をしておく、こういうことが考えられるわけでありまして、これについての考え方をおありでございましてお聞かせをいたしたいと思っております。これは大臣に。

○国務大臣(安孫子藤吉君) これは余り論議されませんが、きわめて重要な問題だと思っております。戸籍の関係、登記簿の関係ですね。この実態を、

たとえば登記簿なんかを見ますというところ、ある程度やっておりますけれども、全く火災、震災等に對して抵抗力のないようなところに収蔵されておるわけですね。それがたくさん見受けられるわけでございます。したがって、いまの点は、やはり自治体におきましても、あるいは法務当局等におきましても、これがそうした災害に強いような収蔵措置を講ずるところではございます。これは各省庁の所管でございまして、私はその必要性を痛感いたしております。

○伊藤都男君 まあ痛感をするだけじゃなくて、ひとつ実施に持ち込んでいただきたたい、検討をしていただきたたい、このように要望をしておきます。

問題を変えます。交通安全問題につきましてお伺いしておきます。交通安全運動週間が終わったわけですが、運動期間中の事故数、あるいは今回の運動期間中の事故の特徴というのですか、それがどういふところにあつたのか、お伺いをします。

○政府委員(池田雄雄君) 去る四月六日から十五日までの十日間実施されました春の全国交通安全運動でございまして、昨年来の事故増加という厳しい情勢を控えまして、関係機関の方はもちろんでございますけれども、国民各層の方々も、大変じみでございまして、真摯に取り組んでいただいたというふうに考えておるわけでございます。

その結果、事故の数でございますが、発生件数は一万一千六百六十七件で、対前年比では五百三十三件、四・八%の増でございますけれども、死者数は百八十八人で、四十四人、一九・〇%のマイナス。負傷者数は一万四千六十九人で四百五十八人、三・四%の増というふうになっております。件数、負傷者数は増加いたしておりますけれども、死者数につきましては大幅に減少をいたしております。この百八十八人という数は、昭和三十三年以降の春の運動期間中では三番目に低い

数字でございます。死亡事故の特徴を見ますと、年齢層別では子供につきましては三人、一三%ほどふえましたものの、お年寄りの方は十八人、三四%の減というふうになっております。状態別では、運動の重点にも取り上げました、自転車乗用中の十三人、四六・四%の減、歩行中の事故が七人、九・一%の減といったことになっておるわけでございます。

警察といたしましては、こういった運動の成果を踏まえながら、さらに今後真摯に取り組んでまいりたいと思っております。おかげさまで昨四月二十七日現在の交通事故の死者は二千三百四十九人でございまして、対前年比百四十八人、五・九%減というふうになっております。ただ、件数、負傷者数につきましては、三月末で申し上げても、昨年に比べまして件数は〇・五%増、負傷者数は〇・四%減ということで、増加ないし横ばいの傾向にございまして、樂觀は許しませんが、これから事故多発期を控えまして一層の努力をいたしまして、何とかして事故の増加に歯止めをかけたというふうにご考慮をしております。

○伊藤都男君 まあ交通事故はなかなか減っていかないと、こういう実態ではないかと思うわけではございますが、特に交通安全対策の一つとして、児童の安全対策、これはもう児童の安全教育にも通ずる問題でございまして、たとえばスクールバスとか幼稚園の送迎バス、こういう車両が車道と歩道の区別がつかないような道路にまたった場合に、児童がおりますね、おっている間はもう一切車は通ってはならない、こういうようなことの法律化というのですか、こういうことを法律に規定する、このことができないのかどうか。私はそのことによつて、これらの児童がやがて成長したときに、今度は自分が運転者になる、運転者になったときに、そのような車がとまつて児童がおりているときにはこれはとまらなければならぬんだと、こういう意識を小さいうちから植えつける原因にもなるのではないかと、この

うように思いますので、こういうことを法律に盛り込むことができないかどうか、この点をお伺いします。

○政府委員(池田達雄君) 児童の交通安全対策の面から、こういったバス等が停車しておる場合の措置でございませうけれども、御案内のとおり、昭和四十五年に道路交通法を改正いたしました際に、通学通園バスにつきましては、バス自体に表示を設けるという規定を設けましたと、こういったバスが児童、幼児等の乗降のために停車いたしております場合には、側方を通過いたします車両の運転者は徐行して安全を確認するといったような新しい規定を設けまして、こういった注意義務を義務づけておるわけでございませう。正確な数字を手元に持っておりますけれども、このことによりまして相当の安全確保が図られておるといふふうに思っておりますけれども、なお今後ともよく実態を調べまして、いま御指摘のございましたように、さらに強い対策が必要かどうか慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○伊藤都男君 ひとつその点検討をしていただきたいと思ひます。

そこで文部省は、全国の高等学校に対して、自動二輪車の免許を取らせないよう何らかの形で指示したことがあるかどうか。この点、まずお伺いをします。

○説明員(長谷川善一君) ただいま先生御質問の、文部省は、二輪車の免許を取らないようにということと全国の高等学校に文部省として何らかの指示を出したかということとでございますけれども、現在各地で行われております二輪車の免許の取得に関する種々の規制につきまして、文部省から各都道府県の教育委員会あるいは学校に対して何らかの指示をしたということは全くございません。

○伊藤都男君 それでは、これは警察と文部省両方にお伺いしておきますが、いま十六歳となつて自動二輪車の免許取得年齢、これはいまの

十六歳で適当と考えられるか。もつとこの年齢を引き上げるべきではないかという意見、あるいは引き下げるべきではないかという意見も両方あるように思ひますけれども、文部省並びに警察はこの点についてどのように考えられておりますか、お答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(池田達雄君) 免許の取得年齢につきましては、社会生活におきます自動車の利用の実態でございませうと、運転者に対する教育のあり方の問題でございませうと、あるいは個々の運転者の知力あるいは体力、そういったものと年齢の関係でございませうと、あるいは諸外国の制度といったような問題を総合的に考慮いたしまして、現行の免許の取得年齢が定められているものというふうに考えております。

国際条約等によりまして、自動車につきましては最低年齢は十八歳、ただ、二輪の自動車あるいは身体障害者用車両の運転につきましては十八歳未満の者に認めることができるといったような規定もございまして、諸外国の例の大多数は十六歳でございませう。一部十四歳といったようなところもございませうけれども、やはり現在の状況等から考えますと、私どもといたしましては十六歳というのが最も適当な年齢ではなからうかというふうに考えておるわけでございませう。

○説明員(長谷川善一君) 高等学校で免許の取得につきましては制限を行つておるのは、その地域あるいは学校のいろいろな事情のもとに、現在の高校生を取り巻く交通環境あるいは社会環境のもとで、安易に二輪車を利用するのを認めるということとは、交通事故の発生につながるというようなことを憂慮してございませう。

昨年度も十六歳から十九歳の交通事故の死者の数は千八百八十三名でございまして、対前年比七十六人の増加を見ておるところでございます。そういうような状況で、交通事故を何とかして防ぎたい、あるいは人命尊重という理念を徹底させたい、こういうような教育的な配慮がございまして、あるいは父母の了解などをとりまして高等学校でや

むを得ず行つておるものでございませう。ただし、遠いところから通学してまいります生徒とか、あるいは家業を手伝ふ必要性、そういった状況を考えますと、一律に現在のような規制をすべての生徒に課するということは、文部省としてもどうかと考えております。つまり、免許年齢の引き上げというのを一気にやるということにつきましては相当な問題があるかと、かように考えておるところでございませう。

○伊藤都男君 この問題は、やはりまだいろいろ議論をしていかなきゃならぬ問題だと思ひますが、時間が参りましたので、最後に、運転免許証を

すでに持っている人に対する安全教育あるいは適性チェックですね。これはいまのところ三年に一度の免許更新時における教育しかございせんが、私は、この三年というのはちょっと長いような気がするわけでございまして、これを二年に一回くらいに短縮できないかどうか、こういう意見を持っているのですが、その点の御見解をお伺いをして私の質問を終わります。

○政府委員(池田達雄君) 現在の運転免許証につきましては、三年ごとの更新と、こういうことになっておるわけでございませうが、その際に適性検査を行ひまして、不適格な方に対する排除、是正を行ひますとともに、この機会に、新しい交通情勢の変化、その他安全運転に必要な講習を行うことといたしておるわけでございませう。

したがいまして、講習という点だけから見ますとできるだけ期間が短い方がいいわけでございませうけれども、現在の実情ですと四千三百万人というような運転免許の保有者の状況にもなっておりますし、そういった諸般の事情等から考えますと、やはり更新講習をあわせてやる関係上、現在の三年というのが適当じやなからうかというふうに考えておるわけでございませう。

ただ、講習の内容につきましては、現在ほぼ画一的に近い形で行われておりますけれども、やはり専門のドライバーの方、あるいはペーパードラ

イバーに近い方、あるいは少年、婦人といったような、きめの細かい講習内容につきましての配慮というものを今後真剣に努力してまいらなさいけないのじやなからうかというふうに考えているわけでございませう。

○神谷信之助君 きょうは、行政改革の問題でまずお尋ねをしたいと思ひます。

いま国民は、国民本位の民主的な行政改革の実施を心から願つておるわけであります。すなわち、いわゆる行政の全分野からむだと浪費をなくして、利権と汚職、腐敗を一掃して、簡素で効率的な行政機構をつくり上げることを、大衆増税なしの財政再建とともに強く望んでおるところであります。これは、自民党の長期政権のもとで、わが国の行政機構には、国民への奉仕よりは対米従属と大企業奉仕を優先をし、利権と腐敗をばびこらせるところの肥大化した政・官・財癒着の行政の仕組みが定着しており、国民はこれに対して日ごろから怒りを深めておるからであります。また同時に、大企業奉仕の財政運営がもたらした財政危機の克服が、もっぱら国民の犠牲と負担によつて進められようとしておることに對しても、国民は強い疑問と不満を持ておるからであります。

これに對して、鈴木総理が、行政改革に政治生命をかけると公言をしておられる。そして、増税なしの行政改革、これを打ち上げておられます。しかし一方では、渡邊大蔵大臣は、五十七年度増税の可能性を否定をしておらないわけでありませう。ですから、鈴木内閣の進めておる行政改革には秘められた政治的ねらいがある。それは、一定の行政改革をやつた上で、結局は増税やむなしというところで、大衆増税路線へ進んでいく危険を国民は敏感に受け取つておるわけでありませう。

そこでまず自治大臣にお伺いいたしますが、このような国民が抱いておる疑問、いわゆる増税の危険について、どのような見解をお持ちでしょうか。

○國務大臣(安孫子藤吉君) これは、肥大化した日本の行財政機構、確かにその面はあるだろうと

思います。これをもっと簡素化していかにやいかぬ。それから高度成長の過程において、実際的には余り有効でないような歳出だつてないというわけじやありません。その辺もやっぱり洗い出してみることがある。これからの低成長時代におきましては、特にその辺は検討をする必要があるだろうと思います。そういうものをやつてまいりませう。増税をしない、そして今後における行政対応の基本的姿勢を打ち出すことができる。それを目標といたしまして行政改革に取り組んでおるというのが実態でございます。私もはそういう方向に向かって最大の努力をしてまいりたいと、こう考えております。

○神谷信之助君 いまの大臣の答弁は、増税の危険があるのかないのかという点について一つはつきりしていないですね。私の聞きたいのはそこそこです。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 増税というもののなしにやつていくこと、こういう決意をもつて當つていふと、こういうことでございませう。

○神谷信之助君 いや、決意だけでは——五十六年度は大増税をやる、五十七年度については仮に一年間増税なしに行政改革で済ませたとしても、結局それでは足りないからというので五十八年度からは増税になっていくという可能性もありますね。この点はどうか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 決意をもつてこれに当たり、これが実行されれば、それは増税なしにやつていくと、こういう確信のもとに……

○神谷信之助君 そうすると、いつまで。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 五十九年までです。

示したという報道もされておりますが、わが党は、こういうような国民の願いに逆行する行政改革のやり方については強く反対であります。

そこで、さらに大臣にお伺いいたしますが、この補助金の一律カット方式についてはどうお考えか、これが第一点。

第二点は、軍事部門の聖域化あるいはそれに伴つて社会保障や教育などへの削減を逆に行うという点になります。こういった考え方にはどうお考えか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 一律カットという問題は、神谷さんも御承知だと思ひますが、なかなかむずかしい問題なんです。實際論を——實際というか、理屈を言いますれば、各補助金の持つておる性格、その効果等々を十分に吟味をいたしまして、それぞれの削減を図るというのがこれは本筋だろつと思ふのです。しかし、實際にそれが行われるかと申しますと、これはなかなか実行しにくい。そこで一つの手法といたしまして一律カットというのが實際問題として出てくるわけですね。しかし、結果的にそれが一律になるかどうか、これはまた別問題だと思ひます。そういう行政の進め方、予算編成の過程におきましてそういう手法が出てくるのは私はあり得ると思ひます。それもまたある意味においては認をせにやならぬと、こう思つております。そういうことでひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

それから、軍事費優先でもつてほかはみんな切つちやうだ、これも一つの極言でございまして、それぞれの行政目的というものに沿つて施策というものは、予算というものは編成されるわけでございます。そこで防衛の関係、これにつきましましては、客観的情勢、世界的情勢、バランスの問題等々から申しまして、やはり相当充実をしていかねばならぬだろうと、こういうのが一つの基本路線ですね。これは共産党の方とはちよつと違つた点だろつと思ひます。そういうことを是認した上において必要な予算は計上すると、これはさうであるべきだろつと思ひます。

さうであるがゆえに今度は社会福祉を切つちやうだ、その部分を。そういう発想じやなくて、社会保障とかさういふ面につきましても、従来相当ロスがあつたのじやないかと、さういふ点は是正すべきじやないかと、さういふことだつて相議論されておるわけです。そういうところはきちんとして整理をしようというところでございまして、軍事費と社会保障というものをバランスをかけて、その分はこつちだ、その切つたところがこつちへ行くんだと、さういふようなことじやないことは、賢明な神谷さんだから御理解いただいておるものだと思いますが、さういふふうには私に考へておるものでございませう。

○神谷信之助君 いや、いまの第一の一律カットの問題は、手法としてはあつても結果としてはさういふことにはならないという、一律カットにはならないであらうというのが大臣の答弁ですね。それは一つわかりませんが、第二の点は、私はやはり根本的に意見を異にします。

結局、五十六年度を実行することによつて防衛大綱を前倒しで早く実現をするという方針が総理の方からも明らかにされております。さうなると、軍事予算というものは年々増大せざるを得ないし、しかもGNPの1%の枠を超えることさえ防衛庁の方は要求してきているという状況で、結果としては軍事予算だけふえる。いろんな形で、むだであれロスであれ、削減をされるというのは、さういふものも含めて、それに対応して結局抑えざるを得ぬわけですから、増税をしないという方向でいけば、軍事費を増大を認める限りはその他の部門が削減をされるを得ない。私はそこに問題があるし、今日少々の軍隊やあるいは軍備の増強をやつてみても、しかもアメリカの原潜の当て逃げ事件じやありませんけれども、日本の国民の生命、財産には何ら責任を持たない米軍と協力をするようなむだな軍事予算の増大というのは、私は必要のないものだといふことを考へています。

この点は、大臣もおつしやるように見解の相違です。さうから、ここで議論をしようと思ひませんが、その点を指摘をしておきたいと思ひます。

ただ、私たちがはつきりしておきたいと思ひますのは、真の意味での国民本位の行政改革の実行というのは、わが国の政治の民主化にとつても、また、財政の民主的再建にとつても、緊急かつ重要な国民的課題であると考えております。ですから、その具体的な提案を今日まで早くから繰り返してきております。たとえば政府に対して、一九七三年の十二月の党首会議で、宮本委員長が行政改革についての提案をしていられる。その後、繰り返し要求してまいりました。そして先般、当面国民本位の行政改革の実行によつて二兆円以上の削減をできるという、さういふ行政の簡素化、効率化を進めるための国民的な計画要綱というものを提案をしてきているわけでありませう。その計画要綱の中で、地方自治の拡充を目指して総合補助金制度への移行を提起してあります。これによつて、私どもの試算ですが、少なくとも五千億円程度の削減はできるというふうに見ておられるわけですが、さういふ立場からこの補助金問題について若干質問をしたいと思います。

そこで、自治省の方にお伺いしますが、総理がわざわざこの事務次官会議に出席をして、そして、行政改革は天の声だといふことで非常に強調をされたといふことが報道されておりますが、具体的な提案なり提起というものがあつたのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(砂子田隆君) 去る四月十六日の事務次官会議におきまして、総理大臣から行政改革について次の四つの発言があつたといふふう聞いております。

第一点は、五十七年度の財政再建の進め方につきまして、国民に新たな負担増を求めることを避けて、行政改革、歳出削減について全力で取り組まなければならないこととあります。第二点は、行政改革の断行は天の声であり、国民の期待にこたへて行革を断行しなければこのようない機会は二度とこない。そのために、総論賛成各論反対を言うことなく、政府が一体となつて行政改革の推進

を要するべきことである。第三点は、行政改革のみでは巨額の財源を生み出すことは困難であるので、各省庁が主体性を持って制度面を含め思い切った歳入の節減合理化を図るべきことである。第四点は、補助金等については法律補助も含めて見直しを図り、その削減に努力すべきである。

以上の四点であつたと聞いております。

○神谷信之助君　そこで、その補助金の問題ですが、これは自治体の行政に非常に重要な大きな影響を与える問題ですが、この補助金整理の問題について自治省としてはどういう方針で対処をされるわけですか。

○政府委員（土屋佳昭君）　補助金の整理合理化の問題が出ておるわけでございますが、私どもは、その際は、国と地方との事務分担と申しますか、機能分担というところを十分洗い出して、そして地方の自主、自律性を高めるといったような見地から整理合理化を行うべきだと思っております。

またその際は、考え方としては、従来から、行政の減量と申しますかそれを基本的な目標とすべきである。できるだけ必要な事務は整理をして、そして補助金も整理をするということが基本でなければならぬ。ただ単に国の補助が削られたということになりません。仕事そのものが必要であれば地方への転嫁ということになることがあり得るわけでございますから、そういった点、まず基本はいま申し上げたような考え方いかんければならぬ。そのために補助金自体について、整理に伴って事務事業を廃止するものと、補助金の削減に見合つて事務事業、事業量を削減するものと、従前と同程度の事務事業、事業量を維持する必要があるもの、こういったふうにより区分けをいたしまして、そうして廃止、削減を行うものについては、法令等できちんとして制度的に明らかにする、そういったことではなければ、そこらへんがむやみになるおそれがあるという感じがいたしております。

また、事務事業の廃止、削減ができないものについては、整理に伴って地方公共団体の負担が増

加することになりますから、整理された補助金等に見合う額は地方の一般財源に振りかえる、地方一般財源の総額を増加させるという方向で考えるべきだと思っております。なお、必要があつて存続させる補助金等については、交付等に係ります事務手続等をできるだけ簡素化したしまして、また、統合メニュー化といったようなことも十分検討すべきであらう。

まあ簡単な言い方でございますが、ざっとそういったような考え方を持っております。

○神谷信之助君　地方収入の二五％を占めるのが補助金ですから、これを乱暴に切つてしまふということになりますと、これは自治体に重大な影響を与えるというのには当然であります。

そこで、さらにお伺いしておきますが、衆議院の地方行政委員会が、わが党の岩佐議員の質問に對して、全体として生活に密着したものであることは十分評価をした上で検討をされるべきだということにお答えになっております。すなわち、ごみとか下水道とか水源開発など、生活環境施設関係の投資についての削減には慎重といひますか、消極的な考えを明らかにしたというように伺っておりますが、この点は間違いございませんか。

○政府委員（土屋佳昭君）　補助金等の整理合理化が今後どういった形で行われるかということにつきましては、今後の臨時行政調査会の審議なり予算編成作業等を通じて具体的に検討をされるべきものでございまして、内容について私どもが具体的な考え方を申し上げる立場にはないわけでございします。ただ、先般衆議院で、生活関連施設の整備と関連しまして、補助金の整理の問題についての御質問がございましたので、私としては、生活基盤施設であれ生活関連施設であれ、それぞれ性格、整備の必要性に応じて検討されるであらうけれども、生活に密着した事業についての整備ということも大事なことであるから、それはそれなりの評価のもとでそれに対応する補助金等も検討をされるであらうということをお願い申し上げます。

○神谷信之助君　その次の問題ですが、私は以前にも当委員会、たとえば農業補助金とか教育補助金とか、いわゆる総合補助金制度の問題を提起をしておるわけであります。こうすれば自治体の一般財源も、その方法によっては大きく拡大をし、自主性を保障するということになるという提起をしているんです。

そこでちょっとお聞きするんですが、行政管理局の方見えてますか。——ちょっとお伺いします。「季刊行政管理研究」の七八年六月号ナンバー二に、行政管理局の当時の監察官の増島さんが「補助金事務手続の問題点及び改善策」という論文を出されております。その中で、「個々の補助金事務手続に要する人件費を中心とするコストも、正確な推計は困難な面があるものの、全国知事会が指摘するように相当膨大なものとなつていゝと考へられる。」とお書きになっております。この点について、昨年の十一月の十八日の衆議院の内閣委員会

で、わが党の中島議員の方から、相当膨大なものになるとおっしゃつておられるけれども、具体的には一体どれぐらいかという質問をしたら、行政管理局の佐倉政府委員の方から、約四千億を超えるであらうという御答弁がありました。まずこの点間違いないかどうかお伺いしたいと思います。

○説明員（鈴木昭雄君）　昨年の衆議院の委員会でもって佐倉局長から、補助金事務手続に関する地方公共団体の事務量、まあ人件費でございします、その問題につきまして、御指摘のような答弁があつたことは承知しております。事実でございします。

○神谷信之助君　それに関連をいたしまして、自治体の方で約四千億を超える額が恐らく削減できるだらうということだったんですが、それに対して、国の方でも一体どれぐらい削減できるかという点についてはいかがかと思ふんです。この点、行政管理局の方にヒヤリングしたときには大体それぐらい国の方も削減できるのじやないかというように聞いたのですが、ちょっとお答えいただきたいと思ひます。

○説明員（鈴木昭雄君）　衆議院の答弁の数字も、そのときも申し上げておりますが、きわめてラフな数字でございします。そういうことで、私どもの方でも正確な数字は把握しておりません。また、国の行政機関でどうかという話でございしますが、これについても私も数字を持っておりませんが、で、何ともお答え申し上げることができないわけでありまして。

○神谷信之助君　それでは、行政管理局の方はもう結構です。ありがとうございます。

いずれにしても、そういう補助金の事務がそれだけ整理されますから、国の方の人件費、あるいはそれに應ずる調査とか監査とかいろいろ出張旅費、諸費、これは国の方の財政でも相当、恐らく地方の場合と同額近く削減する可能性があるというふうにも私は見ておるんです。こういうふうには補助金を自治体の財源とすること。もう現実にはそれだけ国から出ているわけですからね、実際の仕事の必要に応じて出ているわけですから。そういうこととあるいは零細補助金を整理する。私もそれを総合補助金制度化と言つておるのです。が、こういうことをやりますと、国、地方合わせて約五、六千億から八千億近くの削減は可能であるというふうに思ふんです。この点は当委員会でも、たとえば零細な補助金は整理をしたらどうかとか、メニュー化の問題とか、いろいろ言われている。ところが、これなかなか実際に実現をしていないわけですね。

そこで大臣にお伺いをするんですけれども、大臣は知事の経験もあるわけですから、不必要な本庁への出張費、あるいは地方の出先機関へのいろいろな手続、そういったものを本庁に整理すればやれるのに、そのことはみんなわかっているのにできない、そのでできない原因は一体どこにあるのか。そういう点について、そういう経験をお持ちの大臣の見解をお聞かせしたいと思います。

○国務大臣（安孫子藤吉君）　地方におりますと、やはり補助金をもらうのにそれだけの努力をせにやいかぬ。その努力があらわれないとあるいは

補助金が来ないかしらぬというような危惧の念を持つてですね、実際問題といたしまして。それで、適当な機会にたくさん出てきまして、そうしてどうしてもそれが必要なんだということを非常に力説をする。ある団体がそういうことをやりますと、隣の団体といたしましては、あそこをやっているんだから、それ以上やらないとこれは危ないかしらぬというような、まあ連鎖反応だつてないわけじゃないんですね、実際問題といたしまして。そういうことで、陳情と申しますか、要望と申しますか、そういうものがエスカレートする傾向があることは事実ですね。そういうものがほとんどなくなるといふことになれば、その辺の事務費なりというものが相当縮減するということとはこれは明瞭だろと思ひます。

ただ、よいいなこととありますが、いまお話の中に、国の方も同額ぐらい減るだろうというところは、私はそれはそうならないんじゃないか、要求する方はそういうことですから、国の方は受けていられる方ですから、それだけの同額というわけにはなかなかいかにぬのじやないかなと、そういう感じがいたします。

○神谷信之助君 いや、私が聞きたいのは、そういうむだをなくさないかぬということがわかつておりながら今日まで直されてない原因はどこにあるのかということですか。

○國務大臣(安孫子藤吉君) だから、いま申し上げましたように、やはりそれが効果を上げる場合もあるし、隣近所を見ますとエスカレートさせるを得ない。それを知事なり市長さんなり町長さんなりが、全部ストップと、こう言つたら、その地方はあるいは大いに損をするかしらぬというやうな危惧の念だつて、これはないわけじゃないです。それから、なかなかそこは抑え切れぬという面はあると思ひます。セーブはできるにいたしましてストップというわけにはなかなかないかというものが実態だと思ひます。

○神谷信之助君 私は、そのところをもう一つ突っ込む必要があると思ひます。すなわち、

補助金制度そのものを——補助金制度として残しておかざるやならぬもの、これはありますね。国として政策的に奨励をしなざるやならぬものというのについては一定の補助金制度というのが必要でしょう。ただ、一方ではもう恒久化しているといひますか、恒常化しているやうなもので、補助金制度にわざわざしなくても、それを財源として地方に配分をする、それで一般財源化してあるいは総合補助金として、その使い方については自由にさせるとすれば、もっとそういう点は削減できるわけですね。

ただ問題は、そうすると中央官庁の権限というのはうんと縮まるわけですね。陳情に対して大きな額をしていばるという機会は少なくなりまして、俗に言ひますと。やっぱりそういうところで、なかなか中央官庁のなわ張り根性といひますか、自分たちの権益というやつを握つて放さぬといひますか、そういう問題もあるし、しかも、それに対してそれぞれの政治家がバックについている。こういうことで、今日の非常に膨大化した補助金制度というものを、その合理的に、そして実態に即した国と地方との事務の再配分に基づいた合理的な財源の配分というものができない、そこに問題があるのじやないか。しかも、そういうものが今日までわかつておりながら残されているところに、政界、財界、官界を通ずるやうな腐敗問題といふのがどんどん起こつてくる、後を絶たないといふことになっているのではないかと私は思ひます。この点についての御見解はいかがですか。

○國務大臣(安孫子藤吉君) 私は、それほど根の深いものでもないと思ひますけれども、実情はそういうことなんですね、それで、いままではそういう形で国の財政も持ちこたえることができたし、ロスがあるにいたしてしましても地方団体もそれで仕事ができたと、こういう実態であつたと思ひますが、それが、いよいよこの段階にまいりますと、そういうわけにはいかないということになるわけでございますから、その辺にもメスを

入れにやいかぬ。

そこで、この問題は地方団体で御承知のとおり以前から指摘をしていられる問題なんです。何もいまさら始まつた問題じゃないんです。そこで、この点を地方団体といたしましては政府に対してしばしばその点について意見を申し述べ、そうした方向にいくやうにと、こういうことに努力をしてまいりましたけれども、なかなかそういうわけにはいかなかつたのであります。さて、この段階になりますと、どうしてもそこに手を入れにやいかぬということになつてまいりましたので、私はその意味においては補助金等の整理合理化、あるいは、ある一つのものについては一般財源化するとか、それから、いまお話のありました総合補助金制度でありますとか、あるいは、各省にまたがる同一目的を持つ施設の整備なんかはこれは一本化してやる、その方が国としても合理的なんです。地方としてもその方が便利なんです。から、そういう問題をこの機会に解決をすべきじやないか。そういう方向に向かつて自治省としては努力をしていきたいと、こう考へておるところであります。

○神谷信之助君 大臣の言葉じりをつかまえるやうで恐縮ですが、私はやっぱり陳情をすれば効果があるやうな状態が残されている限りは、本當に国民が期待をする簡潔で効率的な清潔な行政といふのはできないだらうと思ひます。そういう点では国民的な要求が非常に高まっているわけですから、根本的にそういう点で国と地方との関係、あるいはその財源の配分を含めて解決をするいいチャンスだと思ひますので、わが党の提案もひとつ十分熟議玩味してもらつて、生かしてもらいたい、反映してもらいたいというように思ひます。

次の問題に移りますが、次は地方自治体の行政改革のあり方に焦点を当てて、民間移譲とかあるいは民間委託といふものを具体例で若干議論してみたいと思ひます。

そこで、まず自治省にお聞きをしますが、第七次地方制度調査会の答申では、例の都市経営論

によつて、政府が行政改革に取り組む以前に、自治体の減量経営の方針がうたわれました。そして自治省も、この答申に沿う形で行政指導をされてきておるやうであります。ここでは、事務については民間に移譲できるものは民間にとしどし移せと、あるいは、行政の管理するものであつても直営でなく民間委託を進めなさいと、簡単に言いますと大体こういう方針のやうであります。

そこで、具体的に伺ひたいんですが、事務について、どのようなものを民間に移譲をすることができ、あるいはまた、どのようなものを民間委託にすればよいとお考へなのか、ひとつ具体的な例をお示しいただきたいと思ひます。

○政府委員(砂子田隆君) 何を民間に委託するかという問題は、御案内のとおり公共団体それぞれが公共団体の現在委託している実態から見まして、たとえば庁舎内の清掃でありますとか、あるいは学校の警備でありますとか、あるいは尿尿収集、ごみ収集、そういう事務が公共団体の判断によつて民間に委託をしておるといふ実態があると思ひます。

○神谷信之助君 そこで、いまおっしゃつた中で、具体的にごみ収集の問題を取り上げてみたいと思ひますが、ごみ収集はどの程度民間委託をされておられますか。

○政府委員(砂子田隆君) ごみ収集の業務に係る委託の実施率を見ますと、全団体の数に対して委託している団体の比率というものは、ちよつと統計が古いのでございまして、昭和五十三年の十月現在で、市におきましては約五割、町村におきましては四四・一%、全体で四五・三%が委託されておるといふ実態でございまして。

○神谷信之助君 大体二団体に一団体がですね。どのようなメリットがあるわけですか。

○政府委員(砂子田隆君) どういうメリットがあるかといふものは、これまで公共団体自身の予算の執行なりその削減の方法なりによつてそれぞれ異なると思ひますが、一般的に公共団体側でメ

リットだと思っておりますのは、経費の節減ができるということ、あるいは職員削減ができるということ、言うならば人件費の節約ができるということ、あるいは行政サービスの向上が図られるということ、そういう点が委託のメリットになっているというふうに公共団体では判断をしているものだと思います。

○神谷信之助君 ごみの収集を民間委託にしてサービスの向上ができるというのはちょっと私は理解に苦しみますが、いずれにしても経済性の問題ですね、第一番の問題は。

そこでお伺いしますが、自治省の方で、ごみ収集は民間委託にした方が安上がりだと、そういうデータがあるのかどうか。あるいは検討をされたことがあるのかどうか。

○政府委員(砂子田隆君) 自治省として、委託をした方が経済的にベターであり、あるいは直営をした方が悪いというような、経費の比率について具体的に調査をしたことはございません。

○神谷信之助君 いまのお話ですと、現実には二団体について一団体が民間委託をしている、しかし、いまこれを自治体にとんどん普及をして一〇〇%進めるといふようにはお考えになっていないと、それは自主的な判断だと、こうおっしゃるわけですね。

そこで、その次にお伺いしますが、都市経営論は、先ほども申し上げましたように、第十七次地方制度調査会答申の基礎になった考案でありますが、この都市経営論を展開をしている「都市経営の現状と課題 新しい都市経営の方向を求めて」というのがあります。五十二年六月に発行された日本都市センターの都市行政委員会が編者の本ですね。御承知だと思います。これをつくったところの都市行政委員会のメンバーを見ますと、委員には自治省の審議官やまたOBの方も名前を並べておられますし、専門委員には自治省の各課長さんとも名前を連ねておられます。あるいはまた、幹事には自治省の当時の各課の課長補佐さんの名前が列記をしております。ですから、まあ

オール自治省の製作と言えようものなんですが、この中でいろいろなことがおっしゃられているんですが、結局一口で言いますと、公営は高くつく、だから民間委託にすればこれだけ安くなるという点が一つ大要強調されているわけです。

そこで、この点はすでに御連絡しておきまして、この本の八十五ページに、ごみ収集でトン当たり直営と民営ではこれだけ民営の方が安いという表が載っておりますが、この点を報告をしてもいいというふうに思っています。

○政府委員(砂子田隆君) いまお話しがございましたように、「都市経営の現状と課題」という本の中に、民間委託というものと直営というものとについてのいろいろなデータが出ております。これはそれぞれの研究者が実際に各市に出かけていきまして、その市の調査をしながら実際の経費がどのくらいかかったかということ調べたものであると思います。

たとえばごみ収集を見ますと、トン当たり直営では一万四千五百二十八円である、民間委託をすれば四千五百三十三円になります。で、民間委託というのは直営の三三・五%のコストで収集が行われておりますというのが実態としてごみ収集については載っております。それが「都市経営の現状と課題」の中に載っております部分でございます。

○神谷信之助君 私は、民間委託すれば三分の一でごみ収集ができますというこのデータ自身に非常に疑問を思っております。この括弧書きに書かれているのを見ますと、相模原、八王子、町田、三鷹、武蔵野、立川、前橋、豊橋の八市の平均、日本都市センターの調査によると、そう書いてありますね、この本には、ところが、八市の平均というのとは、この八市は一体何の平均なんですか。直営の平均なのか、民営の平均なのか、直営と民営はどんな形になっているのか、ちっともわからぬわけですが、一体どうなっているんですか。

○政府委員(砂子田隆君) これはそれぞれの市の実態を見てみなければわからないのであります。が、この調査をした時点では、それぞれの市にお

ける民間委託の分あるいは直営でやっている分というのを、それぞれ収集の総量とそれに要した経費とから算定したものだといふふうに理解をいたしております。

○神谷信之助君 厚生省見えていますか。——厚生省にお伺いいたしますが、この八市のうち、直営は一体どこで、民営はどこかということをお答え願います。

○説明員(杉戸大作君) お答えいたします。各市、それぞれ直営、委託両方やっております。ところが多いのでございますが、相模原市につきましては主として直営で、直営が九一%、委託が四%、ほかに許可が五%でございます。それから八王子市につきましては、直営が八一%、委託一九%でございます。それから町田市は、直営九七%でございます。三鷹市は、直営が七一%、委託が三三%でございます。武蔵野市は、直営が九一%でございます。立川市は、直営九%、委託九一%でございます。それから前橋市は、直営三四%、委託六二%でございます。豊橋市は直営八七%、委託三三%になっております。

○神谷信之助君 そうすると、直営は主として相模原、町田、武蔵野、豊橋の四市、そしてその他が民間と、こうなっております。

それで、これは一体どういう基準でこれを抽出をして、そして比較をされているのか、それもこの本の中では明らかにされていません。だから、都合のいいものをピックアップしてそうして数字をつくり出す。まあ言うところ、自分らの理屈に合うように数字をつくり出していかにも客観性があるかのような、あるいは科学性を持っているかのようにつてち上げるという状況だと思っております。私はそれに自治省の幹部の皆さんが名前を連ねているということに非常に取っかかっているんですね。客観性に欠けるきわめて意図的な数字ではないかというふうに思います。

本間に民間に委託をすれば三分の一で済むのかどうか。私は、私なりにこれ調査をしてみました。まず、ごみ収集の経費のコストを比較する場合に

は、その自治体が処理全体にどの程度の経費をかけているか。そして、結果として委託の貢献度がどの程度か。こういう観点から検討することが必要だといふように思っています。ごみの収集から最終処分までの一貫した作業の流れ、この中における全体としての効率化を検討する必要がある。この点、大臣の御見解いかがでしょうか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) まともにお答えになるかどうかわかりませんが、委託とそれから直営の問題ですが、私は常識的に言っても委託の方が、三分の一かどうかはわかりませんが、効率的であって、安くなるというものは私は事実じゃないか。したがって、詳細は私は承知いたしておりますけれども、このデータの分析が、決して意図的につくり上げたものじゃなくて、率別としてもそういう傾向は私は示しているものじゃないだろうか、こういうふうには思っております。

○神谷信之助君 その点は、これから私が具体的なデータを出してお考えいただこうと思っております。

ただ、この都市経営論のやり方は、ごみの収集だけを抜き出して、その部分だけを比較しているわけですよ。それだけを比較すると、いかにもひよつとした安いんじゃないかという、また一般的な概念もあります。考え方もあるだろうと思えます。しかし私は、こういうやり方は、結局民間の業者が委託を引き受ける、そのためにはその収益性が保障されなきゃならぬわけですよ。すなわち、その採算がとれるかどうか、利益が上がるかどうかというのを少なくとも計算に入れないければ民間委託はできません。そのことは結局どういふことになるかという、民間委託にされた業者のもとで働いている労働者に劣悪な労働条件と低賃金を強制するという結果にならざるを得ないわけですよ。ですから、こういう点から言うと、住民の利益というよりは関係業者の利益を保障するということに視点が移される、客観的に、結果としては移されてしまう。だから、問題は民間

委託がいかに直営がいかにというのは、住民の利益の角度から判断をされなきゃならぬ。だとすれば、それは収束から最終処分に至るまでの一貫の流れ作業の中で、一体どれだけ委託が全体としてコストダウンに貢献をしているのかどうか、もつと大事な根本的な問題があるのではないのかどうかというのを全体として見て、住民の利益に合致するののかどうかという判断を下さなきゃいかぬ。問題は、そのところが私はこの都市経営論の議論は根本的に欠けているというように思うんです。

そこで、具体的に私は検討したいと思うんですが、いま言いましたように、収束、それから前処理の段階の分別、それから中間処理であるすなわち焼却ですね、そして最後に最終処分のいわゆる埋め立て、あるいはこのまま海洋投棄もあり得ますが、そういう過程でごみの処理が行われるわけです。私は、そういう都市経営論の内容の八市だけを好みで抜き出しているのになし、全国の自治体の中から都市形態が同じ自治体の傾向を比較をしたい、こう思うんです。

ですから、このために指定都市から人口三万人未満の市に至るまで、あるいは産業構造が類型VからIIに至るまでの団体で、主として委託に頼っている自治体と直営でやっている自治体とを都市形態ごとに抽出をする、そして、その収束から最終処分までのすべての経費について、そのトン当たり経費、コストですね、比較をするという方法をとったわけです。もちろんその経費の中には、投資的経費は除いて経常的経費だけを比較をいたしました。そこでその点、私のそういう観点で抽出した市が適当かどうかという点について確認をしておきたいと思ひます。したがって厚生省にお伺いいたしますが、ごみ収集を主として委託で行っている団体名をこれから挙げますが、それは事実かどうかという点の確認をしていただきたい。第二点目は委託率を団体ごとに挙げていただきたいと思ひます。

頼っている団体十七を申し上げます。福岡市、松戸市、浦和市、高槻市、前橋市、市川市、三鷹市、川崎市、流山市、三原市、新津市、下館市、名瀬市、八幡浜市、男鹿市、北上市、大町市、以上十七市です。これは大体いま言った産業構造による分類に応じて抽出した都市です。

○説明員(杉戸大作君) 先生御説明のこの十七都市につきましては、厚生省が五十三年度に調査をいたしました結果によりまして、これは委託が主体の都市でございます。

委託率につきましては、福岡六八・八％、松戸八五・三％、浦和五二・七％、高槻五八・二％、前橋六一・六％、立川九一・一％、三鷹八三・二％、川越五六・六％、流山一〇〇％、三原七四・五％、新津一〇〇％、下館七八・一％、名瀬七一・二％、八幡浜八六・七％、男鹿一〇〇％、北上五六・三％、大町一〇〇％。

以上でございます。

○神谷信之助君 次に、直営の方の十七市を申し上げますが、間違いないかどうか、厚生省お答えいただきたいと思ひます。

横浜市、旭川市、大宮市、岡崎市、いわき市、武蔵野市、鎌倉市、高岡市、橿原市、尾道市、館山市、野田市、大竹市、人吉市、坂戸市、玉名市、勝浦市。

○説明員(杉戸大作君) 間違ひございません。

○神谷信之助君 次に、自治省にお伺いしますが、いま私はそれぞれ十七団体申し上げました。これは、たとえば指定都市は、委託の方は福岡、直営は横浜、それから都市形態でいいますと、類型Vの5では松戸、浦和は委託であり、そして旭川、大宮は直営ですが、これはどちらもVの5の都市形態の範疇に入っているというように、それぞれ同じ数だけの対応をしているというように思ひますが、いかがですか。

○政府委員(土屋佳昭君) おっしゃるような形になっております。

○神谷信之助君 厚生省には各自自治体からこの清掃事業の実績報告が出ていると思ひます。五十三

年度のこれについての決算状況についてお聞きをしたいと思ひます。

まず、直営の旭川市です。人件費、それから収集運搬費、中間処理費、最終処理費あるいは委託費、これらを合計をしたごみ処理の総額ですね、これと、処理したトン当たりでこれを割りまして、トン当たり幾らになりますか。

○説明員(杉戸大作君) 旭川市につきましては、五十三年度のごみ処理経費は、合計しまして約八億一千四百百万円でございます。一トン当たりのコストは七千八百六十円となっております。

○神谷信之助君 次に、同じ都市形態である松戸市の場合ですね。これは委託率が八五・三％だったかと思ひますが、同様に計算をして、トン当たり幾らになりますか。

○説明員(杉戸大作君) ただいまその旭川市と同様に計算いたしました。一トン当たり一万七千四百円となっております。

○神谷信之助君 この両市の場合、委託は直営の約二・二倍になります。

次に、岡崎市は直営です。同じレベルの高槻市は委託です。両市のトン当たり幾らになるか。厚生省。

○説明員(杉戸大作君) 岡崎市の場合がトン当たり八千二百四十円でございます。高槻市につきましては二万三千五百七十円となっております。

○神谷信之助君 委託は直営の約三倍ですね、二・九倍。

自治省にお尋ねしますが、このように、委託にしても安くならない。その理由は一体どこにあるんですか。

○政府委員(砂子田隆君) これは委託の中の実態を調べてみなければ何とも申し上げかねるところがあると思ひますが、一般には、この調査書にもありますように、委託をして高いとか高くはないとかというのが、委託される方の職員数が多いとかあるいは給与が高いとかいろんな事情はあろうと思ひます。いま神谷先生がおっしゃいましたように、たまたま高いところと低いところで、

直営の方が低いところということでおっしゃったのだと思ひますが、同じ団体でも、たとえば福岡と横浜ですと、横浜の場合は一万四千五百六十円、直営でかかりますが、福岡では三千八百八十円でできているというの実はあるわけですね、いろいろその市によりましていろいろ典型的に違っておるようには思ひます。ですから、一概にどうい理由かと問われましても、ちよつと判断に苦しむ部分があるように思ひます。

○神谷信之助君 いまおっしゃったでしょう、福岡と横浜を。横浜は一万四千五百六十円、そして福岡は三千八百八十円と。ところがこれは数字が違つてしまつてね、厚生省からきよう訂正してききましたよ。一万四千九百五十円なんです。

いま私は大分かけ離れたところを例にしましたから、ちよつとびくりされておるのだと思ひますが、近いところを言いますと、たとえば尾道と三原、ここでもやはり委託の三原の方が高いというように思ひますが、厚生省どうですか。

○説明員(杉戸大作君) 尾道市につきましては、これは直営が主体でございますが、二万一千八百三十円でございます。三原市につきましては、これは委託が主でございますが、二万二千二百二十円となっております。

○神谷信之助君 これは北海道とこつちとかいふかけ離れて遠いところを言っているのじゃないので、隣同士の市ですね。これでもやっぱり委託の方が少し高くなつています。

それでは厚生省、十七市について、それぞれ、単純平均すればトン当たり直営では幾らになるか、あるいは委託では幾らになるか、あるいは加重平均すればどうなるか。この点はいかがでしよう。

○説明員(杉戸大作君) 十七市につきまして、単純平均では直営が一万四千六百七十円、委託につきまして一万二千三百六十円となります。それから加重平均では、直営が一万四千三百六十円、委託につきましては一万四千四百七十円となります。

○神谷信之助君 だから、単純平均しますとやっ
と委託の方が少しは安い、こういう数字が出てき
ます。しかし、加重平均しますとやっぱり直営の
方が安い。同じ類型の同じ数だけ十七市抽出をし
て、そしてやってみたらこういう結果が出るん
です。

次に、直営あるいは委託の、それぞれの最高の
コストの団体名とその単価を報告してもらいたい
と思います。

○説明員(杉戸大作君) 直営では尾道市の二万
一千八百三十四円でございます。委託につきまし
ては高槻の二万三千五百七十円でございます。

○神谷信之助君 最高をとってみますと、これ
も委託の方が高くなっています。

それで、厚生省お伺いしますが、高槻市の場合
は非常にこうやってコストが高つくわけです
ね、トン当たり。これは特別の事情があるのかど
うか、いかがでしょう。

○説明員(杉戸大作君) 高槻のコストは、これは
最終処分が割り高になつてゐるためと推測
されますが、いまちょっと、十分承知いたして
おりません。

○神谷信之助君 この高槻市では、総経費の四
六％が最終処分の費用になつてゐますね。だから
非常に高つくという状況が出てきます。そこで、
大阪市と比べてみますと、大阪市の最終処分費と
いうのが五十三年度決算で八億四百三十五万円、
高槻市の最終処分費は九億九千九百九十八万円。間
違いございませんか、厚生省。

○説明員(杉戸大作君) 間違いございません。

○神谷信之助君 それで、これトン当たりでど
うなるでしょう。

○説明員(杉戸大作君) 大阪府につきましては
トン当たり五百四十九円、高槻市につきましては
一万九百八円になります。

○神谷信之助君 大阪の約二十倍、最終処分費が
高槻はかかるんです。事は、収集の部門だけを委
託をすればいいとか直営がいいとかということだ
けで、問題はほかは単純に済まない、こういうこ

とが言えると思います。経済効果を本当に考える
ならば、この最終処分費をどう減らしていくのか、
あるいはその効率化のために一体どうすればいい
のか、いろいろな点を私は考えなきゃならぬと思
うのですが、こういう点についての研究を自治省
はなさっているのでしょうか。

○政府委員(砂子田隆君) 委託を實際効率的に
行うのにはどうすればいいのかという議論は私はあ
ると思ひますが、いまのところ、そういうこと
について研究をしてはおりません。

○神谷信之助君 清掃事業全般について全面的に
研究もしないで、ただ民間委託の方がコストが安
上がりになりますよという指導、あるいはそうい
う目で自治体の行政を見ていたのでは、本当に効
率的な、そして民主的な行政改革というのは進ま
ないという点を私指摘をしておきたいと思ひま
す。

私がいま指摘をいたしましたように、大臣は、
まあ三分の一というのはどうかと思うけれども安
いのは安いだろうとおっしゃいましたけれども、
全体として見ますと決してそれほど経済性を上
げているということにならない。仮に委託の場合
にコスト面で直営より安上がりという場合もある
かもしれぬ。そう仮定をいたしましたように、その場
合、先ほど私が申し上げましたように、そこには
劣悪な労働条件と低賃金が背景にあるわけです。
そして自治体が、そういう低賃金労働者、劣悪な
労働条件をさらにふやしていくようなことをやっ
ているのがどうして住民の幸せにつながるのか。
私は、地方自治の根本の問題にさかかかわる問題
だと思ふのです。

同時に、この収集をめぐる住民とのトラブル、
これは委託にすればずっとふえてきてゐるのが統
計的にも明らかです。あるいは業者に対する管理
業務もふえてくる。あるいは一たん委託業者を決
めて委託いたしますと、トラブルがあつてもそれ
を変更するということはきわめて困難でありま
す。そして大都市、いま京都でもそうですが、大
阪でもそうです。あるいは東京都もだんだんいま

広がつてきていますが、そういう民間委託の業者
のもとで働く労働者の中に、労働組合をつくる運
動が広がつてきています。そして、人権を無視す
るような、そういう劣悪な労働条件や低賃金に対
して激しい闘いが起こつてゐる。これはコストが
上がらざるを得ないでしょう。これには結局自治
体側も、それだけ上げるならもう断わるというわ
けにはいかぬわけですね、そういうレールを敷か
れてくると。だから、委託業者をかえることさえ
非常に困難になります。ですから、長期的に見る
と結局、一時的には安上がりだと見えても、そう
いうことにならない。また、資本主義社会の中
における労働運動が現存する限り、それが正しく発
展をする限り、私はそれが法則だと思うのです。

ですから、こういった点を考えますと、やっぱ
り多くのデメリットも民間委託の場合にはあるわ
けで、単純に私は民間委託をすればよろしい、そ
れが行政改革だということに短絡的に考えるのは
きわめて危険だと思ふんですが、この点で大臣
の御見解をまず聞きたいと思ひます。

○政府委員(砂子田隆君) その前に一言だけ申
し上げておきたいと思ひますが、いま委託のお話
が出ておりますが、この十七市のうちで十三市に
つきましては確かに委託の方がコストが安いわけ
でございます。残り四市が、直営の方が類型別に
見ると高いということになっておりまして、全体
的にはやはり委託の方が相対的に安いという数字
であるようにも思ひます。

それから、高槻と大阪の議論であります。実
は私も大阪におつたから若干申し上げますと、大
阪は御案内のとおり万国博覧会をやりましてから
公共投資が大分進んでおりまして、道路の改善が
大分なされました。御案内のとおり高槻というの
は大変道路が狭うございまして、車一台通るのに
大変むずかしい市でございまして、そういう意味で、
収集とか運搬に大変労力を要している部分が私は
高槻にはずいぶんあるんだと思ひます。
そういうことを考えますと、高槻が大阪の二十
倍であるという議論はともかくとしまして、若干

高槻の方がそういう意味で割り高になる部分は私
はあるのではなからうかと思つております。

○神谷信之助君 大臣の意見を伺う前にいままた
そう言つておっしゃると、また一言言うておかぬ
と答弁が狂つてしまふので……

なるほどそういう点もあるんです。だから、私
は委託が全部高いとは言わない。高いところもあ
りますよ。しかし、それは三分の一であるわけ
はない。これははつきりしておきたい。だからこ
れは、少なくとも都市経営論のこの統計はでたら
めである。それだけははつきりしたいと思ひます。

それからもう一つは、確かにいま言ったように、
そういう面で高槻なんかは道路も狭いし、困難で
す。したがつて、委託にもできない。そういう条
件があります。ですから、このコストの比較もト
ン当たりで比較をするのがいいのかどうか、それ
とも走行距離で比較をする方がもっと正確ではな
いかとか、まあいろんな意見が清掃事業のコス
ト計算の場合あります。私は、いま通常やられて
いるトン当たりで比較をしたわけですから、それ
で、走行距離その他でもやりますと大分違ふん
です。工場地域、農村地域、都市密集地域、これらによつ
てうんと違いますし、道路の広い狭いで収集量と
いうのはうんと変わつてきますから、その点で
コストの高低というのは簡単に言えない。そう
いうことはよく承知をしております。私が言いた
いのは、ただ単純に委託がよろしいということで見
るべきではないに、清掃事業全体の、そういう流
れ全体の作業、それと全体の経費、この部分と、
それと実際に収集を委託した場合に起こるいろ
んなデメリット、収集を委託にしても、若干効果
があつたとしても、全体から言つてそれほど大
きな効果がないのに、逆にデメリットを生むよう
なことは、単純に委託の方がよろしいということに
ならぬのではないかとこの点を言つてゐるわけ
です。この点について、大臣、ひとつ明らかにし
てもらいたい。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 大変精細な議論で
ございますが、おっしゃるような、委託の方が割

り高になるんだということになれば、論ぜられま
した、それは労働者を搾取するものだというよう
なことは根底的に覆るわけですね、その点から言
えば、委託が劣悪な労働条件を強いるものだとい
うことにはならないわけですね。

○神谷信之助君 いや、それは違う。

○国務大臣(安孫子藤吉君) それはまあ議論で
すからさしておきまして……

○神谷信之助君 私は、委託の部分だけをとって
見てはならないということです。

○国務大臣(安孫子藤吉君) それで、先ほども申
しましたとおり、委託と直営の場合に、大体の
感じから言えば、企業努力とか能力を上げるとか
という点から言いますと、委託の方が安いのじや
なからうか、低いんじゃないかということをお答
えしたわけですが、その基本は私はあるのじやな
いかというふうに思います。しかし、これは計数
的にいってそれを証明するわけにもまいりません。
それを証明するためには、いろいろな、比較の対
象の選定とか標準とか算定の方法とか、そういう
点を十分吟味してやる必要があるだろうと思ひ
ます。この点は自治省の方でも必ずしも十分な
データを持っておるわけではありませんが、こ
れは十分ひとつ検討をさせてもらいます。

○神谷信之助君 いままで厚生省や自治省のいろ
いろな資料をもとにして検討をしてきたわけであ
りますが、私は、こういった清掃行政の行政改革
を進める場合には、仕事をしている労働者の創意
を引き出すということ、そして住民の理解と協力
を得る、この観点が非常に大事だということに思
うんです。

(委員長退席、理事金井元彦君着席)
そこで、この機会に参考一例を挙げてみます
が、沼津市の場合なんです。これは埋め立てを
しておりましたが、昭和四十八年の暮れに、その
埋め立て周辺の住民が、悪臭とか害虫、害鳥ある
いは通過車両によるほりなどによる農作物への
被害、こういったことを問題にして、埋め立て場
の継続使用反対運動が起こったわけですね。十二

月にはとうとう埋立地への車両の実力阻止が住民
運動で行われました。そこで、六カ月間の話し合
いが行われまして、一つは生ごみの完全焼却、二
つは埋め立て場の地域分散、第三には埋め立て物
の適正化、こういったものを中心にして協定がで
きて、やっと使用が再開できるということになり
ました。

ところが、生ごみの処理を完全にやろうとしま
すと、もう工場が老朽化してだめだ。そこで新
工場をつくるということになったのですが、また
これが住民の反対に遭うと、こうなりました。そ
こで、いろいろな話し合いが行われて、四十九年
の九月にやっと公害防止協定ができて、新しい工
場の建設というのがOKになったわけなんです。

それで一年間、そういう住民運動の中で、そこ
の沼津の清掃労働者はいろいろな問題にぶつか
ったわけですね。皆さんも御承知のように、自治体
の職場の中で現業労働者というのは、事務労働者
といふよりかは管理職の管理的な仕事をし
ていて労働者からいって、おまえらは頭を使わぬ
でもよろしい、体だけ動かしたらよろしいと言わ
んばかりの、そういう態度がまだまだ多く残って
いるし、自分たちが住民にとって大事な仕事だ
と思つてごみの収集、処理を一生懸命やっているの
に對して、ごみというあんまりは来てもうた
らかなわぬとかね、嫌悪される。そういうたいろ
いろな事実がぶつかつた中で、自分たちのやっ
ている仕事について、職場でみんなて討議をやり出す。
それで、当時の市長は、そういう中にもとんとん
乗り込んで行つて一緒に議論をする。こういうこ
とをやつた中で、一つはごみを減量するという問題、
あるいはこの再資源化を考えると問題、これ
が職場の討議の中から出てきて、そして分別収集
というものを結論づけて、その結論を今度はその
労働者自身が町内会に行つて、それぞれの町内会
で三百回以上もその問題で議論をする。

(理事金井元彦君退席、委員長着席)
こういう中で、いまでは、これ五十四年度の決
算を見ますと、この再資源化による売上量は二千

七万円になったんですね。大体半分は市の一般財
源へ入れる、半分は住民の方に還元をするという
やり方になっていましてね。私は、そういう実
際に仕事をやっている人たちの労働意欲、そして
自覚、それを生み出すところの民主的な職場の討
議、これが徹底して行われる中からいろいろな創
意が出、そしてそういう自治体労働者の、清掃労
働者のそういう運動、姿を見て、地域の住民の人
も胸を開いて一緒に議論をするし、そして理解と
協力というのでも生まれてきているという、その中
で自治意識も育っているわけですね。

これは一例ですが、私は、まだまだ数は少ない
かもしれませんが、今日自治体労働者自身がそう
いう自分たちの職場、仕事について考察をし、自
覚を高め、そして本当に住民の要求にこたえる行
政というのはいかにあるべきかということ、これ
は自治労がもう二十年来にわたつて自治研究活動
をやつておられますけれども、そういう運動がずつ
と広まがつていっているんですね。私は、そういう運
動と結びついて初めて住民の声を土台にした民主
的な、効率的な行政改革ができるという点を申し
上げておきたいというふうに思ひます。この点
はぜひひとつ参考にして自治体に対するいろんな
助言に生かしてもらいたいというふうに申し上げ
ておきたいと思ひます。

もう時間がありませんから、あともう一つ、住
民投票の問題で簡単に聞きをしておきたいと思
ひます。

自治法上の住民主権として、リコール権とか、
あるいは条例請求権あるいは監査請求権等があり
ますが、住民が直接政策判断に参加できるいわゆ
る住民投票制について、今日までまだ法制化され
ていないわけでありまして、なぜないのか。最近住
民参加ということが盛んに言われておりますし、
この住民投票という制度も住民参加制度の重要な
柱の一つであると思ひます。ですから、自
治省としても制度として検討する時期に来ている
のではないかと私は思ひます。

ところで、先ほど新しく高知県の窪川町長が誕

生いたしましたけれども、あの藤戸町長さんは原
発立地の是非について住民投票に付するといふこ
とを公約をされております。私も共産党も、従
来から原発とか新幹線とか、そういった大プロ
ジェクト事業とか、あるいは地域住民の安全と著
しくかわり合ひのある事柄については、住民投
票の制度を設けて、これによって判断をするとい
うことを提案をしてきたわけでありまして、しか
し、今回のあの窪川町長の公約というものは、自
治法上の住民投票制度が確立をしないという現在
の状況ではどのような形で運用されるか。そのや
り方によって重大ないろいろな問題が起こる。そ
ういう点で重要な私は疑問を感ずるんです。

そこで、自治省にまずお聞きをいたしますが、
過去に行われたいわゆる住民投票について、各自
治体でどのような形で実施されたか。その自治体
名あるいは投票に付された件名、実施機関、投票
権者の範囲、投票結果、その行政への反映状況に
ついて御報告を願いたいというふうに思ひます。

○政府委員(砂子田隆君) お話しのものは、法律
に基づかない住民投票のようでございますので、
法律に基づかない住民投票の例について具体的
な例をお話を申し上げたいと思ひます。

現在まで、そういう住民投票がありましたのは
七件ほどございます。一番古いのは昭和三十九年
に行われました東京都の由木村でございます。こ
れは八王子市または日野市との合併について村
民の代表者との間の協定によりまして投票を行つ
たものでございます。これは住民投票の結果八王
子市に合併をするという投票数が過半数を占めま
して、三十九年八月に八王子市に編入をされてお
ります。このときの投票権者は由木村におきま
す。本選挙人名簿の登録者全員でございます。

それから、神奈川県の大井町と昭和四十五年の三
月に小田原市との合併につきまして、やはり住民
投票が行われました。これは二十歳以上の全町民
が行ひまして賛成が過半数を占めまして、四十六
年の四月に小田原市に編入をされております。
それから、四十七年の十一月に東京都品川区に

おきます。区長候補者の選定、同じく四十八年の八月に大田区における区長候補者の選定、それから練馬区におきまして四十八年十月行方というところがございましたが、この三つのうちで練馬につきましても、結局無投票ということで投票が行われませんでしたので、残り二つについて申し上げますと、これにつきましては、区長候補者選定投票管理委員会というのをつくりまして、そこで投票を行っておりますが、このときには、議員の選挙権を有する二十歳以上の者全員になっております。そこで、最多得票を得られた方が、その後の知事の同意にかかるところで議会で選任されたというふうになっております。

それからもう一つは、石川県の志賀町におきまして、四十七年の五月に北陸電力の能登原子力発電所の建設につきまして赤住地区の部落で総会が行われまして、その地区全員に対して行われましたが、これは開票をされないうままになっております。

それから、新潟県の柏崎市でやはり四十七年の七月に東京電力の柏崎原子力発電所の建設につきまして、これは荒浜の町内会の問題でございまして、荒浜地区におきまして住民についての投票が行われました。これは投票されました結果反対ということが過半数を占めております。

以上でございます。

○神谷信之助君 いま報告されましたように、自治法で認められておらずとも、禁止されてはいないわけですから、実施をされ、しかもその内容はやらねばならぬわけでありまして、これは投票をやるかやらないかの問題は、首長、あるいは町内会長の場合もありますが、その自由裁量になります。有権者の範囲も、公選法上の有権者をそのまま認めることもあれば、橋町のように二十歳以上という場合もある。柏崎市のように一世帯一票制という場合もある。それから、実施をする地域の問題、これは志賀町、柏崎市ですか、こういうようにあります。しかも志賀町の場合は、投票を実施したけれども、県からの申し入れといま

すか介入で、指導で、開票をしなかったという例もありまして、こういうようにはばらばらなわけですね。

ですから私は、住民投票をやるとした場合でも、地域をどう設定するかによって直接影響を受ける人の方が多い場合と、それから広めれば薄まっていく、そういう点で投票の結果も変わってくるでしょうし、あるいは投票権者をどうするかということによって、たとえば一世帯一票制ということになりますと婦人の意思の反映が弱いという場合も起こり得るわけでありまして、したがって、たとえば高知県の窪川町の場合、住民投票制度のやり方によっては町長の意思、原発立地賛成で選挙戦を裏書きをする、そういう選挙のやり方、投票のやり方というものが採用される可能性もあるわけですね。形式が住民投票という形式、あるいは少なくとも名称はそうなりますから、いかにも民主的なように見えるけれども、しかしそれは決して本当の意味の民主的なやり方ではなしに、そういう意味ではきわめて恣意が入る。にせの地方自治といえますか、そういうものになり得る可能性もある。

ですから私はこういう点、このまま住民投票というものを法制化しない状態で放置していいのかどうか。御承知のように憲法九十五条に住民投票の制度が規定されておりますが、これはもちろん性格は若干違いますね。ですから一概にそれは言えないかもしれないが、それとの関連において住民投票を制度化する、法制化する。このことを自治省として今日もういよいよ研究あるいは検討をする必要があるのではないだろうか。あるいはいまの選挙はこの住民投票についてタッチはできない、いわゆるそういう業務を持っていません。あるいは少なくとも選挙がその業務を暫定的にでも行うということにしてでも、少しでも公平性といえますか、を維持するといえますか、そういうものも考える必要があるのではないだろうかというように、私を強く考えるんです。

が、この点について自治省の御見解を聞いておきたいと思っております。

○政府委員(砂子田隆君) すでに御案内のとおり、地方自治法の規定というのは間接民主制ということによって民意をどういふふうな反映をさせるかということについては規定をいたしておるわけでありまして、ここしばらくの間、間接民主制の議論の仕方というのが、いろんなところで住民参加問題というものを契機にしながらいろんな議論はされておりますが、私は、基本的には間接民主制のいまの制度というのはやはり持続されるべきものだと思っております。ただ、それにどうやって直接民主制的なものを導入するかというのが一つの問題点であろうと思っております。おっしゃられておりますように、地方自治法の中でも、若干の直接民主制に係る規定、言うならリコールの制度みたいなものを入れて、その補完的な役割りをさせながら住民の意思の反映というのを図っております。御案内のように、最近では各市町村におきましてもいろんな、首長を囲む会でありますとか公聴会でありますとか、そういうことをしながら、住民の直の声をどういふふうな自分たちの政治の中に入れるかということでもみんな苦心をいたしていることも事実であります。

そこで、いまお話がございましたこの政策判断と申しますか、そういうものに対する住民投票制度というものを法制化する道というのがやはり開かれるべきでないかということにつきましては、私も一考に値する考え方であらうと思っております。と申しますのは、実は、御案内のとおり、第十六次の地方制度調査会が行われまして、そこで「住民の自治意識の向上に資するための方策に関する答申」がございました。そこでは、具体的に公共団体の廃置分合というのについてはそういう意思が反映されていいものではないかというのが開陳されましたが、残る特定の重大な施策でありますとか、事業を実施するために必要となる経費に係る住民の特別負担、まあ地方債のような問題でしようが、そういうものまですべてどういふ

ふうな形で入れるかということについては大変むずかしい問題がございまして、そういうことで、いま私の方でも、どういふものがそういう形として合うかというのは、内々では研究はいたしておりますが、まだそこまでの成果は得ておりません。今後ともそういうものが地方自治の中にどういふふうなうまう規定できるか、研究はしていきたいと思っております。

○神谷信之助君 終わります。

○美濃部亮吉君 私は、地方自治について御質問をいたしたいと思っております。

民主主義を進める大きな柱は地方自治の推進にあると思っております。地方自治体は、最もよく地域住民と密着をし、地域住民の利益を代表し、そして地域住民を幸にすることができ、そういうことがやはり地方自治、民主主義が発達する基礎になる。それだからこそ地方自治体の長は、議会の選挙と違ひまして、直接選挙になっているということが言えると思っております。それでございまして、中央政府と地方自治団体との間の関係は、命令者とその命令の実行者という関係ではなくて、完全に対等なものであり、その関係は、何といえますか、チェック・アンド・バランス、つまり一つは、国は国全体のことを考える、地方自治体は地域住民のことを考える。その間において意見が違ふことが往々にしてある。あるいはあらゆる問題において意見が違ふと言えなくもありませんが、そういう場合にはよく話し合つて、そしてその中間の道を歩む、それで民主主義が発展をしていくということであらうと思っております。

そうして、地方自治を定着させるためには、何といつても地方財政を独立させて、つまり地方財政の民主化、自治財政と申しましょうか、自主的な財政が非常に必要であると思っております。すなわち、自治体の財源は法律によって決められて、そしてその支出については地方自治体のほぼ自由に任せられる、これが地方財政の自主的な姿であらう、そう思います。そこで私は、財政自主ということ

について、現状の地方財政の状況を考へて御質問をいたしたいというふうに思ひます。

御承知のとおり、日本の国全体の財源は、国が二四％支出をして地方が七六％を支出するという状態になっております。そのことは、国全体の仕事のうち七六％は地方自治体が行う。そして、事の重要性とかいうことは別ですけれども、量から言えば国は二四％にすぎない。そしてこのような、つまり日本全体の仕事の七〇％を引き受けてやっているその財源は、自治体が自主的に決定し得る財源でなければならぬにもかかわらず、そうならないのが現状であると思つていいと思ふんです。そして、地方に与えられる財源のうち、これも非常ないろいろな制約がございますけれども、最も自主的である、つまりその財源が法律によつて決められて、そしてその支出が地方自治体のほうに自由に任せられているというのが、これが地方税。都道府県税とか事業税とか、たばこ消費税、それから遊興飲食税等々のものが含まれます。地方税であると思ふんです。この地方税が、御承知のとおり、私が言うまでもございませんが、地方の収入の三三％にすぎないというのが実情でございます。この状態から見ると、仕事は七六％を引き受けている。そしてその財源のうち自主的な財源と言われるのは地方の財源のうちの三〇％にすぎない。そして、そのほかの財源は政府のひもつきの財源であるという状態になっている。そういう状態のもとにおいて地方自治体の地方自治がうまくいくはずはない、そう考へるんです。

そして、中央政府のひもつきの財源とはどういふものであるか。それは具体的に言えば、地方交付税と国庫支出金と地方債でございます。そして、地方の収入、財源のうちのパーセンテージを見ますと、地方交付税が一八％、それから国庫支出金が二七％、地方債が一〇％となつております。それで、私が言うまでもございませんけれども、地方交付税は国税三税の三三％がこれに充てられるというふうに、いかにも地方税と同じよう

に法定されているように見えますけれども、これは、三三％という額は決められておりますけれども、それを各県各市町村にどういふふうに分配されるかというところは自治省の思ひがままでありまして、自治省の主観的な判断によつて決められるというふうに思ひます。地方交付税は、基準財政需要額がございまして、その主なものは警察費とか土木費とか各費目に分かれてございまして、その費目を足して総額を計算するわけでございますが、この警察費、土木費とか教育費とかいふものも、額も恣意的に決められる面もございまして、これは何といひますか、相当適正な額が決められると思つていいと思ひます。しかし、どうも適正でないものはいわゆる補正係数というものでございまして、自然的または社会的な差異が各団体のうちに生ずるから、それを調整をするというのが補正係数でございます。この補正係数はどういふふうにして計算されるか絶対に外部には発表されません。外部からはどういふふうにしてこれが計算されるかわかりません。この補正係数は、いま申しましたように、社会的な違いによつて生ずる差異、そういうものがこれに含まれるわけでございます。そして、そのうちの非常に大きいものが、大都市であるがゆえに出てくる財政需要、これももちろん補正係数に含まれております。含まれておりますことは否定いたしませんけれども、本當の財政需要額に比べれば非常に低く査定されているということは事実であると思ひます。

それは、たとえば大都市においてはだんだんといふいろいろな人口と資本とが集積をしてまいりますけれども、その集積から来る不利益をどうもつて、その不利益に対応するための財政需要が出てくるということや、また、大都市は大都市であることによつて必要な高度のサービスや都市の施設が必要になつてくる。そこから出てくる財政需要とか、あるいは大都市の地価とか賃金水準とか家計水準が比較的高いということから生ずる財政需要とか、具体的に言ひますと、老人、子供、心身障害者に対する福祉施設をつくらなければならぬ、小中学校もたくさん建設しなければならぬ、公園も大きいのをつくらなければならぬ、道路もまたたくさんつくらなければならぬ、地下鉄もつくらなければならぬ、下水道をつくる金もたくさんかかる、あるいは清掃工場あるいは公害対策、あるいはそういう施設の建造に要する建設費、人件費が非常に高くなる、そういうふうなものが具体的に申しました大都市なるがゆえに生ずる財政需要であると思ひます。

ロンドンなどは、この大都市なるがゆえに出てくる財政需要、つまりロンドン市特有の財政需要を賄うために特別の交付金と与えられているのでございまして、東京都などは、首都であるために、この大都市であるがゆえに出てくる財政需要というものが非常に膨大なものでございまして、これが十分に財源が見込まれていないために、本當は一番貧しい都市であるにもかかわらず、豊かな都市であつて唯一の不交付団体になつていふ非常に不合理なことが出てまいります。これもその一つであると思ひます。

また、この補正係数は五十年程度くわいがピークでございまして、つまり、高度成長に伴つて補正係数も上がつてまいりましたけれども、五十年ごろから非常な勢いで下降しております。これは東京都の政策室で推定したものでございまして、先ほど申しましたように補正係数の計算の仕方は公表されておられませんので何ともわかりませんが、五十年程度に大都市の補正係数は平均一三％であつたのが、五十三年には八％に下落する。そのうちで特に東京都は二一％から六％に低下している。低下は東京都において非常に激しい。それが激しかったことが貧しいにもかかわらず富裕団体にされてしまつていふ原因になつていふと思ひます。

この地方交付税は、東京都が非常にいじめられているというのことは事実でございまして、これは五十年前後に自治省の一名前は申しませんが、おれは革新が大きいだ、ことに革新都政はきらいだ、東京都はいじめめるだけいじめてやるんだと、そういうふうな公言をしていた。ばくは直接間接いたではないです。それから、わかりませんが、よくの部下が自治省に参りまして、こういうことを言つていまして、それがこういふふうな補正係数が非常に伸び悩んでいること、それからもう一つ直接に、これから申しますけれども、地方債の発行が非常に制限されて、財政対策を五、六百億お願ひをしてそれが一つも許可されない。それが東京都の赤字財政の大きなものになつていふ。それで、そういう事態があつたということも、何といひますか、財政の自主権が地方自治体になつたといふことの証拠であると思ひます。

それからもう一つ国庫支出金、これはパーセンテージから申しますと二七％で一番大きい。これは主として物的、人的補助金でございまして、これは国庫の支出金でございまして、ひもつきの財源であるといふことは言うまでもございませぬ。それだけではございませぬ、これは政府から委任された委任事務を遂行するために与えられるものでございまして、必要な額だけ与えられます。それがいわゆる超過負担でございまして、つまり、みすみす超過負担が出る、赤字が多くなるということを知つていながら住民のための施策としてやらなければならぬ。涙をのんで超過負担を甘んじて支払つて赤字を出しながらやります。そこを自治省の方は、先ほど大臣も言われましたように、哀訴嘆願をいたしまして、陳情に陳情を重ねて、何とかして赤字を少しでも少なくするために補助金を少しでも多くするということも、いかに地方財政が自主の権利がないかということも証明していふと思ひます。

それから最後に地方債でございまして、これは私が言うまでもないことですが、昭和二十二年に、最初地方自治体は議会の協賛を得て自由に地方債を発行することができると。それがすぐ変えられ

まして自由に発行することができなくなつて、「当分の間」自治省の許可を得るということになつたわけでございます。その「当分の間」というのは、恐らく戦争直後で金融もノーマルな状態ではない、そしてまた資金の供給が非常に足りない、そういう状態のもとに地方債をよけに発行するというふうな要求が出て非常に困るので、その点においては国が統制をして、地方債の発行も規制せざるを得ないということから戦争直後にそういう許可制になつたのだと思ひます。しかし、それが何と三十年続いているんです。私はもう非常に腹が立ちまして、行政訴訟を起すということを決心をいたしましたけれども、残念ながら都議会で否決をされて提訴することができなかった。いまもってくやしくって仕方がない思ひがいたします。これはもうつまり、地方債の発行に自治省の許可を得るというのは、自治体の長を非常にばかにしているのではないかと。地方自治体の長、知事でありましたけれども、そんなものじやないんです。それは、自分のところの財政がまづかなって赤字団体に転落するといふふうなことになるのは極力避けなければならぬといふふうな、むやみやたらに地方債の発行をするといふふうなことはあり得ないことではないかと思ひます。そういう点においては地方自治体の長の良識に任せられてはよくは大丈夫であるといふふうに思ひます。つまり、景気の変動に伴つて支出の変動に対応をするためにどうしても地方債の発行が必要であるといふことが生ずるのでありますけれども、こういうときに自由に地方債を発行できないといふのはまことに困つたことであると言わなければならぬと思ひます。

そういうわけでございます、ただいま申し上げましたように、地方は国全体の仕事の七六％をやつてゐる。そういう意味から言えば中央政府よりもっと大切である。そうして、そういう大切な仕事をやつてゐるにもかかわらず財政の自主権はない。そして、まあ自主的財源と言われる財源は全体の三％であつて、地方自治体の収入の七〇％はひもつきである。そのひもつきの財源にがんじがらめに縛られて、陳情、陳情でへいこらしてゐる。そういうのが現状であると思ひます。そして、これが日本における地方自治の発展を阻害している最も大きな原因ではないかと思ひます。

それで、幸ひにして第二臨調といふものが始まりました。それは増税をしないで財政を賄つていくといふことも非常に必要ではあるでございまいしうけれども、日本の民主主義化を阻害しているような地方財政の構造を正しい姿に直すといふふうなことも臨調の重大な責務であると思ひますので、大臣、どうぞそういうことを大いに主張をさせていただきたいと、そういうふうな思ひをします。御意見はいかがでございまいしうか。

○國務大臣(安孫子藤吉君) 先に大体のことをお答えいたしました、なお詳細の点については財政局長なりから申し上げることにいたします。

基本的な考え方につきましては私も同感でございします。もう少し地方に財源を付与すべきだといふと、こういうふうな思ひがいたします。歳出の実態とそれから財源の配分が非常にアンバランスになつておる、これを是正することは必要だといふと思つております。そのためには今後努力したいと思つていますが、一点、交付税の問題につきましてもお話ございましたが、交付税のたえば補正係数にいたしましたも何にいたしましたも、これは今回の審議にもお願いしておるわけでございますが、交付税の配分は自治省がいろいろさかづんでやつてゐるものでございまして、もう補正係数まで全部法定いたしましたから、国会の審議を経てやつてゐるわけでございますから、この点については、私は余りに詳細過ぎるのじやないかといふ感じが実は持つておるのでございまして、これは、自治省がさかづんで交付税を配分してゐるなんといふことは絶対にございせんので、これだけはひとつ認識をお改め願ひたいと思ひます。

その中にありまして、大都市は非常にいじめら

れておるといふお話がございましたが、これは私なんかも経験しておりますが、昭和三十年代、安井さんが知事のときでございしますけれども、ずいぶん論争をした問題でございします。大都市のデメリットのお話もございましたが、地方のわれわれから申しますと、大体高等学校の生徒は県費でもって養成をして卒業して、そして卒業すると皆東京に来て、東京で税金を納めておる。地方じや負担だけして、そして本場の納税の關係はみんな大都市で吸収してゐる、おかしいじやないか。したがって、東京都知事に少しリベートでもよせと。こういうような談判をしたこともございしました。そうすると、都知事の方では、冗談じやない、おれの方じや頼んで来てもらつてゐるわけじやないんだ、勝手に来てゐるんじやないか。来たために、おれの方は住宅を建てにやいかぬ、屎尿処理もやらにやいかぬ、大変な迷惑だと、そういう論戦をしたこともございします。したがって、大都市だけはいじめてゐるなんといふことはありまして、その辺は十分公正に交付税の運用は私は行われてゐると、こう思つておるわけでございます。いろいろ細部についての御意見はあらうかと思ひますが、大局として私はそういうことだと思ひます。

それから地方債の問題でございしますけれども、法文上「当分の間」とありますので、この点はやっぱり一つの論議の対象にはなるだらうと思ひます。私も若干その点についてはさういふ考えが心の底にないわけではございせんけれども、何にいたしましても貧弱団体から申しますと、起債能力のない団体もあるわけでございます。それからまた、国全体の資金計画その他から申しますと、さう自由にもできぬといふ事情もあるようでございまして、そういう観点から「当分の間」といふものが今日に至つておる。この点は、成文の解釈から申しますといろいろ批判をされる余地は私はあると思つておりますけれども、実態は必ずしもさう簡単にはいかないじやなからうかと、こう思つてゐるわけでございます。ただし、この起

債の運用方法につきましては、できる限りの法的なものにいたしまして、一々の許可を得るようなこととでなく、弾力性を持つてやるといふようなことに自治省といたしましても工夫をこらしておる点は、ひとつ御理解を願ひたいものだと思うのでございします。

さうなことでございまして、大変いい御意見を承りまして参考に相なりました。努力をしてまいります。

第二臨調の問題については、私もさうに考えておるわけでございます。

あと、詳細については財政局長の方から……

○美濃部亮吉君 ただいまの人口集中の問題、地方の大学を出た人たち、そういう人たちは確かに東京に――そういう人たちだけでなく、多くの人たちが来るのは事実でございまして、そういう人たちのために道路をつくつたり清掃事業をしたり地下鉄をつくつたり、大変な費用がかかる。しかも彼らは周辺に住んでいて、租税、税金はわれわれのふところに入つてこないんです。それだからマイナスばかりあつてしまつてね。それから、周辺地域も大変なんだ。これは非常に大変なんだ、私たちが申しますとどうぞ来てくれない方がいゝと。それでも最近人口が増加をしない方ないまして、これは非常にありがたことだといふふうに思つております。それだけを訂正しておきます。

○政府委員(土屋佳昭君) いろいろお話がございましたが、実際の行政分担が七割も地方団体が負担しておるんだと、さういふ点はおっしゃる通りでございまして、私どももその意味ではやはり基本的には地方税源そのものが強化されるべきだといふ点について、もうおっしゃるとおりだと思つております。

ただ、御承知のように、一方では財源偏在の問題がございします。さういふことがございしますから、国との財源配分に留意しながら一定水準の行政運営と財政の健全性を保持するために現行の交付税制度というものがあつてございします。そ

ういった中で、交付税の算定というものが公正でなければならぬという御意見でございます。当然のことでございます。私も毎年度地方交付税法の規定に基づいて、事態に即応して算定をしてきておるつもりでございます。

御指摘のございましたように、各行政項目ごとの測定単位なり単位費用なり補正の種類なり、そういった算定方法に関する基本的な事項をちゃんと定めて、具体的な算定方法を交付税法の規定に基づいて自治省令でも示しておるわけでございます。その自治省令の中身についていろいろと御意見があるわけでございますが、私どもとしては、毎年地方団体からの改正意見等も聴取をしておりまして、そういう意見に基づいて改善を行っておるわけでございますし、そういった省令等の改正等については、あるいはまた交付税の額の決定等につきましては地方六団体推薦の委員を含めて構成されております地方財政審議会の意見も聞いておるわけでございます。そういったことで、大都市に係る基準財政需要額の算定に当たりまして、普通状態補正なり投資補正なり事業費補正等を適用することによって、おっしゃいましたような流入人口に伴う増加需要とか高い地価に伴う増高経費等をなるべく確に反映するというふうな努力をしておるわけでございます。高い地価なり、あるいは先ほどおっしゃいました地下鉄等の特別の財政需要等についても事業費補正の適用をしておるわけでございまして、それぞれに私どもは努力をいたしております。

特に、五十年度を基準とした場合の東京都についての基準財政需要額を見ますと、五十年から五十五年度の間に一・四六倍伸びております。全地方団体は五十年から五十四年度までは一・七四倍ということになっておるわけでございまして、いろいろと細かく申し上げればあれこれあるわけでございますけれども、全体的に見ますと人口集中地区の人口とか、あるいは第二次、三次の産業就業者数とか昼間流入人口等の指標の伸びは東京都以外の道府県の方が相対的に高くなっている。そ

れだけそういった地域における都市化が急激に進んできて、東京都だけではない地方都市にもそういった波が押し寄せてきておる。そういったことから、客観的に算定をしていきますと、何と申しますか、都市化の平準化という傾向が進んでおるわけでございまして。そういったことから態勢補正係数等を中心に係数の格差是正が行われてきておるということでございまして、結果的には全地方団体共有の財産でございます交付税を公正、適正に配分するといった意味で、いま申しました東京都以外の地域と、公正に係数等調べてみれば、そういうことになるとなるんだということでございます。その上で、需要をできるだけ反映させた上で、東京都の収入を見ますと、やはり法人収入とか法人関係税の収入といったようなものも高くて、相対的な関係でございますが、やはり結果としては交付税法上の財源余裕団体という形になっておるわけでございまして。それが絶対的ないわばお金持ちで、もうあり余るほどあるんだという意味ではございませう。制度としてはそういうことになっておるといふことを御理解を賜りたいと思うのでござい

ます。それからもう一つ、地方債の問題をお述べになつたわけでございまして、地方債の許可制度といたうのはたびたび申し上げておりますように、当然に将来その元利償還による財政負担を伴うわけでございまして、それぞれの地方団体が地方財政全体についてその適正限度を保持いたしまして、地方財政の健全性を確保する必要があることは当然だと思っております。また、元利償還金というものは地方財政計画に計上をいたしまして、所要の財源措置を講じていく必要があるわけでございまして、そのことから地方債発行の適正限度が保持されなければならないと思っております。また、現在の財政、金融制度のもとでは、地方公共団体の資金需要も国や民間との資金需要との調整を図って、限られた資金でありますから、これを適正に配分する必要があるということもございまして、さらには、先ほど大臣からお話がこ

ざいしましたが、資金配分の公平を図って、特定団体への資金の偏重を防止する。要するに、実力のあるところだけが信用があつてどんどん発行するというものになつても困るわけでございまして、そういった資金の偏重を防止するということによりまして、財政力いかにかわらずに必要な資金が確保される必要がある、そういったこと等からやっておるわけでございまして、やはり、当分の間ということではございまして、そういった必要性がある限り、私どもとしてはいまの制度を維持せざるを得ないだろうというふうに考えております。

なお、東京都についていろいろおっしゃつたわけでございまして。いろいろ御苦労もあつたと存じますが、たとえば公債費比率、五十三年度で見ますと、都道府県の全平均が五・七％でございまして、それが最高は東京都の十四・五％でございまして。二位が福井、兵庫となつておりますが、一〇％以上という、この十四・五％という非常に高い率で、ある意味では抜群に最高でございまして、財政力に比べて最も起債量が多いということも実際上言えると思っております。東京都に限って特に起債を制限しているということではないということとはもう数字がはっきり示しておるわけでござい

ます。そういうことで、いろいろと現行の制度でももちろんこれが最善であると思っております。いろいろな面で改善する余地はございまして。特に申し上げましたように、地方自治と、その強化を言うならば、この地方の自主財源というものを強化すべきだということはおっしゃると思つたところで存じます。改善の余地はいろいろあると思つたところで、私どもとしてもそれぞれの立場でそういった充実、強化ができませんように努力をしておるつもりでございまして。御指摘の点についてもいろいろと今後参考にしまして十分検討をいたしたいと思ひます。

○美濃部亮吉君 一言。総体的な結論をいたしまして、東京都においては都民一人当たりの租税収

入が鹿児島以下なんです。それはどういふふうにお考えになりますか。そういうふうな特別需要というものが、特別な財政需要というものが全然加算されていない。そのために、都民一人当たりの租税収入が鹿児島と同列になっている。これ、ほくもそういう数字を見てびっくり仰天をしたんですけれども、そうなつております。

これでおしまひでございまして。

○政府委員(土屋佳昭君) 参考にしてまいります。

○委員長(亀長友義君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(亀長友義君) 次に、昭和五十六年度の地方財政計画について政府から説明を聴取いたします。安孫子自治大臣。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 昭和五十六年度の地方財政計画の概要について御説明を申し上げます。

昭和五十六年度の地方財政につきましては、昭和五十五年度に引き続き厳しい状況にあります。が、おむね国と同一の基調により、財政の健全化を促進することを旨として、歳入面におきましては、住民負担の適正合理化にも配慮しつつ地方税源の充実を図るとともに、昭和五十五年度に引き続き見込まれる巨額の財源不足につきましては、これを完全に補てんする等地方財源の確保を図る一方、歳出面におきましては、経費全般について徹底した節減合理化を行うという抑制的基調のもとで、住民生活に直結した社会資本の整備を図るために必要な地方単独事業の規模の確保に配慮する等限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある財政運営を行うことを基本といたしております。

昭和五十六年度の地方財政計画は、このような考え方を基本として策定いたしておりますが、以下その策定方針について申し上げます。

第一に、現下の厳しい地方財政の状況等にかんがみ、法人住民税について均等割の税率適用区分

の基準を改めるとともに、道府県民税及び市町村民税に係る法人税割の税率を調整し、個人事業税について課税対象事業を追加工し、不動産取得税の税率を引き上げ、非課税等の特別措置の整理合理化を行う一方、所得の金額が一定の金額以下である者について昭和五十六年度限りの措置として住民税所得割の非課税措置を講ずる等地方税源の充実と地方税負担の適正化を図ることとしたしております。

第二に、地方財源の不足に対処し、地方財政の運営に支障が生ずることのないようにするため、昭和五十六年度の地方財源不足見込み額一兆三百億円につきましては、地方交付税の増額と建設地方債の増発により完全に補てんすることとしております。

なお、建設地方債の増発については、昭和五十五年よりその額の縮減を図っております。

(二) また、地方債資金対策として政府資金及び公営企業金融公庫資金の増額を図ることとしております。

第三に、抑制的基調のもとにおいても、地域住民の福祉の充実、住民生活に直結した社会資本の計画的整備等を図るための諸施策を実施することとしております。このため、生活関連施設等の計画的な整備の推進等図るため地方単独事業の所要額を確保するとともに、福祉施策の充実、教育振興対策等の推進等図ることとし、また、過疎地域に対する財政措置を充実することとしております。

第四に、地方行政財政運営の合理化と財政秩序の確立を図るため、国庫補助負担基準の改善を図り、あわせて年度途中における事情の変化に弾力的に対応し得るよう配慮するほか、地方財政計画の算定内容について所要の是正措置を講ずることとしております。

以上の方針のもとに昭和五十六年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は、四十四兆五千五百九億円となり、前年度に対し二

兆九千八百十三億円、七・〇％の増加と相なっております。以上が昭和五十六年度の地方財政計画の概要でございます。

○委員長(議長友義君) 次に、補足説明を聴取いたします。土屋財政局長。

○政府委員(土屋佳昭君) 昭和五十六年度の地方財政計画の概要につきましては、ただいま自治大臣から御説明いたしましたとおりでございますが、なお、若干の点につきまして補足して御説明いたします。まず、規模でございますが、明年度の地方財政計画の規模は、四十四兆五千五百九億円で、前年度と比較しまして二兆九千八百十三億円、七・〇％の増加となっております。

次に、歳入について御説明いたします。

まず、地方税の収入見込み額でございますが、道府県税七兆九千九百二十五億円、市町村税九兆九百五十一億円、合わせて十七兆八千七百七十六億円でございす。前年度に比べて道府県税は八千二百十億円、一・四％の増加、市町村税は一兆一千九百六十八億円、一五・二％の増加、合わせて二兆百七十八億円、一三・四％の増加となっております。

なお、地方税につきましては、すでに御審議をいただきましたように、現下の厳しい地方財政の状況等にかんがみ、法人住民税について均等割の税率適用区分の基準を改めるとともに、道府県民税及び市町村民税に係る法人税割の税率を調整し、個人の事業税について課税対象事業を追加工し、不動産取得税の税率を引き上げ、非課税等の特別措置の整理を行う一方、所得の金額が一定の金額以下である者について昭和五十六年度限りの措置として住民税所得割の非課税措置を講ずる等、地方税源の充実と地方税負担の適正化を図るための措置を講ずることとしたところでございまして、これらにより七百五十六億円の増収を見込むこととしております。

また、地方譲与税の収入見込み額は、四千四百八十五億円となっております。

次に地方交付税でございますが、国税三税の三二％に相当する額に一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる臨時地方特例交付金三千三百六億円、同特別会計の資金運用部からの借入金三千三百二十億円及び前年度からの繰越分三千七百五億円を加算し、総額八兆七千六百六十六億円を確保いたしました結果、前年度に対し六千三百九十一億円、七・九％の増加となっております。国庫支出金につきましては、総額十兆六千八百六十五億円で、前年度に対し二千四百三十四億円、二・三％の増加となっております。これは社会福祉関係国庫補助負担金及び義務教育費国庫負担金などが増加した反面、公共事業費補助負担金などが前年度より減少したことによるものであります。

次に、地方債でございますが、普通会計分の地方債発行予定額は、四兆二千七百億円でございまして、前年度に對しまして、千五百七十六億円、三・六％の減となっております。この中には、地方財源の不足に対処するための建設地方債六千九百億円が含まれております。

地方債計画全体の規模は六兆九千三百三億円で、前年度に對しまして、千四億円、一・四％の減となっております。これは財源対策費を昭和五十五年より三千四百億円減額したためでございまして、財源対策費を除くと前年度に對して二千三百九十六億円、四％の増となっております。

地方債計画の基本方針といたしましては、地域住民の福祉の向上を図るとともに、魅力ある地域社会を形成するため、生活関連施設等の整備を推進するものとし、このため必要な地方債資金の総額を確保するほか、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、あわせて地方債資金の質の改善を図ることとしております。

以上のほか使用料及び手数料並びに雑収入につきましては、最近における実績等を勘案して計上いたしております。その結果、歳入構成におきましては、地方税が前年度の三六・二％に對し、二・一ポイント増の三八・三％となり、これに地方交

付税及び地方譲与税を加えた一般財源は前年度の五六・七％から五八・九％へと上昇し、反面、地方債は前年度の二〇・六％から九・六％へ、国庫支出金は前年度の二五・一％から二四・四％へとそれぞれそのウェイトが低下しております。

次に歳出について御説明いたします。まず、給与関係経費についてでございますが、総額は十二兆五千六百九十五億円で、前年度に對しまして七千七百二十六億円、六・五％の増加となっております。これに関連いたしまして、職員数につきましては、教育、警察、消防関係の職員を中心に増員を図ると同時に、一般職員については国家公務員の定員削減の方針に準じ、定員合理化を行うこととしております。

次に、一般行政経費につきましては、総額九兆六千九百六十五億円で、前年度に對しまして、六千二百二億円、六・八％の増加となっております。このうち国庫補助負担金を伴うものは四兆七千五百六十六億円で、前年度に對しまして、二千二百四十四億円、四・五％の増加となっており、この中には、生活扶助基準の引き上げ等図っている生活保護費、児童福祉費、老人福祉費などが含まれております。

国庫補助負担金を伴わないものは四兆九千九百九十九億円で、前年度に對しまして四千九百九十億円、九・二％の増加となっております。この中には、社会福祉関係経費を充実するほか、高等学校以下の私立学校に対する助成経費として二千六十六億円、年度内及び年度越回収交付金として一兆四千八百四十一億円、災害等年度途中における追加財政需要等に対する財源留保として四千五百億円等を計上いたしております。

なお、内部管理的な一般行政経費は、極力抑制することとしております。公債費は、総額三兆六千九百八十六億円で、前年度に對しまして六千二百二十億円、二〇・二％の増加となっております。

次に、維持補修費につきましては、各種施設の増加及び計画的補修の必要性等の事情を考慮し、前年度に對しまして三百六十一億円、六・五％の増

額を見込み、五千八百八十二億円を計上いたして
おります。

投資的経費につきましては、総額十六兆五千三百
百五十九億円で、前年度に對しまして、六千六百六
億円、三・八%の増加となっております。このう
ち、直轄、補助事業につきましては、明年度にお
きまして、公共事業関係費が総額において前年度
と同額とされたことに伴い、〇・三%の増加にと
どまることとなっております。

一方、地方単独事業につきましては、地方団体が
身近な生活関連施設等の計画的整備を推進する
ことができるよう所要の事業量を確保することと
し、前年度に對しまして、五千八百七十三億円、
八%増の七兆八千八百三十五億円を計上いたして
おります。

また、公営企業繰出金につきましては、地下鉄、
上下水道、病院等、国民生活に不可欠なサービスを
供給している事業について、総額九千二百二十二億
円を計上いたしてあります。

以上のほか、地方交付税の不交付団体における
平均水準を超える必要経費については、税収入の
増加等の事情を勘案して所要額を計上いたしてあ
ります。

その結果、歳出構成におきましては、給与関係
経費は二八・二%で、前年度に對し〇・一ポイン
ト、投資的経費は三七・一%で、前年度に對し一・
一ポイント低下している反面、公債費は前年度の
七・四%から〇・九ポイント上昇し、八・三%と
なっております。

以上をもちまして、地方財政計画の補足説明を
終わらせていただきます。

○委員長(亀長友義君) 以上で説明の聴取を終
わります。

○委員長(亀長友義君) 次に、地方交付税法等の
一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。安
孫子自治大臣。
○國務大臣(安孫子藤吉君) ただいま議題となり

ました地方交付税法等の一部を改正する法律案の
提案理由とその趣旨について御説明を申し上げま
す。

地方財政の現状にかんがみ、地方交付税の総額
の確保に資するため、昭和五十六年度分の地方交
付税の総額の特例を設けるとともに、各種の制度
改正等に伴って増加する財政需要に對処するた
め、地方交付税の算定に用いる単位費用を改定す
るほか、地方公共団体の手数料について受益者負
担の適正化を図り、あわせて財源の確保に資する
こととする等の必要があります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であ
ります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明を
申し上げます。

第一は、地方交付税法の一部改正に関する事項
であります。

まず、昭和五十六年度分の地方交付税の総額に
ついては、昭和五十六年度から昭和五十七年度までの
各年度の借入金金の償還方法を変更することにより
その増加を図るほか、さらに、一般会計から交付
税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる臨時地
方特例交付金の額千三百六億円及び同特別会計に
おいて新たに借り入れる千三百二十億円を加算す
ることとしております。

なお、借入金千三百二十億円については、昭和
六十二年度から昭和七十一年度までの各年度に分
割して償還することとし、そのうち、千三百三十億
円についてはその十分の十に相当する額、千三百三
十億円を除いた額についてはその二分の一に相当
する額を昭和六十二年度から昭和七十一年度まで
の各年度において臨時地方特例交付金として一般
会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り
入れ、当該各年度の地方交付税の総額に加算する
こととしております。

また、昭和五十六年度から昭和五十七年度までの
各年度までの各年度の借入金金の償還方法の変更
に伴い、昭和五十七年度から昭和六十七年度までの
各年度の借入金金の償還額及び一般会計から交付税

及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとさ
れている臨時地方特例交付金の額を変更すること
としております。

次に、昭和五十六年度の普通交付税の算定につ
いては、公園、清掃施設、市町村道、下水道等住
民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理
に要する経費、教職員定数の増加、私学助成等教育
水準の向上に要する経費、児童福祉、老人福祉等
社会福祉施策の充実、公害対策等に要する経費
の財源を措置するため単位費用を改定することと
いたしてあります。

さらに、昭和五十六年度において、財源対策債
を減額することに伴い、これに對應する投資的経
費を基準財政需要額に算入するほか、昭和五十五
年度において発行を許可された財源対策債等の元
利償還金を基準財政需要額に算入する等所要の措
置を講ずることとしてあります。

第二は、各種手数料関係法律の一部改正に関す
る事項であります。

最近における経済情勢の変化等にかんがみ、風
俗営業等取締法ほか十一法律に定める地方公共団
体の手数料の額またはその上限について改定を行
い、受益者負担の適正化を図り、あわせて財源の
確保に資することとしてあります。

以上が地方交付税法等の一部を改正する法律案
の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あら
んことをお願い申し上げます。

○委員長(亀長友義君) 本案に對する質疑は後
日に譲りたいと存じます。

○委員長(亀長友義君) 次に、連合審査会に関す
る件についてお諮りいたします。

広域臨海環境整備センター法案について、運輸
委員会に對し連合審査会の開会を申し入れること
に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○委員長(亀長友義君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、
これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御
異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○委員長(亀長友義君) 御異議ないと認め、さよ
う取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。
午後六時二十二分散会

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、社会保険関係職員的身分移管に関する請願
(第二四五〇号)

一、身体障害者に対する地方行政改善に関する
請願(第二四七六号)

一、身体障害者の自動車運転免許証に付される
重量制限廃止等に関する請願(第二四七七
号)

一、身体障害者に対する地方行政改善に関する
請願(第二四八六号)

一、身体障害者の自動車運転免許証に付される
重量制限廃止等に関する請願(第二四八七
号)

一、地方自治体財政確立に関する請願(第二五
八四号)

一、身体障害者に対する地方行政改善に関する
請願(第二六〇一号)

一、身体障害者の自動車運転免許証に付される
重量制限廃止等に関する請願(第二六〇二
号)

一、自動車教習所における教習環境改善等に関
する請願(第二六一九号)

一、社会保険関係職員的身分移管に関する請願
(第二六五一号)

一、身体障害者の自動車運転免許証に付される
重量制限廃止等に関する請願(第二六九七
号)(第二六九八号)

一、身体障害者に対する地方行政改善に関する

請願(第二六九号)(第二七〇号)

一、道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願(第二七二五号)

一、両上肢及び四肢麻痺障害者に対する自動車運転免許取得に関する請願(第二七五七号)

一、道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願(第二七六四号)(第二七六五号)(第二七八四号)(第二八二〇号)

第二四五〇号 昭和五十六年四月三日受理

社会保険関係職員の身分移管に関する請願

請願者 長野市南長野町下六九二ノ二長野県議会議員 金井秀雅

紹介議員 下条進一郎君

社会保険行政事務に従事する職員の身分を地方公務員に切り替えるとともに、その事務と所要の財源を地方公共団体に移譲されたい。

理由

社会保険行政事務に従事する職員の身分は、都道府県を窓口として仕事を行なうが、地方自治法制定以来三十四年を経た今日においても、いまだに地方事務官とされており、予算上の統制や人事権は国にあるため、都道府県の組織の中に任命権、服務規律、給与等を異にする職員が勤務するという変則形態におかれています。この地方事務官制度の廃止については、昭和五十二年十二月に閣議決定されているものの、今もつて実現しておらず、地域住民の生活に直結するこれら重要行政が、地域の実態に即した主体的な行政の実を發揮し得ない実情にある。

第二四七六号 昭和五十六年四月四日受理

身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江外十名

紹介議員 森田 重郎君

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。

身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願

請願者 東京都世田谷区上用賀六ノ三二ノ二四 柳沼和江外十名

紹介議員 森田 重郎君

この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第二四八六号 昭和五十六年四月四日受理

身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 北九州市八幡西区千代ヶ崎二ノ九ノ四ノ一〇八 織田晋平外十名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。

第二四八七号 昭和五十六年四月四日受理

身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願

請願者 北九州市八幡西区千代ヶ崎二ノ九ノ四ノ一〇八 織田晋平外十名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第二五八四号 昭和五十六年四月七日受理

地方自治体財政確立に関する請願

請願者 神戸市垂水区星陵台七ノ一六ノ三二 能勢哲也他四百七名

紹介議員 安武 洋子君

一、地方自治体財政を確立させること。そのため、当面

1 地方交付税率を四十パーセント以上に引き上げるとともに、超過負担の解消を図ること。

2 交通、水道、病院など地方公営事業に対する国庫補助を拡大し、住民負担を軽減すること。

二、公立大学・公立短期大学財政を確立させるために、

要経費として正しく評価すること。

そのため、当面

(一) 現在、人口を測定単位とした「その他教育費」として措置されている大学について、教職員数、学生数等を測定単位とした「大学費」として措置すること。

(二) 単位費用等の算定並びに数値の補正にあつては、国立大学の教官当積算校費・学生当積算校費等の額を用い、全体として、公立大学・公立短期大学が国立大学の水準となるようにすること。

理由

長期にわたる深刻な地方自治体の財政難は、国立大学に比して劣悪である公立大学・公立短期大学の教育、研究等を支える大学財政を一層悪化させているので、速やかに必要な措置をとる必要がある。

第二六〇一号 昭和五十六年四月七日受理

身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九全国脊髄損傷者連合会山形県支部内 浅野目正吾外十名

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。

第二六〇二号 昭和五十六年四月七日受理

身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九全国脊髄損傷者連合会山形県支部内 浅野目正吾外十名

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第二六一九号 昭和五十六年四月七日受理

自動車教習所における教習環境改善等に関する請願

請願者 大阪市東成区深江南三ノ一ノ一一

橋本勝外千名

紹介議員 和泉 照雄君

この請願の趣旨は、第一三九九号と同じである。

第二六五一号 昭和五十六年四月八日受理

社会保険関係職員の身分移管に関する請願

請願者 長野県上田市大手一ノ一〇ノ一一 工藤俊武

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二四五〇号と同じである。

第二六九七号 昭和五十六年四月八日受理

身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願

請願者 山口県徳山市西一の井手 福谷光男外十名

紹介議員 小澤 太郎君

この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第二六九八号 昭和五十六年四月八日受理

身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願

請願者 福井市砂子坂町一四ノ七ノ一 鈴木 木範夫外十九名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第二七〇〇号 昭和五十六年四月八日受理

身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 福井市砂子坂町一四ノ七ノ一 鈴木 木範夫外二十一名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第二七二五号 昭和五十六年四月九日受理

道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願
請願者 東京都墨田区押上三ノ一四ノ七
魚住謙治外百六十三名

紹介議員 八百板 正君

安全輸送の確保、労働者の賃金・労働条件改善のため、次の事項について緊急に改善策をとられたい。

一、道路交通法に基づく指導・取締り等にあつては、「取締り主義」「罰則主義」に陥ることなく、法の民主的運用を行うこと。また、第八十四回国会で決議された「道交法改正に伴う附帯決議」を守ること。

二、中央及び地方における交通警察懇談会に、ハイヤー・タクシール、バス、トラック、自教労働者の代表を業種ごとに参加させ、道交法の民主的運用を図るとともに、安全輸送確立のため民主的な道交法の策定を行うこと。

三、都市交通の円滑化、安全輸送確保、公害防止等の観点から、不要不急のマイカー等の規制など総量規制を強力に進めること。

四、公共輸送機関であるハイヤー・タクシールの運行効率を高め、また利用者の利便を図るため、バス、ハイヤー・タクシール併用レーン、タクシール駐車場、タクシールベ이를増設すること。なお、現在実施中のバス専用レーンにハイヤー・タクシールを乗車・空車を問わず入れること。

五、代行運転、レンタカー、軽トラックなどによる白タク類似行為に対する取締りを強めること。

六、運転免許の更新期間を五年に延長すること。

七、ハイヤー・タクシール運転者養成のための方法・制度について検討すること。

八、取締り重点主義を招く反則金の歳入予算化をやめ、雑収入に繰り入れるよう改正すること。

九、オートバイなどの自速機による不平等、非民主的な交通取締りを速やかに中止し、安全運転

の指導に使用するように改めること。

十、自動車教習所関係につき次の改善を図ること。

1 指導員、検定員の資格を全国共通のものとする。

2 現任講習時テストの目的を明確にする。

3 路上教習中の事故責任は教習所(企業)にあることを明らかにすること。

4 高速道路教習はいつい廃止させること。

5 中小企業近代化促進法に基づく協議会へ労働組合代表を参加させること。

6 身障者教習については、行政の責任においてその対策を講ずること。

7 官利本位の長時間労働を改善させること。

8 教習カリキュラムの民主的策定のために必要な具体策を講ずること。

9 教習車両の規格を統一すること。

10 原動機付自転車の免許取得制度の見直しを図ること。

理由

我々は、ハイヤー・タクシール、観光バス、自動車教習所産業に働き、公共交通の一翼を担う労働者として、賃金・労働条件の改善要求とともに、国民の足を守り、安全輸送の実現に寄与するため、交通政策上の諸問題に関与してから実践・経験に基づく具体的要求を行ってきた。ハイヤー・タクシール、観光バス、自動車教習所が、社会的・公共的に重要な役割を担っていることは周知の事実であるが、公共輸送機関であり、更には運転者育成という重要な使命を負っているにもかかわらず、行政によるなんらの責任ある政策が講ぜられていないことから、せいぜい弱な経営基盤のうえに過当競争を激化せしめ、恒常的な経営の不安定さ、労働者の賃金・労働条件の劣悪さをもち、大きく職場の不安をじやつ起す結果となつてい

る。こうした状況は、国民の足を守り、交通事故・公害をなくし安全輸送を確立するということから

も看過できない。

第二七五七号 昭和五十六年四月九日受理

而上肢及び四肢麻痺障害に対する自動車運転免許取得に関する請願

請願者 東京都国立市谷保六、六六五ノ三
ノ一〇三東京都身障運転者協会内
畑中伸三

紹介議員 前島英三郎君

昭和三十五年施行の道路交通法によつて、身体障害者に運転免許取得の道が開かれて以来二十年余を経過したが、その間各種の運転特殊装置が考案され、教習を実施する施設も増し、また、一方自動車を持ちやすくする福祉的な制度も進みつつある。現在運転免許証を有する身体障害者は十万人に上つたが、道路交通法は第八十八条、同法施行令第三十三条、同法施行規則第二十三条が定められ、この政令に定められた合格基準は、「自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹の障害がないこと。二自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹の障害があるが、その者の身体状況に応じた補助手段を講ずることにより自動車等の運転に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」と定められている。現在重度障害者の移動に関する構造的な措置が国鉄及び民営交通機関では遅れて、前記の者も生活圏及び社会参加が大幅に難渋している。特に雨の降る日はかさばらず、荷物を持てず、混雑する電車等には乗れず、あらゆる行動の自由が奪われ基本的人権が制約されているといわざるを得ない。障害者にとつて自動車の使用は健康者と比較してはるかに大きな意義があり、そのことによつて生活圏の拡大ははかり知れないものがある。外国では既にあらゆる障害者に運転できる自動車が開発され、普及されている。世界一自動車生産の優秀な我が国においても開発等が可能とされているなかで免許取得制度が一日

も早く拡大されるよう望む次第である。

第二七六四号 昭和五十六年四月九日受理

道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願
請願者 山梨県甲府市城東三ノ二二ノ二二
井出善生外百六十一名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第二七六五号 昭和五十六年四月九日受理
道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願
請願者 神戸市兵庫区中道通七ノ一ノ二〇
池下克彦外百六十二名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第二七八四号 昭和五十六年四月九日受理
道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願
請願者 神戸市兵庫区荒田町二ノ二〇ノ五
二七 川島純一外百八十八名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第二八二〇号 昭和五十六年四月九日受理
道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願
請願者 東京都中央区銀座七ノ一四ノ一三
丸山雄外百五十九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案
第一章 地方交付税法の一部改正
(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百

十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同表道府県の項第十号中「昭和五十四年度」を「昭和五十五年」に改め、同号を同表道府県の項第九号とし、同表道府県の項第十一号中「昭和五十四年度」を「昭和五十五年」に改め、同号を同表道府県の項第十号とし、同表市町村の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同表市町村の項第十一号中「昭和五十四年度」を「昭和五十五年」に改め、同号を同表市町村の項第十号とし、同表市町村の項第十二号中「昭和五十四年度」を「昭和五十五年」に改め、同号を同表市町村の項第十一号とし、同表第二項の表中第三十六号を削り、第三十七号を第三十六号とし、同表第三十八号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同表第三十七号とし、同表第三十九号中「昭和五十四年度」を「昭和五十五年」に改め、同号を同表第三十八号とし、同表第四十号中「昭和五十四年度」を「昭和五十五年」に改め、同号を同表第三十九号とする。

第十三条第五項の表道府県の項第八号及び第九号並びに同表市町村の項第八号及び第九号中「昭和五十四年度」を「昭和五十五年」に改め、同表第九項中「同法同条第三項」を「同条第三項」に、「前八項」を「前各項」に改め、同表第十項中及び特定償還費を削り、同表第十一項中「前十項に定めるものの外」を「前各項に定めるもののほか」に改める。

附則第三条第二項中「昭和五十五年」を「昭和五十六年度」に改める。

附則第八条の見出し及び同条第一項中「昭和七十年」を「昭和七十一年度」に改め、同項第三号中「第六項まで」の下に、「第八項若しくは第九項」を加え、「一般会計」を「一般会計」に、「三千七百九十五億円」を「三千七百九十五億円」とし、昭和五十六年度にあつては一般会計から同特別会計に繰り入れられる臨時地方特例交付金の額千三百六億円に改める。

附則第八条の二中「昭和五十五年」から昭和六十二年までを「昭和五十五年及び昭和五十九年度から昭和六十七年度まで」に改め、同条の表を次のように改める。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和五十五年	三百九十億円
昭和五十九年度	三百二十億円
昭和六十年	四百五億円
昭和六十一年度	四百四十億円
昭和六十二年	四百八十億円
昭和六十三年	五百二十五億円
昭和六十四年	五百七十億円
昭和六十五年	六百二十五億円
昭和六十六年	六百八十億円
昭和六十七年	七百五十億円

附則第八条の三第二項第三号中「第六項まで」の下に、「第八項若しくは第九項」を加え、同条に次の三項を加える。

7 昭和五十六年度における第一項の借入純増額の臨時地方特例交付金を、交付税及び譲与

税配付金特別会計法の定めるところにより、昭和六十二年から昭和七十一年度までの各年度において一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れるものとする。

8 昭和五十六年度における第一項の借入純増額のうち前項の規定の適用を受けるものに係る同項の規定による臨時地方特例交付金の額は、次の表の上欄に掲げる年度に応じ、当該下欄に掲げる額とする。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和六十二年	七十億円
昭和六十三年	八十億円
昭和六十四年	九十億円
昭和六十五年	百億円
昭和六十六年	百億円
昭和六十七年	百二十億円
昭和六十八年	百四十億円
昭和六十九年	百五十億円
昭和七十年	百五十億円
昭和七十一年度	百七十億円

9 昭和五十六年度における第一項の借入純増額の臨時地方特例交付金の額を、次の表の上欄に掲げる年度に、当該下欄に掲げる額とする。この場合においては、第四項後段の規定を準用する。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和六十二年	五億円
昭和六十三年	五億円
昭和六十四年	五億円
昭和六十五年	十億円
昭和六十六年	十億円
昭和六十七年	十億円
昭和六十八年	十億円
昭和六十九年	十億円
昭和七十年	十五億円
昭和七十一年度	十五億円

別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

道府県	経費の種類	測定単位	単位	費用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき	五、八三四、〇〇〇円
	二 土木費			
	1 道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき	一九八、〇〇〇
	(1) 経常経費	道路の延長	一キロメートルにつき	三、六五二、〇〇〇
	(2) 投資的経費			
	2 河川費	河川の延長	一キロメートルにつき	六九、二〇〇
	(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	四九〇、〇〇〇
	(2) 投資的経費			
	3 港湾費	港湾(漁港を含む)におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	二〇、四〇〇
	(1) 経常経費	港湾(漁港を含む)におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	八、五三〇
	(2) 投資的経費			
	4 その他の土木費	人口	一人につき	五八六
	(1) 経常経費	人口	一人につき	二、七八〇
	(2) 投資的経費			
	三 教育費			
	1 小学校費	教職員数	一人につき	二、七八三、〇〇〇
	2 中学校費	教職員数	一人につき	二、九一三、〇〇〇
	3 高等学校費	教職員数	一人につき	四、八〇〇、〇〇〇
	(1) 経常経費	生徒数	一人につき	三三、六〇〇
	(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	三三、八〇〇
	4 特殊教育諸学校費	教職員数	一人につき	二、七六五、〇〇〇
	(1) 経常経費	児童及び生徒の数	一人につき	一〇九、〇〇〇
道府県	(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	五五三、〇〇〇
	5 その他の教育費	学級数	一学級につき	九〇〇、〇〇〇
	四 厚生労働費	人口	一人につき	二、三〇〇
	1 生活保護費	町村部人口	一人につき	三、八二〇
	2 社会福祉費	人口	一人につき	二、六二〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	二、六一一
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、四〇〇
	3 衛生費	人口	一人につき	四〇〇
	4 労働費	人口	一人につき	四三六

市町村			
一 消防費 二 土木費 1 道路橋りよう費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費 2 港湾費 (1) 経常経費	五 産業経済費 1 農業行政費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費 2 林野行政費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費 3 水産行政費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費 4 商工行政費 六 その他の行政費 1 徴税費 2 恩給費 3 その他の諸費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費 七 災害復旧費 八 特別事業債償還費 九 地方税減収補てん債償還費 十 財源対策債償還費	失業者数 農家数 耕地の面積 林野の面積 林野の面積 水産業者数 水産業者数 人口 道府県税の税額 恩給受給権者数 人口 人口 面積 災害復旧事業費の財源に充てたるため発行を許可された地方債に係る元利償還金 公共事業費等特定の事業費の財源に充てたるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額 地方税の減収補てんのため昭和五十年から昭和五十五年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額 昭和五十一年度から昭和五十五年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額 人口 道路の面積 道路の延長 港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一人につき 一人につき 一ヘクタールにつき 一ヘクタールにつき 一ヘクタールにつき 一人につき 一人につき 一人につき 千円につき 一人につき 一人につき 一人につき 一平方キロメートルにつき 千円につき 千円につき 千円につき 千円につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 千円につき 千円につき 千円につき 千円につき 一人につき 一人につき 一人につき 一人につき 千平方メートルにつき 一キロメートルにつき 一メートルにつき
			四九四、〇〇〇 五二、四〇〇 三六、三〇〇 二、四〇〇 四、三二〇 一二二、〇〇〇 四九、一〇〇 一、二七〇 九九四、〇〇〇 四〇 三、一三〇 三、三一〇 八七一、〇〇〇 九五〇 三二 一六八 一九〇 五、一一〇 八三、八〇〇 三九一、〇〇〇 一八、一〇〇

(2) 投資的経費	港灣（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき	八、五三〇
3 都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	四八九
	都市計画区域における人口	一人につき	六五九
(2) 投資的経費	人口	一人につき	二八一
	人口	一人につき	三一六
4 公園費	人口	一人につき	一六八
	人口集中地区人口	一人につき	六六七
5 下水道費	人口	一人につき	三九四
	人口	一人につき	
6 その他の土木費	人口	一人につき	
	人口	一人につき	
三 教育費			
1 小学校費	児童数	一人につき	二二、二〇〇
	学級数	一学級につき	四、四六四
(2) 投資的経費	学級数	一校につき	一三七、〇〇〇
	学級数	一学級につき	三八六、〇〇〇
2 中学校費	生徒数	一人につき	二一、八〇〇
	学級数	一学級につき	六〇二、〇〇〇
(1) 經常経費	学級数	一校につき	四、一五五、〇〇〇
	学級数	一学級につき	三八六、〇〇〇
3 高等学校費	教職員数	一人につき	四、九六五、〇〇〇
	生徒数	一人につき	二〇、〇〇〇
(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	三、九三〇
	人口	一人につき	一六三
4 その他の教育費	人口	一人につき	三、四九〇
	人口	一人につき	
四 厚生労働費			
1 生活保護費	市部人口	一人につき	二、七四〇
	人口	一人につき	五一一
2 社会福祉費	人口	一人につき	一、一〇〇
	人口	一人につき	三、五七〇
3 保健衛生費	人口	一人につき	四六五
	人口	一人につき	
4 清掃費	人口	一人につき	
	人口	一人につき	
(2) 投資的経費	人口	一人につき	
	人口	一人につき	

五 労働費	失業者数	一人につき	四九四、〇〇〇
五 産業経済費			
1 農業行政費	農家数	一戸につき	二五、三〇〇
(1) 經常経費	農家数	一戸につき	一一、四〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	五五四
2 商工行政費			
3 その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一七、五〇〇
(1) 經常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一九、九〇〇
(2) 投資的経費			
六 その他の行政費	世帯数	一世帯につき	七、九四〇
1 徴税費	世帯数	一世帯につき	三、三九〇
2 戸籍住民基本台帳費	人口	一人につき	七、六〇〇
3 その他の諸費	面積	一平方キロメートルにつき	七七〇、〇〇〇
(1) 經常経費	人口	一人につき	一、八四〇
(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	二九、〇〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
九 特別事業債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	八八
十 地方税減収補てん債償還費	地方税の減収補てんのため昭和五十年から昭和五十五年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	一六八
十一 財源対策債償還費	昭和五十一年度から昭和五十五年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき	一九〇

第二章 各種手数料関係法律の一部改正
(風俗営業等取締法の一部改正)

第二条 風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「一万円」を「一万二千円」に改める。

(大麻取締法の一部改正)

第三条 大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第九条中「千円」を「二千円」に改める。

第十一条中「五百円」を「千四百円」に改める。

(古物営業法の一部改正)

第四条 古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「七千円」を「八千五百円」に改める。

(家畜商法の一部改正)

第五条 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「千円をこえない」を「千三百円を超えない」に改める。

(質屋営業法の一部改正)

第六条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「二万円」を「一万二千円」に改める。

(漁船法の一部改正)

第七条 漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)の一部を次のように改正する。

(宅地造成等規制法の一部改正)

での各年度分にあつては昭和五十六年度分等

に改め、同項の表を次のように改める。

控
除
額

五千四百八十億円

七千三百二十億円

八千八百二十億円

九千七百九億八千万円

昭和六十四年度
昭和六十五年度

昭和六十七年度

附則第八項に次の二号を加える。

ずる当該下欄に掲げる地方交付税法附則第

年 度

昭和六十二年度

六百二十五億圓

七百五十億円

人々の三萬人ありて現三十二の臨時也万

付金の額

地方特例交付金の額

七十億円

道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願

請願者 神戸市長田区東尻池町三ノ六ノ一

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第二八四七号 昭和五十六年四月十日受理

道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市玉井一、八三六ノ二

紹介議員 小川利夫外百六十九名

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第二八四八号 昭和五十六年四月十日受理

道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願

請願者 千葉県木更津市大久保四ノ六ノ五

紹介議員 足立利夫外百六十五名

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第二八八三号 昭和五十六年四月十日受理

道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願

請願者 岩手県水沢市福吉町一ノ三四 菅

紹介議員 原健蔵外百六十名

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第二八八四号 昭和五十六年四月十日受理

道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願

請願者 東京都北区豊島五ノ六ノ一〇ノ一

紹介議員 〇二 佐藤博信外百六十九名

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第二八九二号 昭和五十六年四月十日受理

身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 北海道釧路市興津五ノ一三ノ一九

紹介議員 門脇東外十名

紹介議員 村馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二八九三号 昭和五十六年四月十日受理

道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願

請願者 千葉県習志野市袖ヶ浦三ノ七ノ八

紹介議員 松井金三郎外百六十九名

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第二八九四号 昭和五十六年四月十日受理

身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願

請願者 北海道釧路市興津五ノ一三ノ一九

紹介議員 門脇東外十名

この請願の趣旨は、第二二四〇号と同じである。

第二九六六号 昭和五十六年四月十一日受理

道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願

請願者 静岡県伊東市宇佐美一、〇四二ノ八

紹介議員 八久保田文男外百七十五名

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第二九六七号 昭和五十六年四月十一日受理

道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願

請願者 福島市飯坂町平野石橋六ノ一 佐

紹介議員 藤健一郎外百九十名

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第二九六八号 昭和五十六年四月十一日受理

道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願

請願者 東京都府中市栄町二ノ七ノ三〇

紹介議員 大高宗雄外百六十四名

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第二九六九号 昭和五十六年四月十一日受理

道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願

道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願

請願者 神戸市兵庫区菊水町一〇ノ一〇四

紹介議員 岡本年江外百六十九名

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三〇〇二号 昭和五十六年四月十一日受理

自動車教習所における教習環境改善等に関する請願

請願者 埼玉県三郷市戸ヶ崎五ノ五〇 谷

紹介議員 岡英利子外千名

この請願の趣旨は、第一三九九号と同じである。

第三〇〇三号 昭和五十六年四月十一日受理

道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願

請願者 神戸市長田区大橋町八ノ五ノ一五

紹介議員 川上猛英外百八十九名

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三〇〇九号 昭和五十六年四月十三日受理

道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願

請願者 埼玉県上福岡市谷田二ノ三ノ八

紹介議員 宇野利栄外百七十九名

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三〇三五号 昭和五十六年四月十三日受理

道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願

請願者 福島県伊達郡保原町富沢柳ヶ作四

紹介議員 六 高橋一夫外十四名

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三〇三六号 昭和五十六年四月十三日受理

道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願

請願者 静岡県伊東市新井二ノ二二ノ一五

紹介議員 石川伊都男外百七十五名

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三〇三七号 昭和五十六年四月十三日受理

道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願

請願者 新潟市藤見町四〇ノ一九八 大橋

紹介議員 一夫外百六十二名

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三〇七〇号 昭和五十六年四月十三日受理

身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 宮崎市恒久南二ノ三ノ三 渡辺千

紹介議員 蔵外十名

この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。

第三〇七一号 昭和五十六年四月十三日受理

身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願

請願者 宮崎市恒久南二ノ三ノ三 渡辺千

紹介議員 蔵外十名

この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第三一〇六号 昭和五十六年四月十四日受理

道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願

請願者 東京都江戸川区本一色町二七七

紹介議員 岡田守外百六十九名

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三一〇七号 昭和五十六年四月十四日受理

道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願

請願者 東京都昭島市中神町一、二七七

紹介議員 斎藤一明外百六十九名

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

紹介議員 阿具根 登君

第三二二〇号 昭和五十六年四月十四日受理
道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願
請願者 大阪府富田林市高辺台三ノ四 重
村哲幸外五十四名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三二二六号 昭和五十六年四月十四日受理
身体障害者に対する地方行政改善に関する請願
請願者 奈良県吉野郡黒滝村横尾 下浦顕
一外十名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二二三三三号と同じである。

第三二二七号 昭和五十六年四月十四日受理
身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限
廃止等に関する請願
請願者 奈良県吉野郡黒滝村横尾 下浦顕
一外九名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二二四〇号と同じである。

第三二四五号 昭和五十六年四月十四日受理
身体障害者に対する地方行政改善に関する請願
請願者 富山県中新川郡立山町宮路七ノ二
志鷹小三郎外十名

紹介議員 吉田 実君

この請願の趣旨は、第二二三三三号と同じである。

第三二四六号 昭和五十六年四月十四日受理
身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限
廃止等に関する請願
請願者 富山県中新川郡立山町宮路七ノ二
志鷹小三郎外十名

紹介議員 吉田 実君

この請願の趣旨は、第二二四〇号と同じである。

第三二六九号 昭和五十六年四月十四日受理
道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願

昭和五十六年五月十八日印刷

請願者 静岡県伊東市広野三ノ一ノ一四
萩原一男外百六十七名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三二七七号 昭和五十六年四月十四日受理
道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願
請願者 東京都立川市砂川町四四六 三宅
光徳外百六十六名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三二九四号 昭和五十六年四月十五日受理
身体障害者に対する地方行政改善に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市三井が丘三ノ一ノ
一ノ一〇二 緑田義一外十名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第二二三三三号と同じである。

第三二九五号 昭和五十六年四月十五日受理
道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願
請願者 青森県南津軽郡大鰐町九十九森五
七ノ一 今井寛満外百五十五名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三二九六号 昭和五十六年四月十五日受理
身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限
廃止等に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市三井が丘三ノ一ノ
一ノ一〇二 緑田義一外十名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第二二四〇号と同じである。

第三二五一号 昭和五十六年四月十五日受理
身体障害者に対する地方行政改善に関する請願
請願者 佐賀市城内二ノ二ノ五六 竹広峰
男外十名

紹介議員 鍋島 直紹君

昭和五十六年五月十九日発行

この請願の趣旨は、第二二三三三号と同じである。

第三二五二号 昭和五十六年四月十五日受理
身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限
廃止等に関する請願
請願者 佐賀県小城市小城町寺浦二、一二
九ノ一五 浜野守利外十名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第二二四〇号と同じである。

第三二六八号 昭和五十六年四月十五日受理
道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願
請願者 静岡県伊東市宇佐美一、八九九ノ
一 穂山三穂外百四十五名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三二七九号 昭和五十六年四月十六日受理
道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願
請願者 東京都東久留米市下里七ノ八ノ九
ノ一〇四 高垣兼弘外百六十四名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三二八〇号 昭和五十六年四月十六日受理
道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願
請願者 東京都東久留米市滝山七ノ一ノ二
堀内勇外百六十九名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第三二八三三号 昭和五十六年四月十六日受理
道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願
請願者 東京都狛江市和泉一ノ六、三〇六
渡辺明男外百五十七名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局